

令和7年12月9日
山口県報号外第48号
監査公表第5号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

平成 17 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

(その2) 山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>包括外部監査の結果報告書（その2）</p> <p>第2 山口県立山口図書館</p> <p>2 外部監査の結果 (個別事項)</p> <p>(4) 施設の利用状況</p> <p>ア レクチャールーム</p> <p>(イ) 監査結果 (指摘事項)</p> <p>レクチャールームの利用は山口県使用料手数料条例によれば、1年中利用可能となっているが（通常の時間利用以外は利用料金が 20%割増しとなっている。）、1年中利用可能であるにしてはあまりにも低い利用率である。</p> <p>同ホールを視察したが、施設の老朽化が進んでおり、その問題の対応を含めて施設の効率的利用の面から、利用の増加について検討すべきである。</p>	<p>(主務課・室 教育庁 学校運営・施設整備室)</p> <p>レクチャールームについては、令和6年度に防音改修や座席・什器の修繕を行ったところであり、令和7年度からは、ホームページ等による広報を行うなど、利用者の増加を図る。</p>	措置済み

平成 21 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況(土地及び建物の管理に関連するものに限る。)について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見 4 行政財産の有効利用 (4) 本庁舎及びその周辺の未利用財産 イ 個別事項 (ア) 3階厚生棟(職員総合相談室、健康相談室、理美容室及び歯科診療所等)(本庁舎) b 現状の問題点及び改善案 ① 施設の有効性・必要性(意見) 職員総合相談室、健康相談室、理美容室及び歯科診療所等の利用状況については、施設の利用状況を評価する体制になっていないため、施設が設置目的に沿って有効に利用されているか確認できず、有効利用に向けた方策も検討することができない。 又、職員総合相談室、健康相談室、理美容室及び歯科診療所などの施設が、なぜ庁舎内になければならないのか、その理由・必要性等について、説明責任上からも明確にしておく必要がある。</p>	<p>(主務課・室 総務部 紹介課) 理美容室のうち、美容室については、一定の利用が続いていること存続する。理容室については、令和7年3月末で廃止とし、他部局にて執務室として利用。 歯科診療所については、休診が継続しているため、今後、職員相談用の個室の用途として管理・利用する。</p>	措置済み
<p>② 検査室スペースの適切性(意見) 検査室が大きなスペースを占めていたが、健康診断のときに利用するのみで、基本的に使用されていないと思われる。年数回実施される健康診断のためにスペースが必要かどうか、健康診断を病院で受ける場合との比較などで、説明できるようにしておく必要がある。</p>	<p>(主務課・室 総務部 紹介課) 主として、健康診断等のために設置されたスペースではあるが、職員相談に対応するための職員相談用の個室の用途としても管理・利用することとした。</p>	措置済み
<p>(5) 知事部局のその他行政財産(土地・建物) イ 個別的事項 (ア) 港湾施設・新南陽野積場 a 利用状況(意見) 山口県の主要港湾全体の野積場利用率は、平成19年度が57.23%、平成20年度が57.75%、平成21年度が50.10%であり、それから見ると、新南陽野積場の利用率は低いと言える。 新南陽地区野積場については、利用促進の成果は少しずつ出てきているが、今後も継続して有効利用を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部 監理課) 県の野積場整備に伴い、令和7年1月1日よりやまぐち港湾運営会社に新南陽野積場全体を含む20年間の一体貸付契約を行ったことから、今後安定的な利用が見込まれる。</p>	措置済み

令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>VI 観光スポーツ文化部 スポーツ推進課</p> <p>2 スポーツを通じた地域活力の創出事業</p> <p>(3) 監査の結果及び意見</p> <p>【意見】地域コミュニティ創出支援の推進拡大について（有効性）</p> <p>山口県はスポーツを通じた地域づくりの推進として、市町が総合型地域スポーツクラブと連携して行うスポーツイベントへの支援を行うために補助金を交付している。</p> <p>平成30年度では下関市、宇部市、山口市、萩市、下松市、長門市、周南市の7市に対して計4,431千円の補助金を交付している。</p> <p>一方で山口県内の残りの12市町については事業計画の立案がなく山口県からの補助金は交付されていない状況となっている。</p> <p>当該補助金は全県的にスポーツを通じた地域活力の創出を目指すための手法の一つであり、最終的には全市町に県の財源が投下されることで市町が有効な事業計画を立案し、市民にサービスを提供することが目的達成に寄与すると考えられる。</p> <p>総合型スポーツクラブ自体は既に県内各市町に多く存在しており、まずは市町と総合型スポーツクラブが連携してイベント開催の機運を高めていくように山口県がより一層主導していくべきである。</p>	<p>(主務課・室 観光スポーツ文化部 スポーツ推進課)</p> <p>スポーツを通じた地域コミュニティ創出支援補助金は令和6年度に既に廃止済みである。</p> <p>なお、令和7年度新規事業のライフスタイルスポーツを通じた運動習慣形成支援事業費補助金においては、総合型スポーツクラブだけでなく、関係団体も補助対象としたため、全市町より事業計画が立案されるよう改善に努めている。</p>	措置済み

令和5年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

環境保全対策に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>8. 環境保全管理運営対策事業</p> <p>(10) 監査の結果(指摘事項) または意見</p> <p>【意見】電気自動車急速充電器の普及について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>県が設置した電気自動車急速充電器は、県が株式会社e-Mobility Power と加盟店契約を締結し、株式会社ミントウェーブに保守管理業務を委託していた。それら5基のうち、3基は株式会社 e-Mobility Power が利用者から徴収する利用料で保守管理できるようになったため、当初に締結した8年間の加盟店契約を更新時に保守管理を含む契約に変更し、株式会社ミントウェーブとの保守管理契約を解約している。</p> <p>また残り2基については充電器の立地もあり、保守管理が可能となる水準の利用状況がないため、これまで同様の保守管理契約を継続している。引き続き保守管理業務の内容を注視し、充電器の利用状況に合わせて縮小・削除等の見直しが可能な項目があれば、委託事業者と交渉し、最少のコストで保守管理業務が実施できるよう努めていただきたい。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 環境政策課)</p> <p>充電インフラ整備を促進するためにH25年に策定した「山口県EV充電インフラ整備計画」で設定した急速充電器設置基数の目標値を、R6年度末時点では達成しており、R7年度以降も、市町や民間主導による充電インフラの整備が見込まれることから、県が設置した急速充電器5基はR6年度末までにすべて廃止となった。</p>	措置済み
<p>25. 環境にやさしい安心・安全な農業推進事業</p> <p>(8) 監査の結果(指摘事項) または意見</p> <p>【意見】審査チェックリストについて（有効性、経済性・効率性）</p> <p>各市町に環境保全型農業直接支払交付金を交付するにあたり、県では4つの審査項目に対して○×形式で記入するチェックリスト（A4判1枚）を策定し、使用している。審査項目は、①「事業の目的（変更の理由）は適正か」、②「交付の内容及び計画は適正か」、③「経費の区分、交付率は適正か」、④「その他（特記事項）」から構成されているが、適正と判断する基準が審査チェックリストを見ても判然としない。</p> <p>このように○×形式の審査でかつ各審査項目の評価基準が曖昧なチェックリストを容認すると、審査自体の形骸化を招き、ひいては、交付すべきでない申請について交付される可能性があるため、審査チェックリストの項目については○×の判定基準を明確にした上で、全ての項目が○にならなければ合格としない旨を記載するなど、審査項目</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 農業振興課)</p> <p>意見を踏まえ、チェックリストの審査項目を明確化するなどの改善を行い、令和7年10月以降の申請から適用することとした。</p>	措置済み

<p>の細分化・判定基準について明確化し、補助金交付の公平性を図る必要がある。</p> <p>29. 県民参加の森林づくり推進事業</p> <p>(8) 監査の結果(指摘事項)または意見</p> <p>【意見】事業目標達成のための効果的な指標の設定について(有効性、経済性・効率性)</p> <p>県は、当事業の目指すべき将来像として、県政世論調査における周知率の維持を掲げている。当該周知率は、やまぐち森林づくり県民税について「知っている」「聞いたことはある」「知らない」の三択に対し、「知っている」と「聞いたことはある」を合計した比率と定義されている。県は、平均30%の周知率の維持を目標としているが、調査開始年度である平成18年度から令和4年度の周知率の平均は33.9%（中央値34.4%、最小値24.8%、最大値41.3%）であった。周知率が目標30%を下回った年度は2事業年度のみであったが、40%を超えた年度も含め、増減要因についての詳細分析は行われていない。</p> <p>周知率を目標にするのであれば、周知率に何がどのような影響を与えていているのかを詳細に分析し、評価する必要がある。周知率の維持に全く寄与しない対策を行っているとは考え難いが、効果の乏しい対策については、より効果的・効率的な事業となるように見直しを行うことが強く求められる。一方で、周知率は様々な要因が絡んだ結果であるため、事業を行うにあたっては、その事業年度内でコントロール可能かつ具体的な目標を別に設定して取り組むことが極めて有用と考える。</p> <p>また、事業の必要性からすると、単に当該税の存在を認識しているかどうかではなく、当該税について県民からの理解を広く得ることの方が重要である。県政世論調査の結果では、当該税とその事業内容について知っていると回答された県民の割合は、令和3年度が11.0%、令和4年度が8.7%であったが、これらについても全く評価が行われていない。令和4年度時点で既に18年間に及ぶ事業年度が経過した税であることから、目標とする指標の妥当性について再度、深く検証する意義は十分にあると考える。今後、令和6年度に行われる「やまぐち森林づくり県民税事業」の延長についての判断が、適切な事業評価のもとで行われることを強く期待する。</p> <p>30. 地域森林づくり活動強化対策事業</p> <p>(10) 監査の結果(指摘事項)または意見</p> <p>【指摘事項】ボランティアリーダーに係る目的外予算の使用について(合規性、有効性)</p> <p>県の事業内容の説明資料では、森林ボランティアリーダーについて、「森林ボランティア団体のスキルアップを目的としたグループ内での技術指導や、活動を活性化するための新たな参画者の勧誘、行政からの必要な情報の収集や要望を伝えるパイプ役としての役割を期待」と記載されている。しかし、募集の段階においては、「リーダーの養成」といった記載は無く、「森のプランナー養成講座」として募集を行っている。過年度の事業で、ボランティア団体に</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 森林企画課) 意見を踏まえ、令和6年度に行った当該税の次期対策の検討において、県政世論調査結果の評価等を行った。 その結果、「県民参加の森林づくり推進事業」は令和6年度をもって廃止し、より効果的・効率的な後継事業として令和7年度に「参加しましょう！森林づくり推進事業」を創設するとともに、事業による県民参加人数を効果的な指標として設定した。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	-------------

<p>属する者のボランティアリーダー養成は一巡した、とのことであり、森林や山林の機能維持に関心がある人を広く募集することを目的として募集を行っている旨の説明を受けた。</p> <p>森林や山林の機能維持や整備に関心がある者に多く応募をしてもらい、講座受講者を中心に、県民の関心を高めるという視点では、必要な対応であると考えられる。しかし、当事業の目的がボランティアリーダー育成であれば、目的に適合した募集を行う必要がある。事業自体がボランティアリーダー育成に重きを置くものでなければ、事業内容を変更し、事業の目的と受講者の対象を明確にする必要がある。</p> <p>【指摘事項】資材購入費 竹炭窯一式の取扱いについて（合規性）</p> <p>当初、当事業補助対象経費として、資材購入費「竹炭窯一式 30 万円」が計上されていた。しかし、交付要綱別表 2において、補助対象経費の資材購入費については、「1 機あたり上限額は 15 万円とされており、さらに括弧書きで市町は除くと規定されている。この資材購入費に補助金を充てるため、森林企画課が実施した事業者への現地ヒアリング業務報告書には「一式 30 万円で補助要件の 15 万円以内に抵触するため、部材を分けて記載すること、（申請段階で可）窯は多くの部材（外窯、内窯、煙突、中敷ほか）で構成されるため、見積書等も含め分けて整理する」と記載されていた。</p> <p>当該記載事項は、通常竹炭窯一式 30 万円でその機能が最終的に発揮され、本来資産の認識単位としては竹炭窯一式 30 万円とすべきであると県も認識している証明となる。このたびのように資産の認識単位を歪めた補助金交付は、補助金交付に県の恣意性が介入し、ひいては当該事業の公平性や信頼性を担保できなくなる可能性がある。この点で、適正な交付事務会計手続が行われていなかったものと考える。</p> <p>ところで当事業の募集要領の運用を見ると「4 採択要件」に「資機材は 5 年間以上適正に管理・運営すること」「事業採択後、一定期間（概ね 5 年間）、森林環境教育や体験交流活動等を行うことができる」と記載があることから、事業を 5 年継続させるためには耐久性がある物品である必要があり、補助金で購入した資機材について 1 機材 15 万円を超える可能性も考えられる。市町以外の事業者については、補助金の上限額は 50 万円であり、当事業の活動趣旨に立ち返り、物価や実情にあった機動的な活用ができるよう要綱を改定する必要がある。</p> <p>加えて、当交付要綱第 4 条（5）において「当該事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できない団体」については、交付の対象外と規定されているが、資産の総額を歪めることは、「明朗な会計業務」とは言えず、適切な指導を実施されたい。</p> <p>32. 繁茂竹林整備事業 (8) 監査の結果（指摘事項）または意見 【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について（有効性、経済性・効率性）</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 森林企画課) 令和 7 年度から「参加しましょう！森林づくり推進事業」の中で、森林ボランティア交流・連携・強化事業に新たに取り組む。</p> <p>当事業では、団体の組織体制の強化や里山活動グループ等の連携・協力体制による継続的・広域的な森林づくり活動への支援等を実施し、県民の森林づくり活動への参画を促進する。</p> <p>また、一部の事業メニューでは、物価高騰等の理由から補助金や資機材の上限額を引き上げている。</p> <p>さらに、事業により取得した財産の適切な管理を行うため、基準額を超える取得財産については、台帳管理の義務付け等を要領に定めている。</p>	<p>措置済み</p>
---	--	-------------

<p>繁茂竹林整備事業では、事業目的達成のために、効果測定指標の目標値として繁茂竹林の伐採目標計画量70ha/年を掲げており、令和4年度には効果面積92.5haを達成し、その達成率は132%となっている。しかし繁茂防止竹林の対象は県内において竹林面積約12,000haのうち、9,871.14ha（令和2年4月13日現在の森林計画樹立データより）である。この算出された竹林面積を基に70ha/年のペースで伐採すると、伐採が完了するまでには、140近くもの年数が必要となる。</p> <p>そもそも70ha/年という数値は、達成可能な現実的な目標であるという意図はあるものの、その数値自体に明確な根拠は無く、また将来的な事業目的達成の指標も明確には無いとのことである。確かに現在、繁茂防止竹林は伐採しなければ、年々増加していく状況にあり、また大部分が私有林であるため、限られた予算の中で繁茂防止竹林の対象面積を急速に減少させることは困難であるという厳しい現状の中、繁茂防止竹林の対象の竹林面積を少しでも減少させるために、予算内でできることを行うという状況はある程度は理解できる。</p> <p>しかし本事業は税金を基に行う以上、予算に対して適切な成果があるのか、否かを常に検証することは予算配分の適切性を判断する上で極めて重要であり、その判断には、適切な事業目的達成指標を設定することも重要となる。現実的に達成できそうとはいえ、明確な根拠のない数値目標を設定し、例え達成したとしても、本来の事業目的を達成したとは考えられず、予算配分の適切性を判断するに値しないと考えられる。</p> <p>そのため、事業目的達成のための具体的な数値目標を明確にし、予算に見合う成果として根拠のある事業目的の達成指標を再設定することが望ましい。</p>	<p>林が増加傾向にあるため、平成17年度から開始されたやまぐち森林づくり県民税の繁茂竹林整備事業をはじめ、その他の様々な対策により本県の竹林面積の増加を抑制する目標として達成指標を設定する。</p> <p>具体的な根拠として、全国の竹林面積は平成24年度が161,400ha、令和4年度が174,839ha（出典：林野庁森林資源現況総括表）と増加率8%（年間0.8%）となっており、山口県の竹林面積も約100haが毎年増加していくと推計される。</p> <p>このため、年々増加する繁茂竹林約100haを抑制するため、県民税事業以外の森林整備事業（造林公共、緑のダム、地域が育むなど）による竹林伐採を実績ベースから約25ha/年と見込み、残りの75ha/年を繁茂竹林整備事業の指標目標として再設定し、第5期対策で実施していく。</p> <p>さらに、近年の豪雨災害による竹の流出防止や竹材活用を図るため、当該指標目標の75haのうち、5ha/年の竹の伐出を試行することとする。</p> <p>なお、繁茂防止竹林の対象は県内の竹林面積約12,000haのうち、事業対象として9,871.14ha（令和2年4月13日現在の森林計画樹立データより）としていたが、これは、事業採択可能な竹林面積を示したものであり、現実には、竹材やタケノコ生産等、資源として活用する竹林も含まれることから、この全てを伐採対象としているものではない。</p>
<p>33. 地域が育む豊かな森林づくり推進事業 (8) 監査の結果(指摘事項) または意見 【指摘事項】補助事業における目標設定に対する様式について(有効性、経済性・効率性) 令達先事務所については、美祢農林水産事務所を対象に監査を実施した。 補助事業に対する効果について、「中山間地域対策」事業では目標値として具体的な経済効果を金額で設定しているが、一方、「地域課題対策」事業は、具体的な定量目標が設定されておらず、「生産量の増加」としているに過ぎないことを確認した。 このことは、令達先の権限や判断によるものではなく、森林整備課側で作成している提出必須書類である計画(実績)書類の様式中に「中山間地域対策」には設定されている「目標指標」項目が「地域課題対策」事業に関しては設定されていないためである。この点について担当者に質問したところ、「中山間地域対策」事業については一定規模以上の組合等の法人を対象としているが、「地域課題対策」事業については、小規模な個人を対象としているため要求が低くなっているという回答を得た。 しかし、特に住民税均等割の超過課税（地方自治体が自主的に地方税の税目や税率を定めて課税できる課税自主</p>	<p>（主務課・室 農林水産部 森林整備課） 「地域が育む豊かな森林づくり推進事業」については、第5期対策では「里山等整備支援事業」へと見直したところ。 見直しにあたっての関係団体へのヒアリングにおいて、各地域の課題解決に向けた要望をストレートに反映し正確に実行し得る地域住民や自治会などの多様な事業主体の参画を望む声が多く聞かれた。 そこで、「里山等整備支援事業」では事業計画書・成績書（別記第2号様式）において、地域をとりまく現状と課題、その課題に即した目標指標とその考え方を事業主体において記載する様式としたところである。 また、実施事業の採択に当たっては、里山等整備支援事業審査要領に規定する里山等整備支援事業審査委員会において、事業主旨の合致性や事業費の適格性やコ</p>

<p>権に基づく税金)である「やまぐち森林づくり県民税」を財源とする事業について、当該事業が有効であったと県民に理解してもらうためには、補助事業の効果を図り、できる限り客観的かつ定量的な目標値を設定すべきである。そのためには、森林整備課は、事業計画(別記第3号様式)地域課題対策計画(実績)においても目標指標の項目を設定し、具体的な金額による効果を測定する必要がある。また、森林整備課においては、令達先全体の目標と結果の分析を継続して行い、次年度の事業にも活かし、発展的な事業として継続されることを望む。</p>	<p>スト削減対策の有無、発展性などを審査・採点し、一定基準を上回る事業のみを採択することとしている。</p>	
<p>【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定について (有効性、経済性、効率性)</p> <p>地域が育む豊かな森林づくり推進事業では、効果測定指標の目標値として地域が育む豊かな森林づくり推進事業補助金の交付件数 19 市町/年を掲げており、令和 4 年度は 17 市町に対して交付し、達成率は 89.5% であった。この結果は令和 2 年度および 3 年度とも全く同じである。</p> <p>当該事業の交付対象は市町であり、採択は市町の手挙げ方式による。県内全ての市町が中山間地域対策及び地域課題対策に本気で取り組むことで多様かつきめ細かな森林整備が進み、森林の有する機能が發揮される可能性が高まるることは事実であり、効果測定指標を補助金交付市町数とすることに一定の理解はできる。しかし、単に全ての市町に当該補助金を交付できれば事業目的が達成される訳ではなく、重要なことは、適切な予算に基づき、適切な市町に適切な額の補助金を交付することで、事業目的を達成することである。そのように考えるならば、現状の効果測定指標の設定が適切であるとは言い難い。</p> <p>現状では、事業の将来的な成果ビジョンが具体的になつておらず、事業目的達成に向けたロードマップも明確にされていない。上記指摘事項でも述べたが、特に住民税均等割の超過課税を財源として事業を実施する以上、予算に対する適切な成果を検証することは予算配分の適切性を判断するうえで重要であり、その判断を行うためには、年度単位での進捗のみならず、適切な事業目的達成指標を設定することが重要かつ効果的であると考える。</p> <p>まずは事業目的達成のための将来的な成果ビジョンを明確にし、県全体として具体的な目標を設定し、その目標達成に向け、市町と協働して年単位のロードマップを明確にする必要がある。その前提の下に予算に見合う成果として、例えば、ロードマップに対する①荒廃森林の整備進捗率、②繁茂竹林の整備進捗率、③観光周辺等の修景伐採による経済効果等、事業目的に照らして根拠のある具体的な指標を設定し、県民が事業の有効性や経済的合理性を客観的に判断出来る事業へ発展させていただきたい。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 森林整備課) 第 5 期対策では、当該対策の期間となる令和 7 年度から 11 年度までの 5 年の整備方針を定めた「森林活力再生事業推進方針書」を策定し、各市町長へ意見照会を行った上で各事業を実施することとしている。</p> <p>また、当該方針書では、森林機能回復事業、繁茂竹林整備事業及び里山等整備支援事業の各事業の対象森林と整備方法や周知活動について定める内容となっており、各市町長意見を反映した適切なものとなっている。</p>	<p>措置済み</p>

令和6年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第4 外部監査の結果及び意見（各事業別）</p> <p>1. 男女共同参画パワーアップ事業</p> <p>【指摘】委託業務における随意契約の合規性について（合規性）</p> <p>(6) -2 「令和5年度男女共同参画パワーアップ講座事業企画・運営業務」における委託契約の手続きについて、時系列では令和5年8月（日付記載なし）に事務連絡にて、受託事業者の「事業受託の同意」を頂いた後に見積書の作成を依頼し、受託事業者からは令和5年9月5日付で参考見積書が提出され、その金額で令和5年9月15日付委託契約書が締結されている。</p> <p>予定価格が100万円を超えないため、随意契約とすることはできるが、当初から1者受託で事業が進んでいる。</p> <p>この点、業務委託契約事務取扱要領では、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>3 随意契約</p><p>(2) 随意契約による場合の留意事項</p><p>ア 随意契約の場合であっても、競争を働かせることで有利な条件で契約をすることが要求されるため、2人以上の者から見積書を徴取の上、見積合わせにより契約の相手方を決定すること。</p></div> <p>また、適正化通知によれば、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>2 規則の改正</p><p>(1) 規則第167条第1項</p><p>公取調達においては、極力、競争原理の導入が図られるべきであるため、改正前の規則第167条第1項において、随意契約においても、なるべく2人以上の者から見積書を提出させるものと規定していたが、見積書の徴取をより厳格なものとするため、改正により原則2人以上の者から見積書を提出させることとした。</p></div> <p>と定められている。また別表において1者見積もりが可能な場合として</p> <p>別表1(1者のみからの見積書の提出で足りる随意契約)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>ト イからへまでに掲げるもののほか、契約の性質又は目的により、二人以上の者から見積書を提出させ難いとき</p><p>本号は、広範に適用することが可能と思われる規定であるが、競争原理の導入の観点から、適用に当たっては極力限定的に解釈すること。</p></div> <p>と定められている。</p> <p>本事業では、令和5年9月5日起案の執行時の選定業者及び理由において、「山口県内全域を活動区域とする女性団体の協議会であり、各構成団体の協力を得て、県全域を対象とした啓発事業を幅広く実施することが可能であるため」とあるが、こ</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)</p> <p>指摘を踏まえ、業者選定する際に、複数業者からの見積書を徴収し、競争原理の導入の観点から、適正な事業の執行に努めることとした。</p>	措置済み

<p>れによっても上記には該当はしないと思われ、2者以上の見積書の提出が必要な案件である。</p> <p>委託契約の締結については、競争原理の導入の観点から、安易な1者見積りの随意契約ではなく、法令、要領等に基づく原則に従った契約手続とすることが必要である。</p>		
<p>【指摘】調査結果の活用について（有効性）</p> <p>「次世代育成PT委託事業に係る負担金」は、九州・山口9県の負担金により、次世代育成プロジェクトのための事業を合同で実施している事業である。その中で家事・育児時間調査事業として佐賀県が実施した調査に対して負担金が発生している。</p> <p>しかし、調査報告書は提出されているものの、調査結果の数字が何かの資料に使われているわけでもなく、効果測定も実施しておらず、特に活用はされていない。</p> <p>漫然と負担金を出すだけではなく、活用方法を十分に検討して有効性を高めて頂きたい。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)</p> <p>指摘を踏まえ、調査報告書を各市町・関係団体等にも周知し、予算編成作業や計画策定等に有効的に活用していく。</p>	措置済み
<p>【意見】セミナーの実施方法について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>前年度まで委託事業として行っていたパワーアップセミナーを今年度は直営で行った。その結果、前年度1,144,000円だった委託事業が、今年度はオンラインセミナーの講師料145,200円で実施できた。この金額以外にライブ配信費用等の通信費やその他の費用等はかかったものの経済性はかなり向上しておりその点は非常に評価できる。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)</p> <p>意見を踏まえ、今後も直営での実施が見込めるものは、オンライン実施の有効性を検討したうえで積極的に実施していく。</p>	措置済み
<p>一方、今回監査対象となっている他の事業、「5. 女性デジタル人材育成事業」における3種類の形態（①会場、②オンライン、③アーカイブ）で実施された「プログラマー養成講座」の参加者アンケートによる満足度調査で「満足・やや満足」と回答した率は、①会場93.8%、②オンライン63.6%、③アーカイブ60%となっている。さらに、最初の受講者57名（①会場20名、②オンライン20名、③アーカイブ17名）の内、修了者は33名（①会場20名（100%）、②オンライン8名（40.0%）、③アーカイブ5名（29.4%））という興味深い結果が出ている。</p> <p>したがって、事業目的達成のためのオンライン実施の有効性については更なる分析及び検証が必要である。</p> <p>そのような実状も加味した上で、担当者の人的負担は増していると思われるが、このように委託事業として行っていた事業を直営で実施することは、担当課の経験値やノウハウが蓄積、向上し得ると思われるため、是非、他の事業にも波及させて今後の事業運営につなげて頂きたい。</p>		

2. 女性の活躍応援事業

【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定と事業効果

(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課) 措置済み

<p>の検証について（有効性）</p> <p>女性の活躍応援事業では、経営者等の意識改革などを通じ、事業者・団体における女性の登用や女性活躍に向けた取組を促進するという目的達成のため、ポジティブ・アクション（性別や障害などの属性により社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人々に対して、職場や学校等で一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置）に取り組む事業所割合を令和2年度31.3%から令和5年度40%へ増加するという目標を掲げている。しかし当該指標は毎年集計されるわけではなく（集計は産業労働部労働政策課により基本的に3年に1度）、各年度の進捗につき詳細な事業効果の検証は行っていないとのことである。</p> <p>確かに目標とする指標が毎年集計されるわけではないため、各年度の事業効果の検証を行うことは困難であることは理解できる。しかし各年度にて予算が充てられる以上、代替とはいえる各年度の事業目的達成指標を設定しなければ、事業の明確な評価が行えず、予算配分の適切性を判断できないと考えられるため、各年度にて代替的な事業目的達成指標を設定し評価することが必要である。</p> <p>ここでポジティブ・アクションに取り組む事業所割合にどこまで反映されるかは不明確ではあるが、少なくともシンポジウムやセミナーに参加する者や企業関係者がその内容に満足しており、また参加したいと思うならば、目的達成に一定の貢献をしていると考えられる。そのため例えばシンポジウムやセミナーにおけるアンケート結果を利用して「満足」あるいは「また参加したい」等の取組が評価された項目の選択割合を事業目的達成指標にして、その割合が一定以上を占めることを目標とする等の対応が考えられる。</p> <p>【意見】シンポジウムにおけるオンライン参加者に対するアンケートの実施について（有効性）</p> <p>やまぐち女性活躍応援団事業での地域シンポジウムでは、会場参加とオンライン参加がある。会場参加者に対してはアンケートを実施しているが、一方でオンライン参加者にはアンケートを実施していなかった。</p> <p>事業としてシンポジウムを行う以上、成果に関する検証は当然に必要と考えられるが、その成果の一端として参加者がシンポジウムを有益であったと感じることは重要であり、また参加者がシンポジウムに何を求め、何を学んだかを把握するためにもアンケートは非常に有用な判定材料となる。今回のように、会場参加者よりもオンライン参加者が多い場合は尚更である。</p> <p>オンライン参加者へのアンケートは、ツールを活用すれば簡便かつ集計も容易なため、実施することへの障壁があるとは考え難い。事業の有効性を向上させるために、PDCAを適切に回すツールとして、オンライン参加者に対してもアンケートを実施</p>	<p>課）</p> <p>シンポジウムや各種セミナーなどの各事業の個別の成果については、これまでもアンケート等により検証してきているところである。</p> <p>意見を踏まえ、事業目標達成のための効果検証については、ポジティブ・アクションに取り組む事業所の増加という指標に加え、各種アンケート結果等の活用により、一層細やかに検証を行うこととした。</p>
	<p>（主務課・室 環境生活部 男女共同参画課）</p> <p>令和7年度のシンポジウムでは、オンラインツールの活用により、オンライン参加者もアンケートが実施できる体制を構築した。</p>

<p>する必要がある。</p> <p>【意見】輝き女性サポーター派遣に関する広報活動について（有効性）</p> <p>本事業の一つに「女性管理職アドバイザー制度」がある。この制度は、県が認定した女性管理職のロールモデルである「輝き女性サポーター」による県内事業所の女性管理職（新人）及び女性管理職候補者への相談体制を構築し、サポートを行うものである。「輝き女性サポーター」についてはHP上でもプロフィールなどの詳細は紹介されており、現在登録されている8名はいずれも素晴らしいロールモデルである。当該制度は、事業実施の背景となっている「男性優位の組織運営」の中にあって、社会の中で意思決定の場に女性の参画が少ない現状を改善していくため、行政自らが率先してポジティブ・アクションを推進するとともに、事業者及び団体に対しても女性の参画拡大を推進するよう積極的に働きかけを行い、意識改革を図るための施策である。現役で女性管理職として業務を行っている「輝き女性サポーター」を講師とする研修は、女性の登用や女性活躍を目指す企業にとって有益であり、より多く派遣し、研修を実施することは事業目的達成に寄与すると考えられる。しかし令和5年度の成果としては残念ながら1件となっている。</p> <p>確かに講師に対する報酬や社内研修に関連する費用は事業所が負担し、それに対する補助金なども現在県は交付していないため、当該講師派遣を申請する事業所に対して金銭的負担があるという要因もあるが、女性の登用などに対する企業の意識改革が進んだ近年において、当派遣制度のような社内研修の需要は増加していると考えると、主な要因は事業所に対する当派遣制度の広報活動が不足していると考えられる。現在当派遣制度は県のHPでの掲載の他、商工会議所を通じての紹介及びシンポジウム内での紹介等、一定の活動を行っているが、周知が進まず、なかなか成果につながっていないと考えられる。そのため制度を有効に活用し事業目的を達成するためにも、他のイベントなどにて当派遣制度について積極的に広く周知を図る等の工夫や適切な対応を取ることが望ましいと考える。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)</p> <p>これまで県HPやSNS、イベント等を通じて周知を行っているが、意見を踏まえ、新たに事業者向けのアンケート調査等を活用し、更なる周知や活用促進に取り組むこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>3. 女性活躍応援資金（中小企業制度融資）</p> <p>【意見】事業の周知方法について（有効性）</p> <p>本事業は、平成27年からの継続事業である。本事業の目的是、女性の社会進出を促進する観点から、女性が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む中小企業を支援するため雇用環境の改善等に必要な資金の融通を図るというものであり、令和5年度の当初予算額は200,000千円（融資限度額：運転資金20,000千円・設備投資50,000千円）と資金の規模は十分であるため、目的と手段は正当と思われる。しかしながら、令和5年度は新規の融資の実績がなく、県によると直近でも令和2年に1</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 経営金融課)</p> <p>意見を踏まえ、女性活躍応援資金のチラシを作成し、県HPに掲載。</p> <p>チラシには、融資期間や融資利率等の資金概要に加え、資金使途の具体例を記載することで、事業主が資金使途をイメージしやすいものとした。</p>	<p>措置済み</p>

件の新規申込みがあつただけとのことである。

本事業の周知については、県内の中小企業支援機関・金融機関などから構成される「やまぐちネットワーク会議」や中小金融機関・商工関係団体向けの「県制度融資説明会」を通じて説明を行い、パンフレットを金融機関や市役所に設置したことであるが、パンフレットは県の制度融資全般のものであり、そのうちのメニューの一つとして本事業が掲載されているだけである。このため、本事業が事業者の目に触れる機会が多いとは言えない。また、パンフレットやHPにおいて示されている融資の目的も「女性が働きやすい職場環境の整備」といった抽象的な記載であるため、一般の事業者には、どのような時に本事業が利用できるのか、イメージしにくいのではないかと思われる。

県は、本事業の資金使途の例として、設備投資としては子育てルームの創設、運転資金としては女性の資格取得・スキルアップを想定しているようだが、上記のパンフレットや県のHPなどには、このような具体例は示されていない。

一方、県は「やまぐち女性の活躍推進事業者・制度」において、本事業と並んで「女性活躍促進施設整備補助金」を用意しているが、この補助金を案内するHPにおいては、補助対象として女性専用施設等（トイレ、更衣室、シャワー室、休憩室等）・安全確保施設等（監視カメラ・街灯等）が挙げられている。

融資と補助金とで事業の性質は異なるものの、HPで資金使途の具体例を示すことはコストもかからず比較的取り組みやすい方法と考えられる。本事業の利用を促進させるためには、事業者が直接目にするHPやパンフレットにおいて、事業主が資金使途を具体的にイメージできるような工夫をすることで周知に努める必要がある。

【意見】融資対象事業者に対する融資条件の緩和について（有効性）

融資を受けるためには、「やまぐち女性の活躍推進事業者」「やまぐち“とも×いく”応援企業」「やまぐち子育て応援企業（令和9年3月31日にやまぐち“とも×いく”応援企業に統合予定）」のいずれかの認証制度等に登録される必要がある。

このうち、「やまぐち女性の活躍推進事業者」に登録するためには、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する必要があり、「やまぐち“とも×いく”応援企業」に登録するためには、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する必要がある。さらに次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画では、「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育児休業」の取得を推奨することを規定しなければならない。

しかし、中小企業にとってこのような計画策定は必ずしも容易なものではないと思われる。中小企業に対して本事業の利用

（主務課・室 産業労働部 経営金融課） 改善途中
融資条件等の見直しについて、県信用保証協会や取扱金融機関等と意見交換を行い、その結果を踏まえ、より活用しやすい内容となるよう、課内で検討を進めている。

<p>を促すには、融資対象者の条件を緩和することについても検討していただきたい。</p> <h4>4. 「新しい働き方」導入支援事業</h4> <p>【指摘】再委託の予定価格が 50%以上となる委託契約における随意契約の妥当性について（合規性）</p> <p>(6)-2「令和 5 年度「新しい働き方」導入支援業務」について、令和 5 年 3 月 15 日競争入札等審査会が行われ、本事業については、地方自治法施行令第 176 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とすることが承認されている。</p> <p>随意契約理由の概要は、「働き方改革支援センターのアドバイザーと連携し、一体的に行うことが不可欠である。従って、働き方改革支援センターを設置している山口しごとセンターの指定管理者でなければ契約の目的を達せられない」である。</p> <p>しかしながら本事業においては、令和 5 年 4 月 12 日付で本事業の予算の大部分を占める専門家派遣について、再委託申請が提出され令和 5 年 4 月 17 日付で再委託承認が行われている。本委託契約の締結日は令和 5 年 4 月 13 日付である。25,000,000 円（税抜）で本委託事業契約額 34,595,220 円（税込）に占める再委託予定額は、79.4% とほぼ大部分を占めている。</p> <p>随意契約とした理由は「指定管理者でなければ、契約の目的を達せられない」とあるが、ほぼ 大部分を再委託することは契約前に把握しているにも関わらず、「指定管理者でなければ、契約の目的を達せられない」との理由は当てはまらない。</p> <p>結果、業務委託契約事務取扱要領</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 随意契約</p> <p>(3) 随意契約によることができる場合 イ その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> </div> <p>には該当せず、随意契約ではなく、一般競争入札とする案件と思われる。</p> <p>さらには、本委託契約がたとえ随意契約が可能だとしても、見積書は受託予定事業者 1 者からのみの提出となっており、業務委託契約事務取扱要領</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 随意契約</p> <p>(2) 随意契約による場合の留意事項 ア 随意契約の場合であっても、競争を働かせることで有利な条件で契約をすることが要求されるため、2 人以上の者から見積書を微取の上、見積合わせにより契約の相手方を決定すること。</p> </div> <p>また、適正化通知によれば、</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>2 規則の改正</p> <p>(1) 規則第 167 条第 1 項 公共調達においては、極力、競争原理の導入が図られるべきであるため、改正前の規則第 167 条第 1 項において、随意契約においても、なるべく 2 人以上の者から見積書を提出させるものと規定していたが、見積書の微取をより厳格なものとするため、改正により原則 2 人以上の者から見積書を提出させることとした。</p> </div> <p>と定められており、 別表 1(1 者のみからの見積書の提出で足りる随意契約)</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課)</p> <p>来年度以降も「新しい働き方」導入支援業務を実施することとなれば、指摘を踏まえ、契約手続きを見直し、当該業務は「やまぐち働き方改革支援センター」の運営業務の一部として実施することとする。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	-------------

<p>ト イから今までに掲げるもののほか、契約の性質又は目的により、二人以上の者から見積書を提出させ難いとき</p>	<p>本号は、広範に適用することが可能と思われる規定であるが、競争原理の導入の観点から、適用に当たっては極力限定期に解釈すること。</p>	
<p>にも該当はしないと思われ、たとえ、随意契約が可能な場合でも、2者以上の見積書の提出が必要な案件である。</p>		
<p>委託契約の締結については、安易な1者見積りの随意契約とするべきではなく、法令、要領等に基づき、原則に従った契約手続とするべきである。</p>		
<p>【指摘】決裁時の内部統制について（合規性）</p> <p>(6)-2「令和5年度「新しい働き方」導入支援業務」における、令和5年3月15日競争入札等審査会の決裁について、「7特に配慮する事項の記載内容」について、</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 指摘を踏まえ、令和7年3月、課内で、今回の事例を主題とする職員研修を実施した。</p>	措置済み
<p>委託料が高額であり、かつ、委託料の大半を支援アドバイザーの人事費が占めており、精算払いとした場合、会社運営に支障を来す恐れがあることから、事業実施に当たり、4回に分割した前払いとする。</p>		
<p>と記載されているが、この記載内容は、本委託契約における事実とは異なり、上記(6)-1「令和5年度やまぐち働き方改革支援センター運営業務」における令和5年3月14日競争入札等審査会の決裁に記載されているものと同一であることから、単にコピーをした文章に対して内容を確認することなく決裁されたものと推察する。</p>		
<p>「特に配慮する」事項が事実に反しているにも関わらず、なんら指摘されることなく決裁が終了していることから、内部統制は機能していないと判断せざるを得ない。また、本件については、他の決裁事案についても、適正に検討されたか否かについての疑念が生じる事案である。</p>		
<p>【指摘】委託事業の効果の測定について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>(6)-2「令和5年度「新しい働き方」導入支援業務」において、上記で指摘した再委託契約に係る伴走支援の実施結果は、成果報告書ではコース別の実施数が計69社と結果数値のみの記載に留まり、取組事例集で計5社の実施結果が紹介されているものの、本事業を実施したことの効果や支援企業における結果も不明である。また業務委託検査調書へも検査結果のみの記載で、所見への記載もない。</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 指摘を踏まえ、伴走支援の経過や結果など事業効果の測定に資する資料を整理することとし、その資料に基づいて事業評価を実施している。</p>	措置済み
<p>約3,459万円の事業であるが、目標や効果の検証が不明である。この事業を続けるべきなのか、目標は何なのか、さらに拡大することが県民の便益向上となるのか否か、貴重な県費を使用しての事業であることから、その効果と経済性をよく見極めて事業を実施するため、効果測定の検証及びエビデンスは必要不可欠である。</p>		
<p>【意見】随意契約の締結について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>上記(6)-1及び(6)-2の委託契約はいずれも、随意契約によつ</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 来年度以降も「新しい働き方」導入支</p>	措置済み

<p>て、山口しごとセンターの指定管理者が受託者となっている。</p> <p>本受託事業者はこの上記の 2 事業以外に（同様に山口しごとセンターの指定管理者だからという理由で）随意契約 2 件、計 25,558,060 円の委託契約がなされている。結果、令和 5 年度の他部門を含めた随意契約金額は 124,577 千円。うち、労働政策課は 95,995 千円である。令和 4 年度も同様に他部門を含めた随意契約金額は 182,563 千円。うち、労働政策課 161,263 千円である。</p>	<p>援業務を実施することとなれば、意見を踏まえ、契約手続きを見直し、当該業務は「やまぐち働き方改革支援センター」の運営業務の一部として実施することとする。</p>	
<p>このように、単に指定管理者だからという理由のみで随意契約を結んで良いのか。委託業務の多くは、山口しごとセンター内に設置されている事業であり、各種アドバイザー業務は山口しごとセンターの企業サポーターや各種コーディネーター等と情報共有を図り、連携して行うものと記載されていることから、山口しごとセンターの指定管理業務に最初から含めた方が経済的かつ効率的なのではないかとも考えられる。安易な随意契約を行うのではなく、どのような契約形態が一番合理的なのかについて、再考する必要があると考える。</p>		
<p>【指摘】再委託の承認手続について（合規性）</p> <p>(6) -4 「令和 5 年度働き方改革魅力情報発信業務」において、県は当事業の実施のために公募型プロポーザルによって選定した株式会社コア（以下、当項目において「受託者」という。）との間で委託契約を締結している。当委託業務に係る仕様書に記載の委託内容は、①令和 5 年度「やまぐち働き方改革推進優良企業」の紹介動画及び紹介記事の作成、②令和 5 年度「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の紹介記事の作成、③広報（紹介動画・紹介ページの周知）の 3 項目である。</p>	<p>（主務課・室 産業労働部 労働政策課） 指摘を踏まえ、「令和 7 年度働き方改革優良企業魅力情報発信業務」では、再委託が必要となったときは、受託者に対してあらかじめ書面により再委託の承認を行うこととする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ここで、令和 5 年 9 月 6 日付で作成された委託契約書の第 12 条（再委託の制限）で、受託者は、本業務の全部又は一部を第三者へ再委託してはならないが、あらかじめ書面により県の承認を得たときはこの限りではない旨が規定されている。</p>		
<p>受託者が県に提出したプロポーザル資料を閲覧したところ、運営管理体制の項目において、経験豊富なチームにて業務を遂行する旨の記載とともに業務の遂行に関する体制図が記載されていた。当該体制図によれば、受託者が全体統括、企画・制作管理及び WEB 広告出稿管理を行い、映像制作、サイト制作及び取材・記事作成についてはそれぞれ別の事業者が行う体制となっていた。</p>		
<p>上記に鑑みれば、当事業において委託された業務は、再委託が行われていたものと考えられ、そうであれば委託契約書第 12 条の規定に基づき、受託者に対してあらかじめ書面により再委託の承認を行う必要があったが、県はプロポーザルによる選定の段階で既に再委託について認めているという認識であったことから、そのような書面による承認は行われていなかった。業者選定のためのプロポーザルと契約による県の承認とは異なる性質のものである。担当課が監査人に提出してきた当初資料に</p>		

は、当該委託事業にかかる再委託の有無について、「無し」と回答しており、その実態を把握していなかったと推察される。

業務の委託に際しては、委託先の事業者がどのような実施体制で業務を行うかをあらかじめ確認し、再委託に該当する場合には委託契約書の規定に基づきあらかじめ書面によって再委託の承認を行う必要がある。

さらに言えば、当初から再委託を予定している場合は、その手続として、「競争性のない随意契約をする場合において、契約に係る業務の一部に当初から再委託を予定している業務があり、その再委託を特定の者にする必要がある場合は、その者の名称及び所在地、再委託に係る契約金額及びその者が行う業務の範囲を契約書案に記載の上、再委託の理由を契約締結時に記載し、併せて決裁することにより、再委託にあたっての承認手続を省略することができるものとする。」（適正化通知）とあるように、「プロポーザルによる選定の段階で既に再委託について認めているという認識であった」のであれば、業務の効率性を鑑みれば、当初から契約書に盛り込む必要があった。

【指摘】 執行同時と契約締結時における委託期間の整合性について（合規性）

(6) -5 「やまぐち“とも×いく”応援企業 PR グッズ等製作業務委託」については、執行時、仕様書及び請書（案）上の委託期間が「契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで」となっていたが、契約締結時上の委託期間は「契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで」となっていた。これは、契約締結時に記載された日付が間違いであって、契約締結時にも正しく「契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 15 日まで」と記される必要があった。

今回の事案は、起案者の記載ミスということであるが、例えば、契約時と見積時で事業完了時期が異なれば、見積依頼の時点で令和 6 年 3 月 31 日までが契約期間であれば見積に参加できた事業者や、また繁忙期であるが故に令和 6 年 3 月 31 日までが契約期間であればもう少し安価な見積が提出できた業者があった可能性がある等、業者が決定した後に契約段階で契約期間を変更することは、公平性の観点から問題があり、あってはならないことである。

また、本事案では契約締結時で誤記があったにもかかわらず、契約は正しい日付が記載されていたため事なきを得たが、契約締結時通りに契約を締結していれば、実施期間が異なるものとなっていた。さらに言えば、結果としては契約締結時で決裁された日にちと異なる日にちで契約書が作成されていたため、本来は再決裁が必要であった。

このような重大な記載ミスについて起案書の決裁段階で発見し是正されなかつたことは内部統制が機能していなかつたと考える。行政文書の決裁は、行政機関の意思決定を行うために、権限を有する者が所定の手続を経て承認や確認を行う重要なプロセスである。

（主務課・室 産業労働部 労働政策課）
指摘を踏まえ、令和 7 年 3 月、課内で、今回の事例を主題とする職員研修を実施した。

措置済み

<p>ロセスである。当該プロセスについての内部統制が正しく機能するように再構築し、運用する必要がある。</p> <p>【意見】イクメンパパ子育て応援奨励金の有効性について（有効性）</p> <p>本奨励金は、男性従業員の育児休業等取得期間に応じて支給しているが、令和4年度の育児・介護休業法の改正により、男性の育児休業取得の増加を見込み、予算額も2,700千円から6,400千円へ増額したが、令和5年度は9月の初旬には予算に達してしまっている。実質4月～8月の5か月間の期間となり残りの期間に育児休業等が終了した事業者は対象とならない。それにより育児休業等の取得を促す効果がなくなっている面もある。今後も男性の育児休業等は増加していくと思われ、限られた予算を有効に活用していく施策を検討する必要があると思われる。</p> <p>この点、令和6年度からは「山口県もっと育休奨励金」として、長期の育休取得者へより手厚く、年度前半で予算が終了してしまわないような対策を施し改善されている。</p> <p>本奨励金の認知度は上がっているとはいえ、まだ一部の事業者に限られていると思われる。例えば、年間の育児休業等の取得事業者のうち、抽選で高額の奨励金を支給してみるなど、実現性は低いかもしれないが、本奨励金の注目度は高まり、本制度の周知や応募事業者の増加が図られるのではないかと思われる。いずれにせよ、本県の男性の育児休業等の取得が向上する有効な施策の検討が必要である。</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 本奨励金事業は令和5年度で終了しているが、令和6年度からの「山口県もっと育休奨励金」事業においては、意見を踏まえ、本県男性の育児休業等の取得が向上するよう、企業に対して訴求力の高いSNSを活用した広報など積極的な制度周知に努めるとともに、より有効な施策の構築に向けた企業アンケートを実施している。</p>	措置済み
<p>5. 女性デジタル人材育成事業</p> <p>【指摘】実績報告書検収時の分析について（有効性）</p> <p>委託事業の実績報告書を閲覧したところ、下記「【意見】受講形態と就職者数について（有効性）」で述べている修了者33名の内訳が、会場受講者20名、オンライン受講者9名、アカイブ受講者6名となっており、合計が35名となっていたにもかかわらず、誤記は発見されることなく、実績報告についても「合格」となっていた。もちろん、業務は適正に執行され、当該誤記についても単純ミスであろう。しかし、ここで敢えて「指摘」とする趣旨は、本来、委託業務とは、県が実施する事業を専門知識・技術を有する民間企業に依頼し、県自身が実施するのに比べ、効率的かつ経済的に効果の実現を図るために実施する業務であり、委託業務から得られる知見は県に帰属し、さらに県はそれらの得られた知見を次なる新しい事業に展開・反映させ、最終的に県民への還元を行い、初めて事業目的が達成されると考えるからである。</p> <p>そのように考えると、下記意見において述べたような分析が、担当課によって当然に行われるべきであり、本事業をさらに有効なものとするためにも、実績報告書の分析は慎重かつ詳</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 産業人材課) 指摘を踏まえ、実績報告の確認においては、慎重かつ詳細にその分析を行うことを徹底することとした。</p>	措置済み

<p>細に実施する必要がある。</p> <p>【意見】受講形態と就職者数について（有効性）</p> <p>当講座の最初の参加者数は57名で、修了者は33名にのぼる。受講形態ごとの人数は会場受講者が20名、オンライン受講者が20名、アーカイブ受講者が17名である。一方、修了者数は会場受講者が20名、オンライン受講者が8名、アーカイブ受講者が5名となる。アンケート調査によると、満足度は会場受講者では93.8%、オンラインでは63.6%、アーカイブでは60%が「満足」あるいは「やや満足」と回答しており、これら各受講形態での満足度の差異が、修了者割合になんらかの影響を与えてい るのではないかと推察する。</p> <p>受講形態による満足度と修了者人数の因果関係は不明ではあるが、修了者33名中24名が就職に至ったことからは本事業の就職支援効果は大きいと考える。一人でも多くの受講者が修了に至るよう、修了に至らなかった受講者へその要因を確認する等の分析も加え、要因を把握し、それに対応して本事業をさらに有効な事業としていただきたい。</p> <p>【意見】コンソーシアム参加企業の地域的な偏在について（有効性）</p> <p>監査を実施した令和6年9月13日時点で「やまぐち女性デジタル人材育成コンソーシアム」には50社が参加している。その多くは県中部に所在し、西部地域の企業の参加は著しく少ない。プログラマー養成講座の受講者向けに、これらの企業はインターンシップや交流会を提供し、会社説明会も開催している。事業目標である受講生の就労促進を考慮すると、多様な地域にわたる幅広い企業参加が望まれる。</p> <p>今後の事業において、コンソーシアム参加企業の地域的および数的な拡大に努める必要がある。</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 産業人材課) 意見を踏まえ、受講形態による満足度の差異について分析を行うとともに、必要な事業の見直しを行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>6. 講師・アドバイザー派遣事業</p> <p>【指摘】派遣する講師・アドバイザーとの謝金の決定や謝金等の支払方法の明示の在り方について（合規性）</p> <p>講師・アドバイザー（以下「講師等」という。）の謝金等の支払方法は、講師等の派遣を求める団体（以下、「申込団体」という。）が、「県民活動団体」であるか「県民活動団体以外の団体」であるかによって異なる。すなわち、申込団体が「県民活動団体」である場合には、山口きらめき財団（以下「財団」という。No.7、8についても同じ。）が謝金等を負担するが、申込団体が「県民活動団体以外の団体」である場合には、財団は謝金等を負担せず、申込団体が謝金等を負担する。申込団体が謝金等を負担する場合、謝金の金額は講師等の意向を踏まえて、財団が仲立ちする形で申込団体との協議を経て決定され、謝金等の支払も申込団体が講師等に直接送金することにな</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 令和6年度末の講師等への更新登録依頼において、謝金の負担者や決定方法、今後の自動更新等を明示した上で、更新登録承諾書を受け取り更新した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>るが、講師等への登録をお願いする文書には、その旨が記載されていない。</p> <p>謝金の決定の仕方や謝金等を誰が負担し、誰が講師等に送金するのかといった事項は、有償契約においては重要な構成要素であるため、講師等に対し、明確に表示する必要がある。その場合、承諾書に「別紙の契約条件に従い、貴財団の講師・アドバイザーに登録することを承諾する」と記載した上、「別紙の契約条件」の中に、上記の事項等を適切に整理して記載することが考えられる。</p> <p>また 1 年毎に承諾書の提出を求めることが煩雑なのであれば、自動更新に関する内容を盛り込むことも今後、必要となる。</p> <p>【指摘】事業実施費用の負担の在り方について（合規性）</p> <p>前述のとおり、申込団体が「県民活動団体以外の団体」である場合には、謝金等は申込団体が負担する取扱になっている。しかし、令和 5 年度は、申込団体が「県民活動団体以外の団体」であっても、過去の経緯から財団が謝金等を負担した事案も存在した。このような取扱は、申込団体を公平に扱うという観点から見ると非常に問題であり、是正されるべきである。</p> <p>なお、令和 6 年度からは、県民活動団体以外の団体については等しく、財団が費用を負担しないように取扱を改めているとのことであった。</p> <p>【指摘】派遣する講師・アドバイザーとの合意の方式について（合規性）</p> <p>講師等と財団との法律関係は、いわゆる準委任契約の関係である。合意の方式としては、通常の「委託契約書」の取り交わしではなく、①財団が講師等の候補者に対して講師等への登録依頼を行い、②講師等の候補者が「承諾書」を財団に提出する、という取扱がなされている。</p> <p>契約書の取り交わしは行われていないものの、講師等への登録依頼（申込の意思表示）と、「承諾書」の提出（承諾の意思表示）によって契約が成立していると言えることや、財団が講師等に支払うのは、1 時間当たりの所定の謝金と県の支給規程に準じる形での旅費（以下、両者を合わせて「謝金等」という。）のみであり、複雑な内容ではないことから、事務の効率性等という観点から、合意の方式を通常の契約書の取り交わしではなく、簡素化した「承諾書」の提出とすることも、合規性の観点からは問題はないと考える。</p> <p>他方「承諾書」の提出は、講師等への初回の登録時の取扱となっているが、講師等への登録は 1 年毎に更新するものとされており、毎年「登録更新のお願い」と題する文書を発送していることからすると、財団と講師等との契約は、自動更新をしない 1 年毎の契約と考えることが自然であり、自動更新の取り決めをしないのであれば、法律論としては、講師等に対して</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 令和 6 年度から県民活動団体以外の団体についての費用負担はしない旨としていたが、受監後、実施要領を改正し、HP・広報チラシで周知した。</p>	措置済み
---	---	------

<p>毎年「承諾書」の提出を求める必要がある。</p> <p>【指摘】チラシにおける経費負担に関する記載の在り方について（合規性）</p> <p>本事業の広報用のチラシでは、申込団体の経費負担に関し、「県民活動団体は、原則として無料」「県民活動団体以外は、当財団との役割分担に応じた負担」という記載がなされている。これらの記載を素直に読めば「県民活動団体以外の団体」であっても財団との役割分担として経費の一部を財団に負担してもらえるとの期待を生じさせかねないと考える。</p> <p>しかし、実際の取扱では、申込団体が「県民活動団体以外の団体」の場合には経費の案分負担は認めておらず、100%の負担を求めているとのことである。かかる取扱を維持するのであれば、現在の広報用チラシの記載は、「県民活動団体以外の団体」に対して、経費負担に関する誤解を生じさせる恐れがあり、記載を修正すべきである。</p> <p>例えば、「県民活動団体は原則無料。それ以外は有料（講師・アドバイザーの方と協議して決定します。）」といった記載をすることが挙げられる。</p> <p>【意見】県民活動団体と県民活動団体以外の団体との区別の在り方について（有効性）</p> <p>「県民活動団体」と「県民活動団体以外の団体」との区別は、チラシにおいて記載されており、県民のための公共的な活動を行っている団体であっても、自治会や社会福祉協議会は含まない取扱のことである。</p> <p>しかし、少なくとも自治会については、財政が豊かな自治会とそうではない自治会がある上、自治会活動の実態も、自治会役員の高齢化や自治会活動の担い手不足に見られるように、地域住民の中で自治会の活動に熱心な少数の人々がいわば「ボランティア」的に行っている側面が否定できない。このような自治会については事業の目的との関係から、本事業の対象となることが有効かつ適切と考えられる。そこで自治会を「県民活動団体」に含まないという取扱については、再検討が望まれる。</p> <p>また、チラシの記載からは、「県民活動団体」と「県民活動団体以外の団体」との区別がやや不明確であり、「県民活動団体」の定義についても具体例を列挙する等、もう少し分かりやすい形にすることが望ましい。</p> <p>【意見】事業の成果の評価及び改善の在り方について（有効性）</p> <p>当事業における派遣件数自体は新型コロナウイルス感染拡大が一段落した影響もあるのか、増加傾向にある。令和4年度の実績をベースとして設定した令和5年度の予算における事業費の内訳を見ても、謝金と旅費の個別項目では、いずれも予算を超える決算となっており、事業自体は、一定の成果をあげてい</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 受監後、実施要領を改正し、広報チラシに「県民活動団体（自治会等の公共的団体を除く）は原則無料。それ以外の団体は有料（金額は講師等と協議して決定）」と記載するとともに、HPで周知した。</p>	措置済み
	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 再検討の結果、自治会は、他の県民活動団体とは異なり、地方自治法で定められ行政から活動経費などの支援を受けていること、また県内では自治会数が約7,100にもものぼることなどから、当財団が限られた予算内で自治会を支援対象とすることは財務上の課題がある（県内のNPOやボランティア等の県民活動団体数は約2,600）。</p> <p>本事業の対象となる県民活動団体について要領に規定するとともに、広報チラシに「自治会等の公共的団体を除く」と明確に記載した。</p>	措置済み
	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 令和6年度以降、予算を増額して確保しており、今後とも必要額の確保に努める。</p> <p>検討の結果、振り返り会の開催は講師陣の日程調整上の課題があるため、資料の共有を希望に応じて実施した。</p>	措置済み

<p>ると認められる。今後も、派遣件数の増加を目指し、十分な予算を確保することが望ましい。</p> <p>41人の講師等について、分野毎に、1年間の振り返り会（講師等としての経験を共有する会）を開催したり、各講師が作成した資料の共有を図ったりする等、実施した事業をフィードバックし、次の事業に生かす工夫を試みることも有効であると考える。</p>	<p>令和7年度から講師等の派遣先にアンケートを実施し、その結果を講師にフィードバック、共有している。</p>	
<p>講師等による講演等実施後のアンケートについては、現在は、講師等の申込団体がアンケートを作成・実施し、結果の一部を財団への報告書に概要として記載している。なお、報告書に記載されたアンケート結果の概要については講師等には共有されていない。しかし、本事業の成果を適切に把握し、事業を将来に亘ってプラスアップしていくためには、講演等に参加した一人一人の参加者にアンケートを記入してもらう形が望ましい。また、講演等の内容をプラスアップする気付きを講師等に与えるためにも、講演等を担当した講師等に対してアンケート結果を共有することが必要と考える。</p> <p>さらに、将来の事業実施に向けた効果的なフィードバックを行うという観点から、アンケートの作成自体も、申込団体ではなく財団が行うことも検討する余地がある。</p>		
<p>【意見】「女性の活躍」における講師の団体への派遣について（有効性）</p> <p>大きく5つの分野（組織運営・活動支援・男女共同参画、DV・デートDV防止、女性の活躍）について、講師等を派遣している。</p> <p>「男女共同参画の推進に関する施策に係る財務事務の執行」という本年度の包括外部監査のテーマとの関係性では、「男女共同参画」、「DV・デートDV防止」、「女性の活躍」の3つの分野が関連するが、令和4年度と比較して申請件数は伸びていない。特に「女性の活躍」については、令和4年度には2件あったが、令和3年度と令和5年度においては0件である。</p> <p>企業・職場における男女共同参画、女性活躍は大きな社会課題であり、商工会議所、その他、関係団体にチラシを送付する等、広報の仕方を工夫するなどして、申請件数を伸ばすための試みを行うことが重要と考える。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 県民生活課） 受監後、山口県商工会連合会、山口県商工会議所連合会、山口県経営者協会等や関係団体等に広報チラシをメールで送付し、制度の活用について周知を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】デートDV防止教室の広報活動について（有効性）</p> <p>毎年、県内の高校、専門学校、大学にデートDV防止教室の案内文書を送付するなどの広報活動を行い、申込件数も令和4年度に比べ大きく伸びており、一定の成果は上がっていると考える。</p> <p>他方、未実施の学校に対する働きかけとしては、過去のデートDV防止教室の資料を広報用の案内文書と一緒に送付して、学校の担当者において「デートDV防止教室」の具体的なイメージを持ってもらう等、単に案内文書等を送付するだけでなく、学</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 県民生活課） 未実施学校等への直接訪問は職員体制上の課題があるため、令和7年度の案内文書において、校長宛てと担当教諭宛ての2本立てとともに、未実施学校でも本事業を理解して取り組みやすいように、受講生の感想や申請手順を紹介する等の工夫を図った。</p>	<p>措置済み</p>

<p>校を訪問して直接事業内容を説明するなどの広報活動の工夫を図することが考えられる。</p> <p>【意見】事業実施費用の負担及び財源の在り方について（経済性・効率性）</p> <p>財団が謝金等を負担するのは、申込団体が「県民活動団体」である場合に限っており、限られた財源を効率的に活用することを意識しつつ、事業が展開されていると考えられる（なお、令和5年度については、「県民活動団体でない団体」についても、これまでの関係から財団が費用負担した例があり、これは是正されるべきことや、令和6年度においては是正されていることは前述した通りである）。また、財団が費用を負担する場合の負担金額も、謝金は1時間5,450円であり、旅費も山口県の支払基準に準じる金額であり、適切と認められる。本事業の財源は、全額財団の自主財源で賄っており、財団においては、基本財産を取崩して事業活動を行っているとのことである。</p> <p>現在の財団の資産状況には余裕があるものの、事業の継続性の観点から、自主財源の充実（寄付金の確保）にも、平素から取り組んでいく必要があると思料される。そのためにも、講師等を派遣した際に、財団に関する資料のほか、寄付のお願い用の文書を配布することも積極的に行っていくことが望ましいと考える。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 意見を踏まえ、令和7年度から、講師等の派遣先に対し、派遣決定の通知に併せて寄附のお願いの文書を送付していく。</p>	措置済み
<p>7. 講座開催事業</p> <p>【意見】セミナー参加費用の設定の仕方について（合規性）</p> <p>財団は、本事業の具体的な内容として、①「女性リーダー養成セミナー」（全5回）と②「女性活躍推進のための男性管理職セミナー」の2種類のセミナーを開催している。</p> <p>各セミナーの参加費用は、①「女性向け」が全5回で2,000円（1回あたり400円）であるのに対し、②「男性向け」は1回で1,000円と差がある。</p> <p>参加費用を設定する際、セミナーの内容等も踏まえてなされるため、単純な比較はできないことや、上記の程度の価格差では不当であるとまでは言えないと考える。しかし参加者が性別により限定されているセミナーについては参加費用の設定の仕方如何によっては、不公平感を感じる県民もいないとは限らないため、その点にも留意しつつ参加費用を設定すべきである。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 意見を踏まえ、令和7年度は①と②を同一単価（500円／回）とした。今後とも不公平が生じないよう対応していく。</p>	措置済み
<p>【意見】事業の成果の評価及び改善の在り方について（有効性）</p> <p>本事業において実施されているセミナーは、申込者参加型のグループワークや過去のセミナー修了生との意見交換を行う等の演習形式を取り入れている。一般的な講師が一方的に話をして終わる単なる座学型講義のようなセミナーと比べると、セミナー参加者に一定のインパクトを与えるものになっており、</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 意見を踏まえ、令和7年度から、本事業への参加動機やその達成度、成果等に關することや受講テーマの希望などをアンケート項目に加えた。結果は来年度以降の事業展開に反映することとしている。</p>	措置済み

<p>アンケートの回答を見ても、参加者の満足度は高い。</p> <p>また、セミナーの修了生 4 名が、「山口県女性管理職アドバイザーリー制度」における「輝き女性サポーター」に任命される等、セミナーに参加した者がセミナー修了後にセミナーで得た知見を活かす形での実践的活動を行っている。これらの点からすれば、本事業の成果は認められると考える。</p> <p>さらに事業の有効性を高めるためには、本事業のようなセミナー開催事業の場合、数値化した指標を設けることは難しいが、アンケートを活用しその結果をフィードバックすることで事業のブラッシュアップを図ることが有益と考える。</p> <p>そこで、アンケート項目の充実について提案する。セミナー参加の動機について、「自ら参加したいと思った」と回答した者に対し、「何故自ら参加したいと思ったのか」、とか「セミナーに参加して何を得たいと思ったのか」といった、参加者のニーズをより深く把握するためのアンケート項目が不足しているように見受けられる。</p> <p>この点に関し、「セミナーに参加してどのような学びを得たかったのか」「参加してみて、求めていた学びを得ることはできたか」「次年度以降、本セミナーにおいて取り上げて欲しい内容は何か」といった、参加者のニーズを深掘りする項目を付加して、既受講者のフォローアップ及び次年度以降の本事業にも生かすことが望ましいと考える。</p>		
<p>【意見】アンケート結果の把握について（有効性）</p> <p>アンケート結果は、まずグーグルフォームで集計し、その後、集計結果を抜粋等した概要版が、委託契約に基づき作成される成果報告書と共に財団に提出されている。</p> <p>しかし成果報告書に添付される概要版には、集計結果の一部しか記載されておらず、特に「参加者がどのようにセミナーを知ったのか」等、事業実施の参考となる重要なアンケート結果が含まれていない点で問題がある。</p> <p>また、財団は、集計結果を協会から別途送付してもらっていたが、2回分についてもらい忘れており、今後、集計結果のもらい忘れないように留意すべきである。</p> <p>さらに、概要版には、集計結果の一部しか記載されていない問題があることから、成果報告書の提出方法についても、概要版ではなく、集計結果そのものを成果報告書に添付する方式に改める必要があると考える。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 措置済み 受監後、令和6年度分から、概要版だけでなくアンケート集計結果そのものを報告書に添付してもらっており、令和7年度も同じ方式としている。</p>	
<p>【意見】きらめき財団の事業体系から見た公開講座事業の在り方について（有効性）</p> <p>前述のように、本事業の具体的な内容は、現状では、男女共同参画ないし女性活躍推進に特化したセミナー開催事業のみとなっている。</p> <p>一方、本事業は、財団の「きらめき未来応援プラン（令和2年度～令和6年度）」の事業体系において、「人材育成事業」</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 措置済み 令和7年度から、人材育成事業を見直し、①全分野を対象とする「活動団体人材育成支援事業」、②男女共同参画分野の人材育成・普及啓発の取組を支援する「男女共同参画ブラッシュアップ事業」、③職場での女性活躍を推進する</p>	

<p>を構成する事業の一つに位置付けられ、同じ「人材育成事業」を構成する事業の一つとして「男女共同参画推進事業」が存在している。</p> <p>このように、事業体系上は、「講座開催事業」と「男女共同参画推進事業」とを区別しているにも関わらず、「講座開催事業」の具体的な内容が、男女共同参画ないし女性活躍推進に特化したもののみであると、事業体系上「講座開催事業」と「男女共同参画推進事業」とを分けた意義が乏しくなる（実際に、財団は令和4年度以降、もともとは本事業の枠組みで実施していた「男女共同参画推進セミナー・学習会」を、「男女共同参画推進事業」に移管する等の事業体系の見直しを行っている）。</p>	<p>「職場での女性活躍推進事業」とした。</p>	
<p>以上の観点から、今後、講座開催事業の具体的な内容の一つとして、男女共同参画・女性活躍推進を必ずしも直接の目的としない「人材育成」に資するセミナーの開催等も検討することが求められる。</p> <p>【意見】委託費用の適切性及び財源の在り方について（経済性・効率性）</p> <p>財団は委託先と協議し事業実施側の人事費は委託先が負担する形にし、費用負担を圧縮する等、事業についてのコストパフォーマンスが意識されており、委託費用の適切性は認められる。</p> <p>本事業の予算規模自体は大きなものではないが、財団の事業の継続性は財団の財政の健全性に依存している。その意味で財団の存在及び活動が、県民にどれだけ認知されているのかを把握した上、財団の活動について適切に広報を行い、寄付を募る等の地道な活動が求められる。</p> <p>例えば、セミナー参加者に寄附のお願い文書を配布することなどの検討をすることも必要と考える。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 意見を踏まえ、令和7年度から新たに、セミナー参加者に対し、寄附のお願いの文書を配布し依頼を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>8. 男女共同参画推進事業</p> <p>【意見】男女共同参画推進事業助成金の周知について（有効性）</p> <p>令和5年度男女共同参画推進事業助成金には8団体から応募があったが、このうち5団体が山口市、3団体が防府市を所在地とする団体であった。</p> <p>県内には19の市町があり人口最多の下関市でも県内人口の約18%（令和6年9月末現在住民基本台帳人口）と特定の市町に人口が集中しているわけではない。県内の人口分布を鑑みると応募団体の所在地が県央の山口市と防府市ののみという状況は地域の偏りが大きいと言わざるを得ない。</p> <p>助成金の周知方法について担当者へ質問したところ、財団HPへの掲載を行うとともに各市町の市民活動関係部署及び公民館・図書館、県民活動推進委員、過去に財団から助成金を交付</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 応募団体の中には県域全体を活動範囲とする団体が複数あり、未応募地域からの参加も見込めるものであるが、意見を踏まえ、受監後、市町関係者が集まる県民活動支援センターの会議や財団の助成金説明会、県主催の市町担当課長等会議で新たに過去実績を含めて当該助成事業を紹介した。</p> <p>また、未応募地域で当該助成金の説明会（岩国市、宇部市、下関市）を開催した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>した団体及び財団賛助会員・寄付企業等へ募集案内リーフレットを配布しているとのことであった。リーフレット配布リストの送付先住所を見ると地域的な偏りは見られなかった。</p> <p>当助成金の交付対象となる事業は条件等に具体的な指定はなく対象範囲が広いことから、これまで応募がなかった地域にも交付対象となりうる事業を行う団体があるのではないかと考えられる。当助成金を周知するためには、例えば各市町の市民活動団体が集まる場に財団職員がオンラインで参加し、助成金について過去の事例を交え直接紹介する等、これまでより一步踏み込んだ情報発信が望まれる。</p> <p>ただ地域によっては当助成金の周知不足ではなく、助成金の交付対象となるような普及啓発・人材育成につながる事業が実施されていない、男女共同参画に関する活動を行う団体がないことにより助成金への応募がない可能性もある。このような地域こそ当助成金による支援が必要とも言える。過去の応募団体・採択事業の地域別件数を集計し空白地域があれば各市町の関係部署と連携して地域の男女共同参画の普及啓発に関連するようなイベントの実施状況や市民活動団体の活動状況を把握し、地域の団体への働きかけ、交付対象となる事業の実施地域を限定しての募集等、重点的な支援の必要性について検討していただきたい。</p>		
<p>【意見】助成金の効果測定の実施について（有効性）</p> <p>男女共同参画推進事業助成金では数値指標を設定した効果測定は行われていなかった。</p> <p>助成金に応募する各団体が、助成金交付申請書には実施する事業への参加見込人数を記載し、実施報告書には参加者数を記載し報告していたが、目標数というよりは事業の規模を測るために情報という位置付けであった。</p> <p>当助成金の目的は「男女共同参画の普及啓発や人材育成等の課題解決に向けた取組を支援すること」（交付要綱第2条）であるが、目的を達成できたか、否かについては達成指標を設定しなければ明確な評価は行えない。</p> <p>ただ当助成金のように各団体の取組を支援するという形で目的達成を目指す場合、各団体が実施する事業の内容は多岐に渡るため、一律の指標による効果の測定は困難である。そこで助成金申請時、実施する事業内容に合った数値目標を各団体が設定し、実施報告書において設定した目標に対する実績値を記載するという形で効果を測定するという方法も考えられる。数値目標の具体例としては、イベント参加者数や参加者の居住エリアによる普及啓発の規模や地域的な広がりの測定、参加者アンケートによる実施内容の理解度・満足度の測定等が挙げられる。また令和5年度助成事業には試行的な事業も含まれていたが、特に新しい取組では目標と実績値が乖離することも想定される。その場合は実績報告書において乖離した要因について分析した結果及び今後の活動に活かす方策を記載する。財団にお</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 受監後、意見を踏まえ、団体毎に目標の設定（数値目標等）やその達成状況・成果等を把握できるよう、申請・報告における様式を改正して対応した。</p>	措置済み

<p>いても助成事例から得られたデータや体験談は貴重な情報であることから、翌年度以降の助成金交付対象事業の選考や採択された事業の実施に際して活用できるよう整理して保存する必要がある。</p> <p>当助成金の交付対象となった事業は、著名な講師を招聘した講演会の開催や商店街での10代を対象とした居場所づくり等、実に多様であり財団だけではこのような多面的な取組は難しく、団体の取組を支援することで財団が間接的に男女共同参画の普及啓発・人材育成を行うという現行の方法は有効に機能していると考える。ただやはり県民の税金を原資とした助成金であることから単に企画を実施したという結果だけではなく、それが目的とする男女共同参画の普及啓発や人材育成にどの程度資する活動であったかという視点を持ち効果測定を実施していただきたい。</p>		
<h3>9. 看護職員確保促進事業</h3> <p>(6) -1 「やまぐちナースネット運用管理業務」について</p> <p>【指摘】 委託契約に基づき作成・提出すべき成果報告書の記載について（合規性）</p> <p>委託先は「実施報告書」と題する書面を県に対して提出している。これは委託契約の第6条において委託先が提出しなければならないとされる「本業務の成果に関する報告書」（以下「成果報告書」という。）として提出されたものと考えられる。しかし、「実施報告書」の記載は、本事業の「仕様書」に記載された委託業務の内容に対応しておらず、記載内容も具体性のない簡便な内容である。しかも、委託先が再委託した事業については、単に「再委託先において業務を遂行した。」との記載があるだけで、再委託先がどのような業務を遂行したのかについての具体的な記載がないため、第三者は業務がどのようなものであり、またそれが適切かつ効率的に遂行されたのか判断ができない。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)</p> <p>「実施報告書」の記載については、指摘の趣旨を踏まえ、委託契約に沿った業務を実施したことが明確になるよう、委託先に要請し、改善を行っている。</p>	改善途中
<p>本来、業務委託契約第6条が委託先に対し「成果報告書」の提出を求めている趣旨は、委託先が委託契約の趣旨に則り適切に委託された業務を遂行したか、否かについて委託元（県）において評価・検証し、委託事務や委託金の設定の在り方を見直すための手がかりとする点にあり、このような簡便な「実施報告書」をもって「検査合格」としていることには重大な問題がある。しかも、このような運用は、業務委託契約が再委託を原則として禁止している趣旨を潜脱するものであり、看過できないと言わざるを得ず、早急な見直しが急務である。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)</p> <p>「実施報告書」の記載については、指摘の趣旨を踏まえ、委託契約に沿った業務を実施したことが明確になるよう、委</p>	改善途中
<p>【指摘】 実績報告書から判断できない委託費用の支払について（合規性）</p> <p>委託契約の締結に当たって、委託先から見積書が提出されているが、「実施報告書」の記載と大きなずれがある。例えば、</p>		

<p>見積書によれば、「HP 更新技術支援」として8,000円×12か月=96,000円が計上されているが、「実施報告書」にはそのような作業を行ったという記載はない。この事実から、そもそも委託金額の設定の前提としての見積内容に合理性があるのか疑問の余地があり、今後、委託金額を設定する際には、この点の検証が必要である。</p> <p>さらに、「実施報告書」から確認できない作業内容に対しては、本来、委託料を支払う必要はない。しかし、現状は、委託先からの請求書には請求金額総額しか記載されておらず、個々の請求に対応する実施した作業内容が記載されていない。その結果、「実施報告書」から読み取れる実際の委託先（ないし再委託先）による役務提供内容との対価的対応関係が確認できず、実施されていない作業に対しても委託料が支払われているとの疑義が生じる。</p> <p>例えば、上記の「HP 更新技術支援」については実施されていない可能性があるにもかかわらず、委託料は全額支払われている。今後は、見積書の内容と「実施報告書」における作業内容を対応させるとともに、請求書の記載も、「実施報告書」の作業内容毎に内訳が判別できるようにするなどの改善が急務である。</p> <p>【意見】業務内容による委託契約の在り方について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>1 委託契約の適切性について（合規性）</p> <p>委託先を契約の相手方に選定したことについて、「執行局」の「選定業者及び理由」欄には「現行のシステムを開発したのが委託先であり、他業者では当該システムの詳細な仕様や内容が不明であり、計画の目的であるシステムの運用・管理業務を行うことができないため」と記載されている。しかし、実際には委託先は、他の業者に再委託の許可の申請をしており、委託先でなければ管理・運用ができないという前提を欠いている。</p> <p>この点の実質的な問題点は、「やまぐちナースネット」の「システムの運用によるサービス提供」と「システムの保守管理」という業務の両方を「運用・管理業務」として一括委託しているところにあると考えられ、下記に述べるように、委託契約における「委託事務」の設定の見直しが必要と考える。</p> <p>やまぐちナースネット事業に係る業務委託の「仕様書」には、委託業務の内容として、「やまぐちナースネット」の①システムの保守・不具合対応といった、システム管理的な業務（以下「①の業務」という。）と②求人情報の提供、メールマガジンでの研修情報の配信、やまぐちナースネット事業を利用するための病院へのアカウント付与といった、「やまぐちナースネット」というシステムを活用したサービス提供（以下「②の業務」という。）の2つの異なる種類の業務が混在している。</p> <p>委託先が「やまぐちナースネット」のシステムを開発したと</p>	<p>託先に要請し、改善を行った。</p> <p>なお、HP 更新技術支援の業務内容等については、委託先から業者に確認を依頼している。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)</p> <p>現在、委託契約については、委託先と随意契約をしていることから、現状の対応を継続する。</p> <p>また、維持管理に係る変動経費部分の取扱については、システムの不具合が生じた場合、過大な請求が生じる可能性があることから、現状の対応を行う。</p> <p>意見については、今後の参考とさせていただく。</p>	<p>措置済み</p>
---	---	-------------

いう事実は、①の業務について、委託先を契約の相手方に選択することについて合理的な理由であると言えても、②の業務について委託先を契約の相手方として選択する上で合理的な理由はない。実際、委託先は、②に属する業務を再委託しており、②の業務についてはノウハウがないことを自認しているといえる。

以上を踏まえると、「やまぐちナースネット」の委託の在り方については、①の業務と②の業務を分けることが合理的と考える。

具体的な見直しの方向性としては、まず、②の業務の委託については、将来的に(6)-3「ナースセンター事業」に統合する形で、委託を行うことが望ましいと考える。なぜなら、「看護職員の人材を確保する」という事業目的との関係において、やまぐちナースネット事業において中心とされるべき業務は、看護師等の求人情報の提供やメールマガジンでの研修等の情報配信等である。このような、求人・研修等の各種情報の発信は、山口県ナースセンターも行っている事業であり、それとは別枠で事業として実施する必要性・合理性に乏しいと思われるからである。

次に、①の業務の委託については、「やまぐちナースネット」を活用してサービスを提供するための物的設備としての「やまぐちナースネット」のシステムの維持・管理に要するものであることから、前述の通り、「やまぐちナースネットを活用したサービスの提供」(②の業務)は、ナースセンター事業に統合することを前提とすれば、①の業務は不要となる。

すなわち、限られた費用の有効活用という観点からもナースセンター事業への統合が望ましいと考える。

2 システムの維持管理業務についての委託金の設定の在り方について（経済性・効率性）

不具合発生の有無に関わらず、定期的なシステムのモニタリング等の通常の保守管理に対応する固定経費部分と、不具合が発生した場合の保守費用などの変動経費部分とに分けて委託費用を設定することが望ましいと考える。

このうち、固定経費部分については、いわゆるアフターサービスの内容になるとして、システム開発の委託費に含める形でシステム開発の委託契約を締結しておくなどの工夫があれば良かったと考えられる。今後、県が、大規模なシステムの開発を委託する際には、委託の範囲にアフターサービスとしての通常の保守管理を含め、保守管理費用としては、実際に発生した不具合の保守費用等、変動経費しか発生しないような工夫することが望ましい。

(6)-2 「プレナース発掘事業」について

【意見】プレナース発掘事業について（合規性、有効性、経済性・効率性）

	(主務課・室 健康福祉部 医療政策課) 1 令和7年度から、意見の趣旨を踏ま 措置済み	

<p>1 「プレナース発掘事業」が(6)~3「ナースセンター事業」と別枠で委託契約が締結されている点について(合規性、有効性、経済性・効率性)</p> <p>プレナース発掘事業の目的は、「次世代の看護職員の掘り起こしを図る」こと、すなわち将来の看護人材の確保をする点にある。本事業は、後述のナースセンター事業と別枠で委託契約が締結されている。しかし、都道府県ナースセンター設置の根拠法である「看護師等の人材確保の促進に関する法律」(以下「人材確保法」という。)第15条は、都道府県ナースセンターが行うべき業務として、「看護に関する啓発活動を行うこと」(7号)、「看護師等の確保を図るために必要な業務を行うこと」(8号)を掲げており、次世代の看護職員の掘り起こしを図るために、看護という職業について啓発を行うことを目的とする本事業は、ナースセンターが行うべき業務と言える。</p> <p>そう考えると、ナースセンター事業の委託とは別枠で「プレナース発掘事業」を委託することは合理性に乏しく、事務手続の効率化の観点からも、今後は、ナースセンターの事業内容に「プレナース発掘事業」も含めて委託すること(委託契約の一本化)が検討されるべきである。</p> <p>2 「プレナース発掘事業」の実施方法について(有効性)</p> <p>「看護の魅力発見」イベントは、「1日ナース体験」と同じく「体験」型のイベントであるが、病院での実習を伴わないという意味で「1日ナース体験」よりも参加者の心理的ハードルが低く、良い意味での「とっつきやすさ」があると考えられ、「1日ナース体験」とは異なる事業としての意義がある。</p> <p>「1日ナース体験」は、病院での実習を伴うことから「看護の魅力発見」よりも参加者の心理的ハードルは高いと考えられるため、両事業を効果的に連携させるという観点から、夏休みに行われる「1日ナース体験」よりも前に「看護の魅力発見」イベントを実施することにより、相互事業の有効性が高まると考える。</p> <p>本事業には、看護師等の職業に興味を持つきっかけとしての意義があるため、現在、毎年県内3か所で実施している実施場所を、さらに増やすことを検討することが望ましい。</p> <p>3 「プレナース発掘事業」における「1日ナース体験」の評価指標について(有効性)</p> <p>令和5年度では「1日ナース体験」は45施設で実施され、中学生165名、高校生209名が参加しており、一定の参加者を確保してきていると考えられるが、この参加者数が十分と言えるか判断が出来ない。そのため、事業の成果を評価するための指標として、募集総定員数に占める参加者数の割合についても統計的に算出するなどの工夫が求められる。事業目的の達成度を測るためにには、これらの体験学習への参加者のうち看護師職等に結びついた割合も算出し、なにがきっかけになったかの分析</p>	<p>え、ナースセンターの事業内容に「プレナース発掘事業」を含めて委託契約し、改善を行った。</p> <p>2 意見の趣旨を踏まえ、事業の実施に当たっては、実施回数も含め、相乗効果が発揮されるような方法について、委託先と協議するなど、改善を行った。</p> <p>3 事業の効果の分析等については、意見の趣旨を踏まえ、委託先への調査依頼や、既存の調査等を活用するなど、改善を行った。</p> <p>4 訪問時期や対象の見直しについては、意見の趣旨を踏まえ、関係機関等の意見等を踏まえ、委託先と協議するなど、改善を行った。</p> <p>5 当該パンフレットの配布については、意見の趣旨を踏まえ、令和7年度から、学校の意向等を鑑み配布するなど、改善を行った。</p>
--	--

を行うことも有効と考える。

4 「プレナース発掘事業」における「学校訪問」について（有効性）

当該事業では、中学校 22 校を対象に、合計 24 回訪問し、その内 9 回職業講話が実施されている。この実績から看護の魅力を中学生に伝えることは一定程度できていると考えられるが、訪問しようとした中学校が既に年度計画を立てており、訪問できなかったという事案もある。予算自体は単年度主義であるが、継続実施を計画しているのであれば、学校が次年度の計画を立てる前に協議して訪問日を決め、可能であれば生徒向けの職業講話もできるような工夫も必要と考える。例えば、年度開始後、少し間をおいて、5 月、6 月あたりに学校を訪問し、夏休みの「1 日ナース体験」との連動を図ることも一案であろう。訪問先については、中学校だけでなく高校も含めることが、プレナース発掘という事業目的に資すると考えられるので検討いただきたい。

5 「プレナース発掘事業」の広報の在り方について（有効性）

「看護の魅力発見」、「1 日ナース体験」といった参加型のイベントでは、いかにイベントの周知を図るかが事業の成否に影響を与える。PR リーフレットの配布のみならず、市町の広報誌など、県民が良く利用している媒体を用いて広報することも一案である。

看護 PR リーフレット費用が委託費の半分近くを占めている。このリーフレットは県内の 139 の病院に各 45 枚、全 6,255 枚配布されているが、本来、看護職の PR のためのリーフレットを病院に配布することは必要性に乏しいと考えられ、配布先を見直す必要がある。さらに、見積書では 1 枚当たりの単価が 10 円として積算されているが、各病院に 5 枚配布するに留めた場合、病院への配布は 700 枚程度で済み、差し引き 5,500 枚 × 10 円の 55,000 円は節約できることになる。なお、病院への看護 PR リーフレットの配布については、令和 6 年度は見直しされているとのことであった。

また、県内の中学校・高等学校 240 校に、生徒数に応じ、計 65,540 枚を配布しているが、高等学校については、学校の特性や学校に設置されている学科等から、所属生徒に看護職への就職の需要がない旨、送付を受けた学校から県に連絡が来たケースも散見された。高等学校への配布についても、学校の意向・実態を踏まえた配布を行う必要があると考える。例えば、学校によっては、配布数を生徒数に応じた枚数とはしないで、5 枚程度にするなど現実的な調整が必要である。

限られた予算で最大の効果を發揮するためには、必要な所へ必要な枚数を配ることが大前提であるから、再度、費用対効果の検証を行い、効率的な配布をする必要がある。

<p>(6) -3 「ナースセンター事業」について</p> <p>【指摘】ナースセンター事業等に計上されている人件費の適切性について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>当該委託契約に基づき提出される事業実施報告書に添付されている「令和5年度ナースセンター事業収支決算書」（以下「決算書」という。）によると、委託金額の約66%に当たる10,879,734円が賃金として計上されていた。一方、令和5年3月28日付で委託先から県に提出された見積書における「賃金」という項目の合計金額は8,006,600円であった。</p> <p>見積書は、ナースセンター事業として実施を予定している9つ（(6)-4「看護師等再就業支援相談会事業」を含む。）の事業毎に見積金額が示されており、その内の6つの事業について「賃金」という項目が計上されている。その全てが、非常勤看護職についてのものであり、日当は8,600円で計算されている</p> <p>(7. 無料職業紹介における見積書には「常勤看護職」との記載があるが、日当が8,600円で計算されており、「非常勤看護職」の誤りと推察する）。なお、上記8,006,600円という金額は、委託先の説明を前提とした場合の非正規職員3名の支払給与総額5,329,545円を大きく上回っている。</p> <p>当事業の根拠法令となっている人材確保法第17条によれば、都道府県センターは、事業年度ごとに、収支予算書、収支計算書等を作成し、都道府県知事に提出しなければならないとされており、令和5年度の「ナースセンター事業に関する収支計算書」によると、事業収入額は、委託料（ナースセンター事業委託料15,682,000円と看護師等再就業支援相談会事業916,000円の合計であり、以下「ナースセンター事業等」という。）と同額の16,598,000円が記載されているが、事業費支出は5,133,897円であり、人件費の金額は記載されておらず、事業収入と事業活動支出の差額11,464,103円は「当期収支差額」として、次期繰越収支差額に計上されていた。</p> <p>委託先に対しナースセンター事業等に従事している職員の人件費に関する資料の提供を求めたところ、職員6名で合計20,038,438円であった。上記6名の職員のうち、非正規職員3名がナースセンター事業等に専従し、正規職員3名は、委託先の他の業務と併せてナースセンター事業等に従事しているとのことであった。</p> <p>このことについて、委託先から「山口県看護協会ナースセンターの人件費について」と題する書面の追加提出を受けた（下記表中「再提出書類」という。）が、同書類は、「ナースセンター事業等」の他に「プレナース発掘事業」についての事業費や人件費も計上されている。それによると、「ナースセンター事業等」の人件費が11,464,103円で「プレナース発掘事業」の人件費が338,365円となっているが、いずれの事業についても、県からの委託事業として事業実施報告書に添付された事業収支決算書上の賃金の記載額とは大きく異なる。</p> <p>なお、11,464,103円という数字は、委託先が人材確保法に基</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 医療政策課） 令和6年度決算分から、指摘を踏まえ、人件費を含めた収支決算書となるよう、改善を行った。また、見積と決算書の人の件費の乖離についても、実績に応じた見積になるよう、委託先に依頼し、改善を行った。</p>	<p>措置済み</p>
---	--	-------------

づき県に提出している「ナースセンター事業についての収支計算書」における「当期収支差額」として次期に繰り越し処理されている金額と一致している。

委託先が人材確保法に基づき提出している収支決算書に「人件費」が記載されておらず、委託先が実質的に賃金であると説明する収支決算書上の「当期収支差額」の金額と、委託契約に基づくナースセンター事業等の事業収支決算書上の賃金の金額10,879,734円も異なっている。

以上のことから、人件費のみならず、会計全般に渡り適正な処理がなされているか疑念が生じ、委託金額を適正に査定するための情報を正確に把握できていない状況にあるという意味でも問題である。県としては、このような状況にあることを見過ごしていた点に問題があり、早急に是正する必要がある。

さらに、見積書と事業収支計算書における人件費の金額(10,879,734円-8,006,600円=2,873,134円)に大きな乖離があり、人件費の見積の正確性についても疑問の余地がある。この点は、次年度以降、委託金額を設定する際に、県としては必ず検証しなければならない。

【意見】委託金額に占める人件費の割合の適正性について（合規性）

委託先が県に提出している資料を基に、委託金額に占める人件費の割合を示すと以下の通りとなる。

県からの委託事業名	委託費総額(A)	人件費(B1) 決算書	人件費(B2) 再提出書類	Aに占める B1の割合	Aに占める B2の割合
プレナース 発掘事業	1,867,000	133,738	338,356	7%	18%
ナースセン ター事業等	16,598,000	10,879,734	11,464,103	66%	69%

これによると、プレナース発掘事業と比べナースセンター事業等においては委託費に占める人件費の割合が明らかに高いといえる。

委託先が公開している令和5年度の正味財産増減計算書によると、令和5年度の事業費としての給料手当は75,320,470円となっており、同年度のナースセンター事業等の人件費（賃金）が占める割合は次のとおりとなる。

事業費としての 人件費総額(A)	人件費(B1) 決算書上の記載	人件費(B2) 再提出書類上の記載	Aに占め るB1	Aに占め るB2
75,320,470	10,879,734	11,464,103	14%	15%

これによると、14~15%程度であるが、これは見かけの数値である可能性があることに留意する必要がある。すなわち、75,320,470円という事業費としての人件費総額は、ナースセンター外2つの課を所管している委託先の事業部の職員の給与のみならず、訪問看護事業部の給与や県内10か所に存在する支部において事業を行っている職員の給与も含むと考えられるからである。

前述のとおり、委託先によればナースセンター事業に従事し

(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)
令和7年度から、意見の趣旨を踏まえ、人件費の割合については、委託先と協議を行い、適切に対応するよう改善を行っている。

改善途中

ている職員は 6 名であり、6 名に対する給与支払総額は 20,038,438 円であるとのことであった。そこで、これを手がかりとして委託費中の人件費充当額が 6 名の給与支払総額に占める割合を計算すると以下の通りとなる。

6名に対する給与支払総額 (A)	人件費 (B1) 決算書	人件費 (B2) 再提出書類	Aに占める B1	Aに占める B2
20,038,438	10,879,734	11,464,103	54%	57%

委託先の説明によれば、6 名の内、3 名の非正規職員は事業に専従しているが、3 名の正規職員は事業に専従しているわけではなく、非正規職員 3 名については給与全額を委託費から充当しているが、正規職員 3 名については業務量で配分しているとのことであった。

そこで、この説明を前提として、委託費中の人件費充当額のうち、正規職員 3 名の給与に充当されている金額を計算すると以下の通りとなる。

	決算書における人件費を前提とする場合 (B1)	再提出書類における人件費を前提とする場合 (B2)
委託費中の人件費充当額	10,879,734	11,464,103
非正規職員 3 名への支給総額	5,329,545	5,329,545
正規職員 3 名の給与への充当額	5,550,189	6,134,558

上記を前提として、正規職員 3 名の給料への充当額が、正規職員 3 名の給与支払総額に占める割合は以下の通りである。

正規職員 3 名への支給総額 (A)	正規職員 3 名の給与への充当額 (B1)	正規職員 3 名の給与への充当額 (B2)	Aに占める B1 の割合	Aに占める B2 の割合
14,708,893	5,550,189	6,134,558	38%	42%

したがって、ナースセンター事業等に専従していない委託先の正規職員の給与への委託費の充当率は 38%~42% に上ると考えられる。

委託先が公開している令和 5 年度事業報告中の、委託先の本部における事業報告部分 (P12-P31) によると、委託先の本部は大きく分けて 8 つの事業を実施している。

プレナース発掘事業とナースセンター事業等（以下「本委託事業」という。）は、委託先の定款第 4 条記載の「(2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業」の中に位置づけられているものの、それ以外の事業も多岐に亘り、事業報告書の記載を見る限り、委託先の全事業に占める本委託事業の割合は 40% 近いとは考えにくい。委託先が公開している組織図においても、ナースセンター事業を管轄している「事業部」は、①ナースセンター、②教育課、③事業課を所管している。組織図上は、①ナースセンターは、ナースセンター事業、看護職員再就職支援事業、山口県がん総合相談の 3 つの事業名が記載されているが、②教育課は、一般教育研修、認知症地域医療支援事業、認定看護管理者教育課程、新人看護職員研修事業、実習指導強化事業の 5 つの事業名が、③事業課は、訪問看護提供体制推進事業、災害支援事業、医療安全管理者育成事業、山口県看護研究学会の 4 つの事業名が記載されている。このように、委託先の事業報告書にお

ける内容や組織図における事業部が管轄している事業（全12事業）の記載からは、ナースセンター事業の占める割合はかなり低いと推察する。

なお、委託先の追加説明によれば、事業部は、前述した、ナースセンター事業に従事している職員6名（正規職員3名と非正規職員3名）の他、9名の職員で事業を運営しているとのことであった。この9名の職員について、正規職員と非正規職員の内訳及びナースセンター以外の事業部の事業（教育課の5つの事業と事業課の4つの事業）に専従している職員の有無・人数等について、県に対して照会したが、「照会の件はナースセンター事業とは関係のない職員に係るものであり、今回の包括外部監査の対象外であることから回答は控える。」と回答があつたため、詳細は不明である。

以上を整理すると、以下の通りとなる。

すなわち、ナースセンター事業の委託費の66%～69%を占める人件費が、ナースセンター事業に従事している6名の職員のうち、専従していない正規職員3名の人件費の38%～42%に充當されているということである。

他方、委託先が公開している事業報告書の記載や、ナースセンターを所管している委託先の事業部が所管しているナースセンター以外の9つの事業の規模やこれらの9つの事業に従事している職員（正規職員と非正規職員の内訳は不明。）が9名に過ぎないことからすると、ナースセンター事業に従事している正規職員3名が、ナースセンターの業務に従事している割合が、38%～42%を大きく下回る可能性も否定できない。

委託先の人件費に関する詳細な資料を入手することが出来なかつたこと、及び当該委託先に対して直接の監査権限を有していないため、上述の疑惑については意見に留めるが、ナースセンター事業の業務委託は、指名競争入札ではなく随意契約の形式で行われており、契約の相手方の情報について県が把握すべき度合いは、指名競争入札の場合に比べて高いと考えられること、委託料も1,000万円を超える高額であることを考慮すると、県としては、ナースセンター事業に従事している正規職員3名が、ナースセンターの業務に従事している割合を調査した上、委託金額それ自体の適切性のみならず、委託料に占める人件費の割合の適切性についても検証することが求められる。

【意見】ナースセンター事業等の成果等について（有効性）

1 就業支援サポーターによる相談、施設・学校訪問について

令和5年度からお悩み相談が実施されることになり、実施件数も97件（1か月約8件度）と、かなり需要があることが見込まれるので今後も継続していくことが望ましい。相談事業の場合に留意すべき点としては、「相談にのってあげた」というところで止まってしまっては、相談事業の意義が半減してしまう点にある。もちろん、相談者の中には、単に話を聞いてもらうだけで良いという人もいるであろうが、その一方で具体的な問

（主務課・室 健康福祉部 医療政策課）

改善途中

- 事業のフォローアップは、既に行っているが、引き続き、必要な支援を行う。
- 本人の了解がある場合は連絡を取っているが、国のシステムであり、また、個人情報の問題もあることから、引き続き、適切な運用を行う。
- 令和7年度も事業を継続することとしている。

<p>題解決を求めて相談を求める人もいるであろう。</p> <p>今後は、相談者のニーズに応じて、相談内容を具体的に解決するためのアプローチも視野に入れた相談体制を構築していくことが望ましい。そのためにも、相談内容によっては、その後の状況についてフォローアップすることも求められよう。</p> <p>2 離職者・未就業者届出サポートについて</p> <p>平成 26 年の人材確保法の改正により、離職した看護師等は、都道府県ナースセンターに法令の定める事項を届け出る努力義務が課されている（第 16 条の 3）。</p> <p>ナースセンターでは、届出をサポートするための制度を設けており、令和 5 年度には 273 名のサポートを実施したことであるが、年度中の離職者数に占める届出数の割合は不明である。</p> <p>ナースセンターとしては各病院等と連携し、例えば、看護師が離職した場合にナースセンターに連絡してもらうなど、離職者数の実態調査を行い、届出制度の運用の在り方を検討することが求められる。</p> <p>3 再就業支援コーディネーターによる出張相談等について</p> <p>ハローワークで出張相談をすることは、再就業を具体的に意識した実のある相談を実施するのに有益であると考えられる。実施回数も昨年度（令和 4 年度）よりも増えており、今後も継続が望まれる。臨床心理士による相談件数（延べ 10 件）は、1 名の相談者に対して 10 回行われたものである。相談者の数こそ少ないが、看護師等は職業上精神的な負荷がかかりやすい職種であり、再就業を目指す上で精神的な悩み・課題を有している人にとって、臨床心理士という専門職に複数回相談にのってもらえることは大きな意味があると考えられることから、今後も継続して実施することが望ましい。</p> <p>4 無料職業紹介：NCCS（ナースセンター・コンピューター・システム）について</p> <p>無料職業紹介の述べ件数としては、求職者数 913 人に対し、求人数は 5,224 人であり、実際に就職した者は 70 人で、求職者に占める就職者の割合（就職率）は 7.7% となっている。</p> <p>実施報告書に添付された事業収支決算書によれば、NCCS 関係の費用は、システム機器等のリース・保守費用 376,872 円とシステムのヘルプデスクサポート料 495,000 円の合計 871,872 円であり、決して安い金額ではない。</p> <p>求人数、求職者数自体は一定数あるにもかかわらず就職率が低い背景を分析し、就職率の向上に努める必要がある。例えば、まずは実態を把握するため、就職に至らなかった要因やシステムの利用し易さについてのアンケートを、システム内で継続的に行う仕組に改良する等の方法が考えられる。</p>	<p>4 国のシステムである NCCS については、現在、国により改善が検討されており、その動向に注視する。</p> <p>5 意見を踏まえ、欠席者については、配布資料や議事録を送付するなど、既に個別に対応し、改善を行っている。</p> <p>6 意見を踏まえ、ハローワークと連携し、アンケートを実施するなど、改善を行っている。</p>
--	--

<p>5 看護師等就業協力員の育成について</p> <p>育成のための研修会を開催しており、25名中18名が参加したことであった（参加率72%）。年1回の研修では、どうしても日程の関係で参加できない場合もあり、その結果、1年間研修を受けられなくなってしまうという問題もある。正規の研修を受講できなかつた方向けの代替的な研修等の開催を検討いただきたい。</p>																																		
<p>6 看護師等再就業支援相談会について</p> <p>この相談会は、ナースセンターとハローワークの連携事業として、再就業を希望している参加者と看護師を募集している医療機関（参加施設）とをマッチングする「面接会」と、ナースセンターによる「相談窓口」を実施するものである。</p>																																		
<p>「面接会」は、53施設が参加し、再就職希望の参加者も170名に上るなど盛況であったと思われる。実際にマッチングが成立した件数は不明であるが、マッチング率に関わらず、このような「面接会」は継続して開催されることが望ましい。</p>																																		
<p>「相談窓口」については、5会場で21名が利用したことである。参加者、参加施設に対してアンケートを取っているが、開催された5会場のうち1箇所については、アンケートは未実施であった。アンケートは課題の発見や内容の改善につながる身近なツールであり、全会場で実施することが望ましい。</p>																																		
<p>また、マッチングの成功率を高めるために、マッチングに際しての重要なポイントについて、事例を集積して、今後の事業の参考とすることにより、さらに事業の有効性が高まると考える。</p>																																		
<p>(6) -5 「看護職員メンタルサポート事業」について</p>																																		
<p>【指摘】委託料の予定価格積算根拠の見直しの必要性について（経済性・効率性）</p> <p>当該事業における委託料に係る予定価格は、県の標準単価等を用いて積算されており、委託業者から徴取した見積書は考慮されていない。</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 医療政策課） 当該業務は、令和5年度に終了しているが、今後、類似の事業委託を行う場合は指摘を踏まえた対応を行うよう改善を行う。</p>	措置済み																																
<p>令和5年度における委託料の予定価格積算根拠の前提となる内訳、委託業者から徴取した見積書の内訳及び実施業務収支決算書の内訳項目の金額はそれぞれ下表のとおりである。</p> <p>（令和5年度）</p>																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;">予定価格</th> <th style="text-align: center;">見積書</th> <th style="text-align: center;">収支決算書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">賃金</td> <td style="text-align: center;">552</td> <td style="text-align: center;">1,032</td> <td style="text-align: center;">2,262</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報償費</td> <td style="text-align: center;">1,882</td> <td style="text-align: center;">1,144</td> <td style="text-align: center;">848</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">旅費</td> <td style="text-align: center;">410</td> <td style="text-align: center;">415</td> <td style="text-align: center;">109</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">需用費</td> <td style="text-align: center;">240</td> <td style="text-align: center;">522</td> <td style="text-align: center;">183</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役務費</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">347</td> <td style="text-align: center;">98</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">使用料及び賃借料</td> <td style="text-align: center;">266</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">3,500</td> <td style="text-align: center;">3,500</td> <td style="text-align: center;">3,500</td> </tr> </tbody> </table>		予定価格	見積書	収支決算書	賃金	552	1,032	2,262	報償費	1,882	1,144	848	旅費	410	415	109	需用費	240	522	183	役務費	150	347	98	使用料及び賃借料	266	40	—	計	3,500	3,500	3,500		
	予定価格	見積書	収支決算書																															
賃金	552	1,032	2,262																															
報償費	1,882	1,144	848																															
旅費	410	415	109																															
需用費	240	522	183																															
役務費	150	347	98																															
使用料及び賃借料	266	40	—																															
計	3,500	3,500	3,500																															
<p>なお、令和4年度及び令和3年度についてもそれぞれ下表のとおりである。</p>																																		

(令和4年度)

(単位：千円)

	予定価格	見積書	収支決算書
賃金	552	516	2,333
報償費	1,882	1,528	846
旅費	410	521	97
需用費	240	604	216
役務費	150	221	8
使用料及び賃借料	266	110	—
計	3,500	3,500	3,500

(令和3年度)

(単位：千円)

	予定価格	見積書	収支決算書
賃金	550	860	2,271
報償費	1,882	1,160	678
旅費	409	290	87
需用費	258	466	355
役務費	151	326	108
使用料及び賃借料	250	80	—
消費税（注）	—	318	—
計	3,500	3,500	3,500

（注）見積書上、消費税は別計上。

予定価格と収支決算書の金額を比較すると、令和3年度から令和5年度のいずれの年度も、合計額は同額であり、費目別では乖離が生じていた。さらに、令和3年度から令和5年度の収支決算書は、費目毎の支出額はほぼ同程度であるにも関わらず、毎年予定価格と見積書の費目別価額が収支決算書の費目別価額と大きく乖離していることも不可解であり、予定価格及び見積書の意義を疑うような算定となっている。過年度の実績が次年度へ反映されていないことも不可解であり、第三者から見て、委託業者が予定価格の合計額と一致するように見積書及び収支決算書を作成していた可能性が否めないと感じる程に費目を軽視した結果となっている。

350万円の予算ありきとしても予定価格がそのまま公金を支出するための根拠となる以上、予定価格の積算根基となる業務の実施体制と委託業者の実際の業務実施体制との間に相違があるのであれば、予定価格の積算根基においても、実施体制の前提を見直し、毎年度、より正確に実態に即した予定価格の積算を行う必要がある。

【意見】委託業者の選定について（合規性）

当該事業は、新型コロナウイルス感染症の対応による看護職員のメンタルヘルスに関するサポートを目的として公認心理師による相談窓口の設置等の事業が計画され、業務委託にて実施された。

委託業者として山口県看護協会が選定された理由は、「山口県看護協会には看護職員が県内各地から多数所属し、かつ、看護職員の勤務体系や新型コロナウイルス感染症対応などにおけるメンタルヘルスに関する知見も有しております、本業務を適正に

（主務課・室 健康福祉部 医療政策課）

措置済み

当該業務は、令和5年度に終了しているが、今後、類似の事業委託を行う場合は意見を踏まえた対応を行うよう改善を行う。

実施できる唯一の機関であるため。」とされていたが、事業の内容には公認心理師による相談窓口の設置等が含まれており、当該業務については公認心理師へ委嘱することにより実施されていた。

看護職員メンタルサポート事業の内容を個別に見れば、公認心理師による相談窓口の設置については「本業務を適正に実施できる唯一の機関」であるとして山口県看護協会を選定せず、例えば山口県公認心理師協会等を業者選定することも考えられる。

委託業者の選定については、安易に随意契約により 1 者を選定することとならないよう、事業の内容に基づき、どのように委託先を選定することが合理的なのか慎重に検討すべきである。

10. 地域子ども・子育て支援事業（こども政策課）

【指摘】起案書における決裁日の記入漏れについて（合規性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って適正手続きに則り対応したことを記録する点で内部統制上も重要な文書である。しかし、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できない。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず、保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引することができないような適正手続きが求められる。

【意見】放課後児童クラブ待機児童数の解消に向けて（有効性）

県の成果及び評価（次期計画を含む）欄の「やまぐち子ども・子育て応援プランの主な数値目標の進捗状況」に記載されている放課後児童クラブ待機児童数の令和 5 年度実績及び目標値（令和 6 年度）は以下のとおりである。

指標	単位	基準値	R5 年度	目標数値(R6 年度)
放課後児童クラブ待機児童数	人	430	483	0

上記のように放課後児童クラブ待機児童数令和 6 年度の目標は 0 人であるのに対し令和 5 年度実績は 483 人であり基準値よりも増加している。現状では、目標達成が極めて困難な状況にあり、解消への対策が不十分と考える。

当該目標達成にむけて宇部市、山口市、防府市はそれぞれ黒石 3 児童保育クラブ、おおぞら第 2 学級 A 外 9 クラブ及び華城

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課）
措置済み

今後は、決裁文書について、起案日及び決裁日を必ず記載するとともに、記載手段として容易な消去を誘引することができないよう、適正に手続を実施していくこととしている。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課）
改善途中

放課後児童クラブ待機児童数の増加については、発生原因是地域により異なるが、特に都市部で核家族化、共働き家庭の増加、就労多様化等により、各自治体の計画による定員以上に申込者が増加していることを理由としたものである。

その削減については、容易なものではないが、引き続き、市町と協力体制を組みつつ、県としてリーダーシップを発揮し、目標である待機児童数ゼロの達成に向け、市町の体制の構築に向けた支援に取り組んでいくこととしている。

<p>第一留守家庭児童学級外 3 クラブを整備する予定である。しかし、待機児童がいる他の市町ではクラブの整備が図られていない。市においてもヒトやカネは有限であり対応が一朝一夕にいかない状況にあることは想像に難くない。しかし、そのような状況であるからこそ、県は市町と協力体制を組みつつ、かつリーダーシップを発揮して、放課後児童クラブ待機児童数がゼロとなるよう、全県を挙げて解決に望む体制の構築をしていただきたい。</p>		
<p>【意見】補助金の効果測定について（有効性）</p> <p>県は補助金の効果測定を実施していない。これは市町の申請に対する交付金であるため、効果測定は実施していないとの理由による。たしかに市町の申請であるため、どのような使途で補助金が利用されるかは市町が判断する必要がある。しかし、補助金の財源が県及び国であり、その財源が配分される以上、当該補助金創設の制度趣旨に沿った明確な成果指標を設けるべきである。また、県としては立場上、各々の市町では把握できない情報が集約されることになる。このような情報集約される立場を活かし、当該補助金を利用して各市町でどのような成果があったのかを取りまとめて補助金のさらなる有効活用をすることが望ましいと考える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課)</p> <p>意見を踏まえ、今後、本補助金の効果が明確となる評価手法について検討していくとともに、県内市町からの情報収集や各市町への情報提供等により、補助金のさらなる有効活用を図っていくこととしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>11. 地域子ども・子育て支援事業（こども家庭課）</p> <p>【指摘】県独自の補助金事業における効果測定の必要性について（有効性）</p> <p>子育て家庭への包括的支援体制整備事業費補助金は、令和 4 年度の児童福祉法改正を受けて、市町において令和 6 年 4 月 1 日から努力義務となっている「こども家庭センター」の設置や新たな家庭支援事業の実施に対して、施行を待たずして先行実施できるよう国において予算措置され「安心こども基金」を活用し、本県において事業化したものである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)</p> <p>効果測定を実施し、補助事業の実施が市町におけるこども家庭センターの設置や新たな家庭支援の実施につながっていることを確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>本補助事業の対象は上記「概要図等」にあるように多岐にわたる。そして県の令和 5 年度の当該事業の実施内容は、市町からの申請に対し、「交付申請等の審査を行った上で、交付金等の交付を行った。」であり、その効果測定は実施していない。</p> <p>当補助事業は、「山口県安心こども基金」を活用した県独自の補助事業であり、その目的は「子育て家庭の包括的な支援のための体制整備に向けて、市町の母子保健と児童福祉の一体的相談機関「こども家庭センター」の設置や、新たな家庭支援に取り組む市町を支援することにより、児童福祉の一層の推進を図る」ことである。</p> <p>児童虐待防止等の児童福祉の推進は県にとって重要課題である。その課題を少しでも早期に解決するためにと先駆けて実施した県独自事業に対して、その効果はいかなるものであったのかについての検証は必要不可欠であり、かつ県民への説明責任</p>		

<p>を果たすため、効果測定は必ず実施する必要がある。</p> <p>【意見】当初予算額と決算額の乖離要因について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>子育て家庭への包括的支援体制整備事業は、当初予算額82,188千円に対して決算額は36,481千円と乖離した結果（当初予算比△45,707千円、△55.6%）となっており、当該乖離額または乖離率は、他事業と比較しても小さくない。</p> <p>当事業は市町が実施主体であり、申請には市町の予算や準備・受入体制状況に影響されることとなるため、県が当事業の予算を確保したとしても、全てが実施される訳ではないことは理解できる。しかし予算の適切な配分という観点に立って考えると、予算は可能な限り正確に積算し、決算額との乖離は可能な限り僅少にすべきである。そのため県としては今後、早い段階から市町と密に連携をとり、市町の状況や計画などを事前に慎重に検討分析するとともに、より慎重な調査に基づき予算を積算し、可能であれば、市町の計画や準備等を支援する等の体制も取りつつ、予算化した事業を有効に実施する観点から、決算額との乖離を最小限にするという姿勢で臨む必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)</p> <p>子育て家庭への包括的支援体制整備事業は廃止済であるが、意見の趣旨を踏まえ、所管する他の事業において、決算額との乖離を最小限にするよう努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>12. 放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業</p> <p>【指摘】県独自の補助金事業における効果測定の必要性について（有効性）</p> <p>「山口県放課後児童クラブ総合支援事業費補助金」については、市町の申請に対する交付金であるため、県として特に目標指標を設定しておらず、効果測定も行っていない。当該事業は、国の補助金では対象外となっている時間延長部分や長期休暇時の開設について特に支援が必要であると判断して県が独自に補助金を交付している事業である。</p> <p>補助金は、地方自治法第232条の2の定めにより公益上必要がある場合には、法律や条令に基づくことなく行政目的に従つて交付できる裁量性の高い給付である。そのため、特に県独自の補助事業や、国の補助金の上乗せ事業の場合にはその必要性を検証し、さらに県民にとって有効な事業とするため効果測定は必要不可欠であり、必ず実施する必要がある。</p> <p>そのため、まずは市町と密に連携し、共有できる目標指標を設定し、市町と協力して適切に効果測定を行うべきである。</p> <p>例えば、県は市町と協力して、当補助金に関連した支援により減少したと考えられる待機児童数を集計するとともに、当補助金に関して目指すべき現実的な待機児童減少数を慎重に検討し、当該目標待機児童減少数を当補助金における目標指標とする等の対応が考えられる。</p> <p>【意見】事業目的達成のための効果的な指標の適切性について（有効性）</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課)</p> <p>意見を踏まえ、今後は、市町の申請に対する交付金であっても、適切な指標を設定したうえで、市町と協力して適切に効果測定を行うことを検討してまいる。</p>	<p>改善途中</p>

<p>放課後児童クラブ体制整備緊急対策事業では、「小1の壁」の解消及び長期休暇期間中の受入体制の確保による、保護者が就業形態を変更せず安心して就労できる体制の整備を目指すことを将来像としている。その将来像を達成するための具体的な数値目標としては、やまぐち子ども・子育て応援プランにて他の事業とも連動して令和6年度までに放課後児童クラブ待機児童数ゼロを掲げている。</p>	<p>意見を踏まえ、今後、適切な指標を設定したうえで、市町と協力して適切に効果測定を行うことを検討してまいる。</p>	
<p>令和5年度の放課後児童クラブ待機児童数は483人であり、現時点での上記数値目標を達成することは困難と考えられる。そもそも上記(1)事業の概要の「成果及び評価(次期計画を含む)」に記載されているように、令和元年度から令和5年度までの待機児童数推移を見ても、大幅に改善されているとは言い難く、当該状況については今後、県として対応が必要となる。そのため、当事業における予算配分の適切性を判断するには、より適切な事業目的達成指標を設定・評価し、適切なPDCAを構築していかなくてはならない。そのためには、他の事業も含めた県全体での数値目標とは別に、当該事業独自の事業目的達成のための効果的な指標の設定が必要となる。</p>		
<p>例えば、県は当事業に関連した取組により減少したと考えられる待機児童数を集計すると共に、当事業に関して目指すべき現実的な待機児童減少数を割り出し、当該目標待機児童減少数を事業目的達成指標とする等の対応が考えられる。</p>		
<p>【意見】補助金事業における対象経費の妥当性について(有効性、経済性・効率性)</p> <p>当補助金の対象となるのは、補助基準額という限度額はあるが、「放課後児童クラブ時間延長支援事業」においては、放課後児童クラブの平日18時以降の開所に要する経費であり、「放課後児童クラブ長期休暇期間開設支援事業」においては放課後児童クラブの長期休暇期間の開設に要する経費である(どちらも飲食物費及び国庫補助金事業の対象として計上すべき経費を除く)。このように対象となる経費は、各事業に関連したものに限定されている。</p> <p>対象経費内容及び金額等の妥当性については実績報告書にて確認しているが、当該報告書内容をサンプルチェックしたところ、確かに補助金交付要綱に規定のある様式で作成されており、現状は合規性に問題はない。しかしその報告書の内容は形式的かつ簡易であり、大部分は対象経費としての妥当性を判断する上で十分な情報であるとは言い難いものであった。例えば、実績報告の添付書類として「当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書抄本」の提出を求めているが、補助金の対象経費の算定備考として「委託料のうち長時間開設加算委託料から対象分〇〇円」程度の記載しかなく、具体的にどのような経費であるのか、また需用費については、按分の妥当性も判断できないものであった。</p> <p>確かに、実施主体が市町であるため、実績について一定の信</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課)</p> <p>意見を踏まえ、今後は、経費の内容が明確に分かる既存資料の添付や定期的な監査の実施など、経費の適切性が担保できる仕組の構築を検討してまいる。</p>	改善途中

<p>頼性があることは理解できる。しかし当補助金はあくまで県の予算に基づき県が実施するものであり、対象経費の妥当性などについては、県が適切かつ十分に検証しなければ、予算執行の適切性の県民への説明責任が果たせない。そのため、県は経費の内容が分かるような様式の変更を検討する、定期的な現場監査を実施する等、経費の適切性が担保できる仕組を構築すべきである。</p>		
<p>13. 県内創業・事業承継促進事業（女性創業の支援）</p> <p>【指摘】再委託手続の合規性及び効率性について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>「省内創業・事業承継促進事業実施業務」の内、女性創業促進業務については予定価格 7,736 千円の 9 割を占める 7,240 千円が再委託されている。内訳は、4,720 千円（実践的女性創業セミナーの実施、再委託先（一社）女性活躍委員会）、2,520 千円（女性創業応援ミーティングの実施、再委託先ライフスタイル（協））である。各業務の仕様書についても、県が（公財）やまぐち産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）に依頼した仕様書と、産業振興財団が各再委託先に依頼した仕様書はほぼ同内容であった。さらに、産業振興財団における再委託先の選定方法は、プロポーザル方式を採用しているが、毎年度同一の再委託先に業務が委託されている結果となっており、女性創業促進業務については、再委託先 2 者に対しての再委託率が高いため、外観的にはほぼ丸投げに見える状態が継続している。</p> <p>再委託については、その経済的合理性や効率性を損なうことがないよう、適正化通知において、契約に係る業務の全部を一括して第三者に委託することが禁止されるとともに、契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託を履行する能力等について審査し、承認を行う等とされている。必要な手続が取られていたとしても、随意契約によることとした理由と不整合とならないかについての合理的理由による説明が必要である。</p> <p>加えて、当初から再委託を予定している事業であるなら、「当初から再委託を予定している場合の手続」（適正化通知 4 (5)）に則り、必要な手続を取り、県と産業振興財団との契約書に再委託について記載することにより、別途必要とされている再委託承認手続を省略することができる。この契約時点で再委託先の業務の範囲（必要事項）を明記し、委託先と再委託先の業務の範囲を明確にしておけば、県民に「丸投げ」や「禁止されている一括再委託」という疑惑を抱かれることはないと考える。さらに、外郭団体については、「外郭団体等に対する指導又は要請」（適正化通知 5）において、「県が一定の政策目的を達成するために設立された団体（外郭団体）と契約を締結している場合において、当該外郭団体が第三者と行う契約のう</p>	<p>（主務課・室 産業労働部 経営金融課） 指摘を踏まえ、令和 7 年度以降、再委託の承認審査において再委託の妥当性が認められた場合には、審査過程や審査結果とともに、随意契約とした理由との不整合がないことの合理的理由についても整理し記録する。</p> <p>また、現状の契約方法の適切性について再検討したが、実践的女性創業セミナーの実施（令和 7 年度は「女性成長支援セミナーの実施」）及び女性創業応援ミーティングの実施については、適正化通知 4 (5) や適正化通知 5 に該当する業務と認められず、契約方法の見直しは困難であった。ただし、「省内創業・事業承継促進事業実施業務」における他の業務についても同様に検討したところ、「女性起業家創出成長支援事業（やまぐち創業応援スペース運営業務）の一部」ほか 1 件が適正化通知 4 (5) に該当する業務と認められたため、令和 7 年度の契約において、財団との当初契約書に再委託を行う業務を記載するよう、見直しを行った。</p>	措置済み

<p>ち、恒常に再委託を行う必要がある契約については、県との契約書等において、再委託に係る業務の契約手法を明記とともに、特定の者とのみ契約を締結する必要があるものについては、その理由も明示すること。」と記載されている。</p> <p>これは、「通知」であるから、必須ではないと考えるなら「取扱要領」に盛り込む必要もあると考える。外郭団体に委託した業務のほとんどが毎年度同一の再委託先に委託されている状況を踏まえ、業務を効率的に実施する観点からも現状の契約方法の適切性について再検討を行う必要がある。</p>		
<p>【指摘】外郭団体が契約する再委託契約における指導の適切性について（合規性）</p> <p>上記「指摘」については、県と外郭団体との再委託のある契約についてであるが、外郭団体と委託先についての再委託のある契約については、「当該団体が通常行う調達についても、県の取扱に準拠することを指導すること。」（適正化通知5 なお書き）と記されており、担当課は、産業振興財団が再委託先のある委託契約を締結する場合には、契約事務が効率的に実施されるよう指導をしなければならないが、出来ていなかった。（「13-1. 県内創業・事業承継促進事業（女性創業の支援）</p> <p>【意見】県からの業務受託の在り方及び再委託契約について （参考）</p> <p>県は、当該通知に従って、外郭団体が契約する再委託契約についても、適切に締結されるよう、指導する必要がある。</p>	<p>（主務課・室 産業労働部 経営金融課） 指摘を踏まえ、令和7年度以降、県が外郭団体に対して再委託承認を行う際に、外郭団体の契約の相手方が再委託を行おうとする場合には、県の取扱いに準拠し適切に対応するよう指導する。</p>	措置済み
<p>【意見】委託する業務の単位の見直しについて（有効性、経済性・効率性）</p> <p>県が産業振興財団に委託している「県内創業・事業承継促進事業実施業務」は、①創業支援コーディネータ配置業務、②創業総合ポータルサイトシステム運用・保守管理及びデータ、コンテンツ管理業務、③後継者育成支援プログラム実施業務、④女性創業促進業務の4つの業務から構成されている。</p> <p>県が産業振興財団に対して随意契約により業務を委託する際の業者選定理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び業務委託契約事務取扱要領第2の3(3)イ「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」となっているが、委託業務を個別に見た場合、女性創業促進業務については、上記「指摘」において述べたとおり再委託率が高いため外観的にはほぼ丸投げに見える状態であり、これは、産業振興財団以外に女性創業促進業務を適切に遂行できる団体が他にあるとも考えられることから、上記業者選定理由に基づいて産業振興財団に業務を委託する必要性は大きくないとも捉えられる。しかし、実際は、産業振興財団が県の外郭団体として、各再委託先（当該委託業務のみでなく）への指導や伴走を行いながら、委託先業者を育て、さらに県の外郭団体としてノウハウを蓄積するという重要な役割があり、この役割を果たすべく事業を実施</p>	<p>（主務課・室 産業労働部 経営金融課） 意見を踏まえ、やまぐち産業振興財団に委託する業務の内容について再検討を行い、令和7年度においては、後継者支援に係る業務については県が直接専門業者に委託するよう見直しを行った。</p>	措置済み

<p>されていることは推察できる。</p> <p>したがって、上記「指摘」による契約方法の変更を含め、委託する業務の単位の見直しや、直接再委託先に業務を委託できないか等、総合的に再検討を行う必要があると考える。</p> <p>【意見】委託業務における予定価格の検証証跡について（合規性）</p> <p>委託業務における予定価格の算定に際しては予定価格調書が作成され、業者選定時の決裁時に合わせて予定価格算出根基の確認・決裁が行われている。</p> <p>また、予定価格算出根基として、毎年度の業務委託先である産業振興財団から参考見積が徴取されており、当該見積の額が予定価格とされている。</p> <p>しかし、参考見積の内訳を確認したところ、大半の項目について「単価×数量」の計算にて予定価格の積算が行われている一方で、数量の部分が“一式”となっている項目もあり、予定価格調書に添付されている参考見積のみでは予定価格の算定根基が妥当か、否かについて確認することはできなかった。</p> <p>なお、県の担当者によれば、参考見積の金額は過年度の予定価格等との比較を行っており、また数量が一式となっている部分についても内訳資料を入手し確認しているとのことであったが、予定価格調書ではそのような検証の証跡が確認できなかつた。</p> <p>したがって、担当課は、予定価格の算定に際して入手した参考見積については、検証した結果を証跡として残す必要がある。</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 経営金融課) 意見を踏まえ、令和7年度の予定価格積算に当たっては、参考見積書において数量「一式」とされている項目についても内訳資料の提出を受け、妥当性の検証を行うとともに、算定根基の証跡として保管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>13-1. 県内創業・事業承継促進事業（女性創業の支援） （（公財）やまぐち産業振興財団）</p> <p>【指摘】再委託手続の合規性について（合規性）</p> <p>(2) -1 「実践的女性創業セミナー」に係る仕様書では、「5委託の範囲 (2) 実践的創業講座の実施」において、「セミナーカリキュラムの企画」、「講師、会場、必要機材の手配及び会場設営」、「セミナーの運営」等が記載されているが、委託先業者である（一社）女性活躍委員会（以下「女性活躍委員会」という。）は、これらの業務に関連してコーディネート費を女性活躍委員会の代表理事が個人事業主である企業や他の理事が代表者である会社へ支払を行っている。このことについては、利益相反取引に該当するため、まずは、プロポーザル審査の時点で、女性活躍委員会の利益相反取引に関する意思決定に係る規程の確認及び、再委託金額の妥当性について確認する必要がある。</p> <p>次に、再委託の段階で再委託の承認手続が必要であるが、産業振興財団の担当者によれば、講師に対する謝金と同様に捉え、再委託には該当しないとの認識であるとの説明であった</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 経営金融課) 令和7年度は類似業務である「女性成長支援セミナーの実施」について、プロポーザル審査時においてコーディネート活動は再委託ではなく、女性活躍委員会の役員の業務として行われ、活動の対価は規定に基づく報酬として支給されることを確認した。</p>	<p>措置済み</p>

が、セミナーのコーディネートという業務の実施を第三者に依頼し、請求を受けているという点に鑑みれば、形式的にはセミナーのコーディネートに関する業務を委託先業者から他の業者に再委託していると考えられる。ここで、産業振興財団と委託先業者との間で作成されている委託契約書の第11条において、本業務を第三者に委託する際には産業振興財団の書面による承認を受ける必要がある旨が規定されている。

したがって、上記コーディネートに関する業務については、実質的にも形式的にも問題がないように再委託に関する手続を適正に行う必要がある。

【意見】県からの業務受託の在り方及び再委託契約について（有効性、経済性・効率性）

「13. 県内創業・事業承継促進事業」における「指摘」でも記述したように、産業振興財団は、県内創業・事業承継促進事業実施業務の内、女性創業の促進業務については、県から業務を受託する段階で既に他の事業者に業務を再委託することを前提にしており、県と産業振興財団において、二重の委託契約手続事が発生している。県との契約に関しては、「丸投げ」や「禁止されている一括再委託」という疑念を解消する観点及び再委託先の委託業者との契約手続（県と二重）の事務を軽減（削減）する観点から、効率的かつ経済的な契約方法となるよう再委託契約も含め、県との契約の段階で契約書に明示することについて、県と十分協議し検討いただきたい。

さらに、産業振興財団においても県と同様、当初から再委託を予定している場合には、委託先との契約に必要事項を明示することにより再委託の承認手続を省略することができるため、事務（二重の事務の排除）及び業務（一つの契約により業務が開始できる）の効率化の観点から再度契約事務について整理し、適切に実施する必要がある。

【意見】公募型プロポーザルにおける応募者増加に向けた取組について（経済性・効率性）

直近における実践的女性創業セミナー及び女性創業応援ミーティングの実施業務に関する公募型プロポーザルの実施状況については下表のとおりである。

<実践的女性創業セミナー>

	R3年度	R4年度	R5年度
応募者数	1	1	1
委託先名	(一社)女性活躍委員会		

<女性創業応援ミーティング>

	R3年度	R4年度	R5年度
応募者数	1	2	2
委託先名	ライフスタイル協同組合		

上表のとおり、公募型プロポーザルを実施しているものの、応募者が1者ないし2者の状況が継続しており、公募型プロポ

（主務課・室 産業労働部 経営金融課）
意見を踏まえ、令和7年度の「県内創業・事業承継促進事業」の業務委託契約締結に当たり、事前に県と、契約書本文に業務の範囲を明示することについて協議を行った。

措置済み

（主務課・室 産業労働部 経営金融課）
意見を踏まえ、令和7年度の同業事業についてはプロポーザル参加資格（地域要件等）の見直しを行ったことに加え、新たな広報ツールを活用してプロポーザル事業の周知の強化を図った。

措置済み

<p>一ザルが本来意図している競争原理を働かせるという意図が十分に機能しているとは言えない。</p> <p>したがって、県からの業務の受託及び再委託を行っている現状を前提にすれば、プロポーザル参加者を増やす工夫を検討する必要がある。</p> <p>【意見】実践的女性創業セミナーにおける受講料の見直しについて（経済性・効率性）</p> <p>(2) -1 「実践的女性創業セミナー」の受講料は、県と産業振興財団との間の委託契約に係る仕様書に基づき、全講座受講で1人当たり 10,000 円（税込）と決められている。</p> <p>セミナーは、最後のビジネスプラン発表会を含め全 8 回実施されており、また各回の講師は DX の分野の専門家等がセミナーを実施しており、1 人当たり 10,000 円では内容に比して安価と考えられる。</p> <p>人件費高騰や物価高が進んでいる近年の経済状況を踏まえると、受講料の引き上げについて県と十分協議し検討いただきたい。</p> <p>【意見】受講者数増加に向けた取組について（有効性）</p> <p>(2) -1 「実践的女性創業セミナー」の実施業務委託仕様書上は、セミナーの受講者数を 30 名程度と想定しているが、実際の受講者数は令和 3 年度が 18 名、令和 4 年度が 17 名、令和 5 年度が 16 名となっており、仕様書に記載の人数との間に乖離が生じている。</p> <p>令和 5 年度のセミナーの受講者は、主に Facebook、チラシ、知人からの紹介により受講を申し込んでいるが、産業振興財団は仕様書で想定されている受講者数を確保できるよう、商工会議所との連携や Instagram の活用等、更なる多様な工夫をする必要がある。</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 経営金融課) 意見を踏まえ、令和 7 年度の類似事業である「女性成長支援セミナー」については県と協議を行い、受講料の引き上げを行った。</p>	措置済み
	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 現在は電子決裁を全面的に導入しており、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容易な消去を誘引するがないうな適正手続きがなされている。</p>	措置済み

14. 子育て女性等の活躍応援事業

【指摘】起案文における決裁日の記入漏れについて（合規性）

起案書は、所管部署・課の中での意思決定を起案者及び承認者が時系列に沿って適正手続きに則り対応したことを記録する点で内部統制上も重要な文書である。しかし、決裁日の記載自体がないものがあり、適切なタイミングでの承認証跡が確認できない。

上記のように、起案書は意思決定過程が示され、起案日の明示によって起案時期が客観化され、決裁日によってその起案が最終承認され終了する（責任範囲・時期の明確化）。そして、決裁日の記載がなければその起案は客観的には終了していない状況になり、ともすれば責任範囲や時期が曖昧なものになりかねず保存文書としては不完全となる。

したがって、起案日及び決裁日の明示及び記載手段として容

<p>易な消去を誘引することができないような適正手続きが求められる。</p>		
<p>【意見】仕様書の保管体制について（有効性）</p> <p>仕様書は、委託契約において業務委託の成功に必要不可欠な文書であり、委託（受託）業務の内容、手順、各工程の日程、納入する成果物の仕様、数量、機能、納期、提出場所、業務実施場所、業務の実施条件など業務委託に関する仕様を書面等で定めて委託者及び受託者の認識を共有するものである。そこで仕様書は委託契約書と併せて保管する必要がある。</p> <p>子育て女性等の活躍応援事業においては、令和5年8月31日までの委託事業については、仕様書は委託契約書と併せて保管されておらず、速やかに確認できる保管体制となっていました。これは各訓練コースの細かな業務委託内容については、「別表」を別途作成しているが、各訓練コースに共通するものについては仕様書という形で作成されているためである。そのため仕様書は別途保管していた。なお、令和5年9月1日以降の委託事業については仕様書を委託契約書と併せて速やかに確認できる保管体制となっている。</p> <p>仕様書は、委託契約に不可欠な文書であり、委託契約書にも記載される重要な文書である。したがって、仕様書は委託契約書と併せて速やかに確認できる保管体制とすることが必要であると考える。</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 現在は電子決裁を全面的に導入しており、委託契約の起案に添付する関係書類一式は一括して保存されており、仕様書は委託契約書と併せて速やかに確認できる保管体制が整っている。</p>	措置済み
<p>【意見】子育て女性等の活躍応援事業における訓練コースの定員数と入校数について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>子育て女性等の活躍応援事業における訓練コースの定員数は140名のところ、入校者数は令和元年度から令和5年度にかけて41名から54名の間で推移している。特に母子家庭の母等別枠においては定員60名のところ令和5年度は3名と入校者がかなり少ない状況である。また25歳から44歳までの働く女性の割合（就業率）についても令和4年度は全国平均81.1%であるのに対し、山口県は80.8%と全国平均を僅かではあるが下回っている。</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 意見を踏まえ、今年度から、母子家庭の母のニーズを把握するため、アンケート調査を実施することとしている。なお、当事業の普及に向けては、ハローワークのほか、「山口県母子家庭等就業・自立支援センター」などを通じた周知にも取り組んでいる。</p>	措置済み
<p>このような状況の下、訓練コースの入校者数を定員数に少しでも近づけるようにするため、母子家庭においては受講者が希望する訓練ができるよう訓練コースの拡充を図ることが望ましいと考える。そのためには、どのようなコースを希望するのかのアンケート等を実施しニーズを把握することも有効と考える。さらに訓練コースの募集は、主にハローワークを通じてアナウンスされるが、それ以外の方法も検討し、普及に努めていただきたい。</p> <p>15. 女性・シニア新規就業促進事業</p> <p>【意見】委託事業の評価の必要性について（有効性）</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課)</p>	措置済み

<p>県が作成した「業務委託契約事務取扱要領」の第3 業務内容の検査 2 検査後の処理（1）において、委託業務の評価を、「業務委託検査報告書（様式7-3）」にて、評価と指示事項及び備考を記入し、契約担当者に報告するよう規定している。この様式7-3の作成は、特に150万円以上の契約事業に対して「業務委託検査調書（様式7-2）」に加えて作成が求められているものであることから、その趣旨は、金額的重要性がある委託業務については、別途詳細な評価報告を要求していると解釈できる。しかし当該事業の報告書は、評価欄は「適正」、指示事項欄は「特になし」と記載されているのみであり、また備考欄も空欄となっており、本来の趣旨である事業評価報告書が作成されているとは言い難い状況である。</p>	<p>意見を踏まえ、「令和6年度女性・シニア新規就業促進事業」の検査では、「業務委託検査報告書」の「備考」欄に「来年度の課題と展開」を記載し、詳細な評価報告をしている。</p>	
<p>委託業者が提出した実施報告書をみると次年度への課題やフォローアップを図ったことが記されているが、そのことについて担当課の見解や今後の課題解決のための提案等の記録が全くなく、情報共有がされているのか否か、次年度以降への事業の再構築へ今年度の事業が活かされているのか否かが、第三者からみて判別できない。今年度事業に携わった者の間では口頭で情報共有されているとのことだが、第三者からみて判別できないということは、現任者間では情報共有されているとしても、その情報が将来へ引き継がれる保証がないこととなる。</p>		
<p>この点について、担当者へ質問したところ、当該委託事業は、上記概要図の通り、山口しごとセンターで実施しており、山口しごとセンターでは、人が固定されているため、センターでの情報蓄積に頼るところが大きいとのことであった。しかし事業の企画や予算要求は担当課が実施するため、担当課において情報が蓄積される必要がある。</p>		
<p>これは、監査人の私見となるが、様式7-2「検査調書」で、合・否を報告しているので、様式7-3は、「業務委託検査報告書」ではなく、「業務委託事業評価報告書」等に改めれば、本来の趣旨と合致した報告書が作成されると考える。</p>		<p>（主務課・室 産業労働部 労働政策課） 措置済み</p>
<p>シニア世代就業応援事業は、単独事業ではなく、「やまぐち働き方改革支援センター運営業務委託（委託額35,842千円）」の一部の業務となっている。上記「ステップアップ女性就業促進事業」については、公募型プロポーザルで業者選定をしているが、当該事業については、プロポーザル方式を採用していない。</p>	<p>意見を踏まえ、仮説に対する事業成果を検証した結果、プロポーザルによる業者選定よりも「やまぐち働き方改革支援センター」の運営業務の一部として業務実施した方が有効であることが検証できた。</p>	
<p>この点について担当者へ質問したところ、前年（令和4年度）まではプロポーザルで業者を選定していたが、成果が予算に見合っていないため、やまぐち働き方改革支援センター運営業務の一部として事業を実施することにしたということであった。</p> <p>ここで、担当課は、プロポーザル方式による業者選定より</p>		

<p>も、指定管理者であり、従来から運営業務を委託している者に一体として委託した方が経済的かつ効率的であり、有効であると仮説を立てたことになる。この仮説に対して事業成果を検証しなければ、この判断が適切であったか否かは判断できない。限られた予算を有効に配分し事業成果を挙げる必要性があることを十分認識された上で事業を実施されていることは、ヒアリングから確認できたが、その仮説の検証までを一連の業務と捉えて事業を実施する必要がある。</p> <p>【意見】補助金の効果測定指標について（有効性）</p> <p>女性・シニア新規就業促進事業では、女性が働きやすい職場環境の整備を支援し、企業等における女性の就業継続及び職域拡大を図ることを目的として、平成30年度から女性活躍促進施設整備補助金の交付を実施している。当該補助金の効果測定指標については、25歳から44歳まで働く女性の割合を目標値として設定し、対応する実績を計測している。この実績値は国が実施する「就業構造基本調査」に即しているため、調査は5年毎であり、したがって、直近のデータは令和4年度のものとなっている。またアウトプット指標としては、当該補助金の申請件数及び金額を集計している。</p> <p>ここで、補助金として県及び国の財源が配分される以上、当該補助金の制度趣旨に沿った明確な成果指標を設けるべきである。働く女性の割合の上昇は県全体の目標であり、当該補助金も目標達成に貢献していることに異論はないが、他の様々な事業及び外部要因が影響しての成果であり、当該補助金単独の成果でないことも確かである。</p> <p>当該補助金の主な支給要件として、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画において、女性の就業継続、職域拡大等に関する目標を定めていること。」が挙げられている。さらに、具体例として、「女性比率」「女性採用比率」「女性定着率」「女性正社員化」を挙げている。県は、各事業者が当該補助金を活用した結果、職場環境にどのような変化が生じたかのアンケートも集計しており（これは、大変良いことである）、「新たな採用につながった」等の回答もあった。</p> <p>したがって、当該補助金に係る効果の測定指標としては、補助金交付対象事業者の「女性比率」「女性採用比率」「女性定着率」「女性正社員化」が事業目標達成のための効果的な指標と考えられ、これらについて追跡調査を実施し、推移を計測することこそがアウトカムによる評価となる。当該補助事業の有効性を見極めるためには、当該補助金が活用された結果、女性従業員にどのような影響があり、また定着率等はどのように推移したのか、さらに、補助金交付対象事業者にどのような変容が起こったのかを把握することこそが重要であり、そのための指標を設定しモニタリング及び検証する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 意見を踏まえ、今年度から、補助対象事業者に対し、「女性比率」などを把握するアンケート調査を実施することとしている。</p>	措置済み
--	--	------

<p>16. 建設産業活性化推進事業</p> <p>【意見】女性対象の現場見学会・意見交換会の参加者の募集方法等について（有効性）</p> <p>本事業の女性対象の現場見学会や意見交換会については、参加者が学校単位に固定化されているため、対象となる県民がより多く参加できる仕組を構築する必要がある。</p> <p>現在、現場見学会と意見交換会の募集方法は、土木建築部のインスタグラムやフェイスブックでの告知、県内の学校などへのチラシ配布、記者へのチラシ配布及びHP等で幅広く実施しているが、結果的には学校単位での応募となり、毎年同じ学校が参加する傾向となっている。</p> <p>この現状に対して、県は開催場所を変更して他の学校の生徒も参加し易くなるよう試みているものの、目指した効果は十分に得られていない。</p> <p>実施後のアンケート結果が良好であることから、従来の方法を踏襲しない新しい募集形式や開催方法を検討し、女子高生のみならず、より幅広い層の女性に機会を提供する工夫をし、事業の有効性を更に高めていただきたい。</p>	<p>(主務課・室 土木建築部 監理課) 意見を踏まえ、募集形式において、対象となる県民が参加しやすいよう、従来のメール・電話による申込に加え、令和7年度からGoogle フォームによる申込を追加し、申込方法の改善を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>18. みんなで子育て応援推進事業</p> <p>【指摘】やまぐち子育て県民運動ポータルサイト運用管理業務の実施状況確認について（合規性、有効性、経済性・効率性）</p> <p>やまぐち子育て県民運動ポータルサイトのシステム保守業務のうち、やまぐち子育て応援パスポート HP から県 HP へのリンクが切れている箇所があった（関連機関リンクのうち「山口デジタル広報誌ふれあい山口 plus」へのバナー部分。令和6年9月29日閲覧）。リンク先の県 HP では「お探しのページを見つけることができませんでした。」「2022年3月31日にシステム面が大幅にリニューアルいたしました。それに伴い、ページのアドレスが変更されています。」と表示される。担当課によると、本案内画面は県 HP のリニューアルに伴い、令和4年(2022年)4月1日以降、リンク切れが発生したページに一律で表示されるものであり、ふれあい山口 plus へのリンクは、令和5年9月29日にバナーを掲載して同ページへの誘導を図っていたところであるが、令和6年7月19日のふれあい山口 plus の更新に伴う URL 変更に対応しておらずリンク切れになった可能性が高いとのことである。</p> <p>また、本件業務はもともと選定業者が当該 HP を作成したため、毎年随意契約により運用管理契約が更新されていることである。さらに、当該 HP の管理運用については運営管理作業費として月額22,000円が毎月計上されているため、選定業者により管理運用業務が切れ目なく行われることが予定されている。</p> <p>長期間にわたるリンク切れ等の運用管理業務の不備は、HP を閲覧した県民から、選定業者の受託事務のみならず県の検査業</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課) 指摘のあったHPのリンク切れについては、指摘後直ちに修正対応済み。 継続的な管理業務においては、選定業者との連絡・連携を定期的に行い、常に最新の情報を適切に提供することにより再発の防止に努めてまいる。</p>	<p>措置済み</p>

<p>務に対しても作業が形骸化されているのではないかとの疑念を持たれかねない。本件のような継続的な管理業務においては、選定業者との連絡・連携を定期的に行い、常に最新の情報を適切に提供すべきである。</p> <p>【意見】地域結婚支援推進事業のうち自治体間連携を伴う取組に対する支援の周知について（有効性）</p> <p>地域少子化対策重点推進交付金の交付対象事業において、萩市・長門市・美祢市の結婚支援の取組を広域的に実施する取組に対して補助金が支出されており、具体的には GO-EN センターが共同で運営されている。しかしながら、GO-EN センターの会員登録者数は三市合計で目標達成率が 73.3%に留まっている。</p> <p>地方自治体の結婚支援については、県もやまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」を運営しており、県内において広域的な取組を行っている。本事業と県の事業については HP を比較すると、「マッチング」「婚活イベントの実施」「婚活支援企業・団体の募集」といった主たるサービス内容が重複している。</p> <p>また、HP では、婚活の場として三市を選ぶ魅力については十分な PR がなされていない。このため、三市において結婚・子育てをしてゆく具体的なイメージやメリットが判りにくいくものとなっている。この独自性の PR 不足が、登録者数が目標数に及ばない原因の一つとも考え得る。</p> <p>婚活における三市の連携は、当該地域が県内でも特に人口減少が顕著な地域であることから目的は正当と思われる。また、本事業は間接補助であるため県の財務負担はない。しかしながら、県の活動と別に三市の連携を支援するのであれば、地域の独自性や魅力、具体的な事例（結婚を機に三市に移住した例）等の、三市で結婚・子育てをするメリットについて独自の PR をするなどして、県との差別化を図り、さらに有効な補助事業となるよう取り組んでいただきたい。</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課）</p> <p>意見を踏まえ、今後は、三市での取組がより有効な補助事業となるよう、また、県の取組との相乗効果が得られるよう、引き続き助言等を実施してまいります。</p>	<p>改善途中</p>
<p>19. 山口しごとセンター管理運営費</p> <p>【指摘】指定管理者が計上する事務管理費（本部経費）の妥当性確認について（経済性・効率性）</p> <p>指定管理者は本年度の事務管理費として 27,600 千円を計上している。この額は今回の指定期間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）において令和 2 年度（28,800 千円）を除き一定である。</p> <p>事務管理費の金額は本指定管理者の応募時の見積書によれば、支出予算計 162,060 千円（税抜）に対し、事務管理費 28,800 千円で支出予算に対し、17.7%となっている。この金額の算出は、指定管理者の計上基準により本部経費の内、指定管理業務にかかるものの実績を勘案して計算したものとなっている。指定管理者が、施設の管理運営業務の経費に本部経費を計</p>	<p>（主務課・室 産業労働部 労働政策課）</p> <p>指摘を踏まえ、令和 6 年度収支報告書において、事務管理費の計算方法の報告を求め、当該資料等を基にモニタリングを実施し、適切に管理運営されていることを確認した。</p> <p>また、令和 11 年度の次回指定管理者の募集時には、本部経費の計上の有無やその基準を計画書に明示することを求めた上で、審査・採点を行う。</p>	<p>措置済み</p>

上することは通常であり、そのこと自体は否定されるべきものではないが、本部経費については各指定管理者の事業内容や体制によってその算出方法が異なることから、その額及び計算方法などは恣意的であってはならない。特に、本部経費の算出方法をしばしば変更し、施設の損益の操作に利用されるようなことは許されるべきではない。

本施設では、所管課において、本部経費の算出方法を確認し、その妥当性を検討した形跡がない。所管課としては、本部経費の妥当性を判断するため、指定管理者に対し、その提出する収支報告書において本部経費の計上の有無及び計上している場合はその額を明記することを求めるとともに、本部経費の計算方法の報告を求め、本部経費の妥当性を検討すべきである。

また、指定管理者の募集時に、本部経費を計上するか、否かについて応募者には収支計画において明らかにさせ、計上することを予定している場合は、その計上基準を明示されることや選定時の審査・採点への反映等について検討する必要がある。

【意見】収支報告書の表示について（合規性）

指定管理者から提出された令和5年度収支報告書の決算額は下記の数値である。これによれば収入は税込金額で表示され、支出は税抜金額+収入金額に含まれる消費税等の額となってい。損益としては同じ結果であるが、税込表示と税抜表示が混在し、わかりにくくなっている。税抜処理であれば、収入支出ともに税抜金額で表示する方がわかりやすいと思われることから、様式を指定する等の改善を検討されたい。

(単位：円)

科目	指定管理者提出決算額	税抜表示
(収入)		
指定管理料	178,266,000 (税込)	162,060,000
(支出)	(以下、税抜)	
給料手当	95,648,601	←
広報費	5,794,382	←
会場使用料	883,148	←
光熱水費	733,421	←
委託費	8,939,287	←
賃借料	5,108,063	←
旅費交通費	2,468,090	←
通信運搬費	3,678,394	←
消耗品費	1,696,787	←
印刷製本費	4,104,940	←
保険料	154,279	←
諸謝金	5,413,315	←
その他支出	436,569	←
事務管理費	27,600,000	←
計	162,659,276	←
消費税	16,206,000	0
合計	178,865,276	162,659,276
損益	△599,276	△599,276

19-1. 山口しごとセンター管理運営費（㈱日本マンパワー）

【指摘】事務管理費（本部経費）の妥当性確認について（経済

(主務課・室 産業労働部 労働政策課)
意見を踏まえ、令和6年度収支報告書において、収入支出ともに税別金額での表示とした。

措置済み

(主務課・室 産業労働部 労働政策課)

措置済み

<p>性・効率性)</p> <p>上記 19 で担当課に対して【指摘】した事項について、所管課へ本部経費の算出方法及び計算方法を報告して頂きたい。</p> <p>【意見】 収支報告書の表示について（合規性）</p> <p>上記 19 での【意見】と同じ。</p> <p>添えて、指定管理者は、本施設の指定管理業務と共に、委託業務を指定管理業務と関連して複数件受託している。指定管理業務と各受託業務での按分の適切性及び重複計上がないかを検証した結果、各人の業務日誌に基づき、適切かつ重複なく計上されていると判断した。</p> <p>引き続き、適切に業務を実施して頂きたい。</p>	<p>指摘を踏まえ、令和 6 年度収支報告書において、事務管理費の計算方法を報告した。</p> <p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 意見を踏まえ、令和 6 年度収支報告書において、収入支出ともに税別金額での表示とした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>20. 労働福祉金融対策費</p> <p>【指摘】 制度案内ちらしの作成に係る予算額及び決算額の計上方法について（合規性）</p> <p>当該事業では、事業内容として制度案内ちらし（リーフレット）の作成も含まれている。しかし、予算上は「ちらし印刷費 @0.68 円 × 4,000 部」として 3 千円のみしか計上・集計されていない。</p> <p>また、令和 5 年度における実際の印刷費は 18,400 部分として 129 千円（1 枚当たり 7.04 円）発生し、令和 5 年度中に納品され配布先に配布されているが、当該事業の決算では「テープのり」の名目で需用費 2 千円のみしか紐づけがなく、予算及び決算上、当該ちらしの作成代が当該事業に係る金額として適切に集計・計上されておらず、担当課の一般的な需用費として予算額及び決算額に含められていた。</p> <p>事業に係る収支予算額及び決算額は、正確に計上しなければ事業の経済性・効率性の観点に基づく妥当性の検証が出来ない。したがって、事業に直接紐づく支出については対象となる事業の予算額及び決算額に適切に集計・計上されるようにしなければならず、そのための内部統制を構築し、適切に運用する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 指摘を踏まえ、令和 7 年度当初予算より、制度案内ちらし印刷費について、配布枚数を基に適切に積算し、予算計上を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>21. 地域雇用創造事業（労働政策課）</p> <p>【指摘】 委託先の選定方法について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>(6) -2 「令和 5 年度人材確保・定着推進事業（テレワーク等環境整備）実施業務」は㈱日本マンパワーとの随意契約である。その選定は、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。例えば、委託可能な業者が 1 者しかいない場合、調査研究、広告等の独創性・創造性等が求められる場合等である。」（業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (3) イ）を根拠とし、その理由として「働き方改革支援センターを設置して</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 本事業については令和 5 年度で終了しているが、今後類似の委託事業を行う際の業者選定に当たっては、より慎重に検討するとともに、検討過程の記録を残すよう努める。</p>	<p>措置済み</p>

いる山口しごとセンターの指定管理者であり、当該業務を適正に実施できると認められるため。」とある。

当該委託業務はテレワーク等環境整備であり、一般的に委託可能な業者が 1 者しかいないとは考えられない。また、アフターコロナの現在において、テレワーク等環境整備が独創性・創造性等が求められるほどの高度な技術とは考えられない。確かに株日本マンパワーが業務を適切に実施できることは理解できる。しかし提出された資料を確認しても、山口しごとセンターの指定管理者であることのみをもって、株日本マンパワーしか委託可能な業者がいないとは判断できなかった。

この点について、担当課に確認したところ、県内において実施可能な業者などについての検討を行った上で、事業全体の効率性及び経済性を考慮し、株日本マンパワーしか適切な委託先はないと判断したと口頭での回答を得たが、検討したことを証明する資料や申し送り事項等は一切残っていなかった。

ここで業務委託に係る契約にあっては、公平性、透明性及び競争性を高めるため、一般競争入札によることを原則とするなかで、例外である随意契約を採用する場合には慎重な判断が必要である。そのため検討した業者があるのであれば、「随意契約の場合であっても、2 人以上の者から見積書を徴取の上、見積合わせにより契約の相手方を決定すること。」（業務委託契約事務取扱要領第 2 の 3 (2) ア) の原則に従い見積を徴取し、本当に、効率的かつ経済的に優れているのかの判断をする必要がある。

【指摘】再委託先の検討過程の適切性について（合規性、効率性・経済性）

(6) -3 「令和 5 年度人材確保・定着推進事業（テレワーク等導入・定着支援）実施業務」は、県が（公財）やまぐち産業振興財団（以下「産業振興財団」という。No. 21-1、22 についても同じ。）に委託し、さらに 4 者へ再委託がされている。再委託の手続書類は適正に保管されていたが、それら申請書及び審査関連資料からは、選定理由が判然とせず、多くの事業者がある中、産業振興財団がどのような判断に基づきこの 4 者を選定したのか、そして県はどのような情報・資料に基づき評価した結果、再委託を承認したのかについては不明確であった。再委託については、その経済的合理性や効率性を損なうことがないよう、契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う合理的な理由、再委託先の相手方が業務を履行する能力等について審査し承認を行う等とされている（適正化通知）。従って県が求める必要な審査及び承認がされていなかったことになる。

この点に関しては、産業振興財団の物品調達等審査会にて、再委託先の選定理由や選定方法について検討審査されており、またその内容は県と電話やメール等で共有されているとのことであった。そのため県への提出用に関連資料を別途作成し提出

（主務課・室 産業労働部 労働政策課）
措置済み
本事業については令和 5 年度で終了しているが、今後再委託の承認に当たっては、審査した内容の記録を残すよう努める。

<p>するなどの対応は取っておらず、県も関連資料についての提出を特に求めていなかったとのことである。</p> <p>当該再委託金額は、原契約の約 88%に上り、特に唯一の相手先として随意契約によることとした理由と不整合にならないか、否かについての合理的理由による説明責任は、県側にあり、その資料なくして説明責任は果たせないものと考える。従って、県において、再委託を行う合理的理由、再委託先の相手方が再委託を履行する能力等について審査し、承認した結果が保管されている必要がある。</p> <p>【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定と事業効果の検証について（有効性）</p> <p>当事業では、企業の社内業務のインハウス化や多様な人材の確保・定着に向けた環境整備を進めるとともに、正社員化を推進し、地域経済の持続的発展とそれを支える人材を確保するという将来像を目指し、達成目標指標として正社員就職者数 81 人（やまぐち地域活性化雇用創造推進協議会にて算定）を掲げており、令和 5 年度は 171 人と目標を達成している。この結果は目標を大きく上回るものであり、一定の成果が上がったことは評価出来る。</p> <p>しかし、当事業の各実施業務についての詳細な成果設定や効果についての検討は行われていなかった。確かに各実施業務を行った結果、全体として正社員就職者数が増加しているならば問題はないとも考えられる。しかし各実施業務について全てが正社員就職数増加に直接関連している訳ではないため、現状では各実施業務を行った結果、各々の実施業務の成果がどの程度正社員就職数増加に貢献しているかが判断できず、各実施業務の業務成果が正確に判断できない。</p> <p>そのため各実施業務の予算の妥当性を判断する上でも、各実施業務に個別具体的な目標達成指標を設定し、その結果を分析することにより、各実施業務単位での業務成果を正確に把握することが望ましい。例えば人材確保・定着推進事業（テレワーク等導入・定着支援）実施業務では業務実施後実際にテレワーク等を導入・定着した企業数などが達成指標になると考えられる。</p> <p>【意見】アンケート結果の有効活用について（有効性）</p> <p>当事業では、県として実施業務に関連した者に対するアンケートは行っていないが、各委託先にて一部アンケートを実施しており、その結果が実績報告書等で、県に報告されている。しかし現状そのアンケート内容は県で確認はしているものの、内容について特に分析等は行わず、活用もしていないとのことであった。</p> <p>アンケートは事業の有効性を判断するための材料であり、事業をより有効なものとするため、適切に PDCA を機能させるなら、実施されたアンケートの内容について分析を十分に行い、</p>	<p>(主務課・室 産業労働部 労働政策課) 本事業については令和 5 年度で終了しているが、今後類似事業の実施に当たっては、アンケートの内容を分析し、次の事業に活用していく。</p>	<p>措置済み</p>
---	--	-------------

次の事業のために有効活用すべきである。

21-1. 地域雇用創造事業（（公財）やまぐち産業振興財団）

【意見】業務成果の評価について（有効性、経済性・効率性）

産業振興財団では、テレワーク等導入・定着支援業務について、4社への再委託を通して500社への支援を目標とした結果、492社への支援を実施した。目標は概ね達成しており、目標に対するアウトプットは十分と考えられる。しかし当該492社への支援の結果、実際にテレワーク等を導入・定着した企業が何社あるかは集計しておらず、不明のことである。

確かに委託契約内容は、テレワークやクラウドサービスの導入・定着を図る企業に対して、技術面での助言・提案、補助金制度の紹介等を実施することであり、企業がテレワーク等を最終的に導入し、環境整備を行うことまでは要求していない。しかし、テレワーク等導入・定着支援業務の最終目的は当然にテレワーク等の導入及び定着による業務の効率化と経済性の向上であるため、当該事業により実際にテレワーク等を導入し定着させた企業数、さらには、テレワークを導入し定着させることによる効果の測定までを追跡評価することが、アウトカムによる有効性の評価であり、事業の本来の目的を達成するとともに、県民への説明責任を果たすことになるという意識をもって、事業評価を実施していただきたい。

22. 地域雇用創造事業（産業人材課）

【指摘】再委託手続の適切性及び合理性について（合規性、有効性、経済性・効率性）

県は求職者のためのキャリアアップ支援実施業務について、以下のように産業振興財団に委託しており、産業振興財団は当該業務を（一社）ブロンズ人財協会に再委託している。

委託元	委託先	契約金額（税込）	請求金額（税込）
県	産業振興財団	13,266,000円	10,418,620円
再委託元	再委託先	契約金額（税込）	請求金額（税込）
産業振興財団	（一社）ブロンズ人財協会	12,675,333円	10,342,246円

上記の再委託比率は95.5%であり、請求書でみると99.3%を占めている。いずれも95%を超える再委託比率であり、内容を確認すると産業振興財団から県への請求は再委託料以外では、旅費、郵送代、振込手数料のみで、通常の委託契約であるなら計上される人件費が計上されていない。また、委託契約の仕様書及び実績報告書と再委託契約の仕様書の様式及び内容はほぼ同じであることから、禁止されている一括再委託（適正化通知4(1)）に該当しないと言うのであれば、合理的な説明が必要である。

加えて、当該事業においては、事業選定理由に「民間教育訓練機関等と連携した実施による事業効果の確実な発現が期待で

（主務課・室 産業労働部 労働政策課）
本事業については令和5年度で終了しているが、今後類似の事業を受託することになった場合は、事業成果のフォローアップのあり方等について県と協議のうえ、実施する。

措置済み

（主務課・室 産業労働部 産業人材課）
指摘を踏まえ、今後、委託契約においては、一括再委託に当たらないか、慎重に検証するとともに、その検証結果について具体的かつ客観的に記録することとする。

また、当初から再委託を予定している事業に関しては、県と産業振興財団との契約の段階において、契約書に再委託の内容を明記することとする。

措置済み

きるため。」と記されている通り、当初から再委託を予定している事業である。したがって、「当初から再委託を予定している場合の手続」（同通知 4 (5)）に則り、必要な手続を取り、県と産業振興財団との契約書に再委託について記載することにより、別途必要とされている再委託承認手続を省略することができる。この契約時点で再委託先の業務の範囲（必要事項）を明記し、委託先と再委託先の業務の範囲を明確にしておけば、県民に「丸投げ」や「禁止されている一括再委託」という疑惑を抱かれることはないと考える。さらに、外郭団体については、「外郭団体等に対する指導又は要請」（同通知 5）において、「県が一定の政策目的を達成するために設立された団体（外郭団体）と契約を締結している場合において、当該外郭団体が第三者と行う契約のうち、恒常的に再委託を行う必要がある契約については、県との契約書等において、再委託に係る業務の契約手法を明記するとともに、特定の者とのみ契約を締結する必要があるものについては、その理由も明示すること。」と記載されている。

これは、「通知」であるから、必須ではないとするなら「業務委託契約事務取扱要領」に盛り込む必要もあると考える。県と産業振興財団との契約は令和 5 年 4 月 1 日に締結されているが、産業振興財団と再委託先との契約は令和 5 年 6 月 16 日に締結されている。最初から県との契約に明示することにより、このタイムラグを無くすことが出来、契約事務の効率化もさることながら、事業自体も効率的に開始及び実施することが可能となる。

【意見】地域雇用創造事業の事業継続について（有効性）

当該事業は令和 3 年度に始まり、令和 5 年度で終了している。当該事業の基本目標は「男女が共に活躍できる地域社会づくり」であり、重点項目は「雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」である。そして、当該事業を実施した 3 年間の正社員就職者数の実績は目標の 120 名に対し 91 名となっている。このうち令和 5 年度は目標 40 名に対し実績 40 名と目標を達成している。このような実績もあり、当該目標や重点項目を継続的に達成するためにも、また令和 5 年度の実績を考慮すると県民は当該事業に期待を寄せていると思われる所以、是非今後も当該事業の継続を検討いただきたい。

その際にフォーカリフト、玉掛け以外の需要もアンケート等で調査し、選択肢を増やし、研修内容の充実を図ることにより有効と考える。例えば、ビジネスマナー研修、Excel 上級（マクロ等）、PowerPoint、CAD、ユンボの免許、高所作業車の免許取得等、研修の幅を広げることにより当該研修を希望している離職者・非正規雇用労働者の参加することに対するモチベーションも上がり、さらなる求職者支援につながると考える。

（主務課・室 産業労働部 産業人材課）
意見を踏まえ、今後の事業構築にあたって検討することとした。

措置済み

<p>22-1. 地域雇用創造事業（（公財）やまぐち産業振興財団）</p> <p>【意見】再委託における業者の選定について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>求職者のためのキャリアアップ支援実施業務における再委託業者は以下である。</p> <table border="1" data-bbox="139 354 854 480"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>再委託業者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td><td>(学) YIC 学院、(一社) ブロンズ人財協会</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>(一社) ブロンズ人財協会</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>(一社) ブロンズ人財協会</td></tr> </tbody> </table>	年 度	再委託業者	令和3年度	(学) YIC 学院、(一社) ブロンズ人財協会	令和4年度	(一社) ブロンズ人財協会	令和5年度	(一社) ブロンズ人財協会	<p>(主務課・室 産業労働部 産業人材課) 本事業については令和5年度で終了しているが、今後類似の事業を受託することになった場合は、公募型プロポーザルにおける参加資格（地域要件等）の見直しについて県と協議のうえ、実施する。</p>	措置済み	
年 度	再委託業者										
令和3年度	(学) YIC 学院、(一社) ブロンズ人財協会										
令和4年度	(一社) ブロンズ人財協会										
令和5年度	(一社) ブロンズ人財協会										
<p>上記の表からも分かるように県内ではキャリアアップ支援研修を行うことができる事業者は都市部と比較して少ないため、公募型プロポーザルを実施したとしても（学）YIC 学院及び（一社）ブロンズ人財協会等の限定された少数の事業者から提案されることとなり、結果として、前述 2 者のいずれかが選定されることになる。</p> <p>県内の事業者を支援するため、県内の事業者に限定して採用することにも一理あると考えられるが、それでは毎年類似した研修になる傾向があり、県民サービスの質が一定化されてしまうことになる。</p> <p>そこで公募型プロポーザルの際に、県内事業者だけでなく、可能な限り県外事業者にも参加資格を与え、県民サービスの一層の向上を図ることが有効だと考える。事業の有効性が高まるこにより県民の研修への参加モチベーションも上がり、結果として求職者のキャリアチェンジ等を支援し、本県の雇用の維持・新規雇用の創出を図るという事業目的の達成に寄与すると考える。</p>											
<p>23. 地域共生社会推進事業</p> <p>【指摘】小規模社会福祉法人連携強化事業における再委託料の設定について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>(6) -2 「小規模社会福祉法人連携強化事業」については、① 岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会と② (福) 平生町社会福祉協議会に再委託されており、再委託料は①②共に同額（各 40 万円）である。再委託する業務の経費予定額は、①②それぞれに事業実施費の内訳が示されているが、項目・金額ともに同内容となっており、会議は①②共に 4 回開催されることが予定されている。</p> <p>一方、実際の実施内容については、下記のような相違がある。</p> <table border="1" data-bbox="155 1843 806 2023"> <tbody> <tr> <td></td><td>①岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会</td><td>②(福) 平生町社会福祉協議会</td></tr> <tr> <td>参加法人数</td><td>13 法人</td><td>3 法人</td></tr> <tr> <td>会合実施</td><td>役員会 2 回・総会 1 回 ・役員会のうち、1 回は総会と同日に開催、別の 1 回は WEB 開催</td><td>会議 2 回</td></tr> </tbody> </table> <p>すなわち、経費予定額は、①②の取り組み内容の差異を反映しておらず、会議の実施についても予定数よりも少ないものと</p>		①岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会	②(福) 平生町社会福祉協議会	参加法人数	13 法人	3 法人	会合実施	役員会 2 回・総会 1 回 ・役員会のうち、1 回は総会と同日に開催、別の 1 回は WEB 開催	会議 2 回	<p>(主務課・室 健康福祉部 厚政課) 令和7年度事業より、事前に再委託における実施予定業務等を具体的に把握したうえで、再委託業務の経費予定額を算定できるよう、現在、委託先の山口県社会福祉法協議会と再委託の基準等について協議を行っており、委託契約締結までには決定する予定。</p>	改善途中
	①岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会	②(福) 平生町社会福祉協議会									
参加法人数	13 法人	3 法人									
会合実施	役員会 2 回・総会 1 回 ・役員会のうち、1 回は総会と同日に開催、別の 1 回は WEB 開催	会議 2 回									

<p>なっている。</p> <p>本業務の再委託料は各 40 万円と委託料の 4%程度ではあるが、①②の委託先の規模が異なることや、実施内容が同種のものにならないことは事前に把握できたはずである。それにも関わらず、①②の事業実施費が細目まで同額であることは、十分な情報収集や検討がなされていないのではないかとの懸念を持たざるを得ない。</p> <p>このことについて、担当課の説明は、「再委託における事業経費については、県社会福祉協議会の見積りで、人件費、印刷費、消耗品や協議会場費等で、全体で 40 万円前後としていることから、委託費は上限額 40 万円として設定している。その上で実際の経費は、各プラットフォームが地域の実情等に合わせて様々な事業を行うことから、40 万円以上の経費が必要になることが多く、結果として、プラットフォームの規模等に関わらず、40 万円が委託費となっている。」とのことであった。</p> <p>当該事業は、補助金交付による事業ではなく、県が主体である実施事業について、(福) 山口県社会福祉協議会に委託し、岩国市社会福祉協議会、平生町社会福祉協議会管内において法人間連携プラットフォームを設置するために、岩国市社会福祉法人地域公益活動推進協議会及び(福) 平生町社会福祉協議会へ再委託をしたものである。再委託の際には、業務の範囲や契約金額の記載を必須とする承認申請を提出させ、当該申請について承認審査を実施しなければならない。その審査においては、再委託先の履行能力の確認が求められている（適正化通知）が、当然に経済的合理性の上に成立つ履行能力の審査が要求されていると考える。</p> <p>担当課の説明では、「持ち出し」になっていることだが、事業を委託する相手方が、「持ち出し」で事業を引き受けることの合理性はあるのか。また、「持ち出し」となった場合、委託事業における「品質の保証」は何処までが県の責任となるのか。さらに、(福) 平生町社会福祉協議会については、本当に「多め」になっていないのかについては判断できず、経済的合理性について説明のつかない再委託額については大いに問題があると判断する。</p> <p>本来、承認時に精査すべきであるが、事後であっても再委託額についての経済的合理性を検証することは必須であり、今後は事前に再委託における実施予定業務等を具体的に把握したうえで、再委託業務の経費予定額を算定し、契約することが必要である。</p> <p>【指摘】成年後見制度利用推進強化事業の委託料の適切性について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>本事業は委託期間が 1 年間とされているが、実質的には年 1 回開催される研修の実施が主な業務内容となっている。業務委託料は総額 1,070,000 円であり、うち講師料の見積り額は 247,000 円（うち、諸謝金 140,000 円・旅費 107,000 円）となつ</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 厚政課) 改善途中</p> <p>「ネットワーク保守代等 55,000 円」は見積時点での記載漏れであり、完了検査時に委託経費であることを確認している。また、通常、見積内容と異なる支出を要する場合には、その是非を検討して</p>
--	--

<p>ている。しかしながら、事業実施後の収支決算書によれば、研修会講師謝金は37,000円とされており、予算額の15%程度となっている。</p> <p>一方で、役務費は見積額が9,000円であったのに対し決算額は106,000円、賃借料は見積額80,000円に対し決算額160,000円と、役務費・賃借料ともに大幅に増加している。なお、見積額の合計と決算額の合計との間には差異は発生していない。</p> <p>県の説明は以下のようであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該研修は、研修の企画立案から行うものであり、内容を決めるにあたっては成年後見制度に関する動向を勘案することとしているため、複数回カリキュラムのある研修の実施や、県外講師による最新の知見等を研修に盛り込むことができるよう旅費及び謝金を計上している。 ・令和5年度においては、結果として県内講師による研修を1回実施したことにより、謝金及び旅費が県内講師単価で済んでいる。 ・現場の要望に応じて、適宜適切な研修が実施できるよう必要な予算額を確保しておくことが必要である。 <p>講師謝金及び旅費が見積額より低額になったのであれば、契約金額よりも決算額が低額になるはずである。契約書には、「本業務の実施に要した経費の額と契約金額のいずれか低い額（確定額）」が、県が支払うべき額と規定されている（第9条）。しかし、見積時点では計上されていなかった「ネットワーク保守代等55,000円」等が突如計上され、契約金額と確定額が全くの同額という結果となっている。ネットワーク保守代は果たして当該委託事務の直接経費なのか。そうであるなら、見積時点での計上されるべきであるし、直接経費でなければ按分根拠も示されなければならない。決算額については、当該事業についての直接経費か否かについての検証は必須であるが、その形跡はない。</p> <p>「必要な予算額の確保」は重要なことであるが、区分間で自由に流用できるようなものではないし、ましてや契約金額まで決算時に経費を計上して良いはずはない。より精度の高い予算の策定と実費の精算を実施しなければならない。</p>	<p>いる。</p> <p>今後は、見積内容の確認を徹底するとともに、見積内容と異なる支出を要する場合には、その経緯を記録として残すこととする。</p>
<h2>24. 子ども食堂サポート事業</h2> <p>【意見】実績報告書及び収支計算書の活用について（経済性・効率性）</p> <p>委託事業終了時に委託先から実績報告書と収支計算書が提出され、担当課が検査を実施し検査報告書及び検査調書が作成されている。</p> <p>実績報告書では、セミナー・会議の開催については実施日、参加者数等の情報を織り込み実施した内容が具体的に記載され、また当事業の成果や結果に対する分析、今後の展開についても記載がなされ、県が実施主体として事業の評価を行うため</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 子ども・子育て応援局 子ども家庭課）</p> <p>子ども食堂サポート事業については、令和5年度で事業を廃止したが、子どもの居場所づくり関連施策の後継事業となる「地域子どもの居場所づくり体制強化事業（令和6年度から開始）」に係る委託業務においては、委託事業者の負担軽減の観点から、収支計算書を提出不要と</p>

<p>に必要な情報を提供するものであった。</p> <p>また実績報告書には収支計算書が添付され、事業において発生した費用の明細が示されているが、委託契約書によれば業務完了時は「業務の成果に関する報告書」を提出することとされ、その様式は業務仕様書において「実績報告書（様式第3号）」と指定されている。様式第3号で記載が求められている項目は、委託期間、受託金額、実施内容、得られた成果及び課題の4項目であり収支に関する記載は求められていない。</p> <p>加えて、委託料の金額については予定価格の算定及びプロポーザル方式による委託先決定手続の過程で提出された見積書において検討済みであり、業務については受託者の裁量で実施される。つまり契約した委託料の金額で業務を実施していれば費用の内訳について県は指摘する立場はないという見解に立てば、収支計算書の提出は不要とも考えられる。県提出用の収支計算書を作成するにも委託先では工数が発生していると思われるが、作成・提出するものの検査の対象ではなく内容の確認も受けないのであれば、提出不要とし委託先の負担を減らすこともできる。</p> <p>ただ参考資料として委託先が収支計算書を提出しているのであれば、記載内容を最大限活用するという認識を持ち、例えば人件費については最低賃金の上昇や人手不足感等を考慮し無理のない内容・金額であったか、また高額な経費の支出があれば代替の方法はなかったか等、事業の実施主体として検討し、例えば高額な経費が発生していれば、価格を抑える方法を県においても検討する等、翌年度の予算編成の参考情報として大いに活用していただきたい。</p>	<p>した（令和6年度委託事業分の対応）。</p> <p>また、当該業務委託に係る仕様書の内容と委託料が妥当か、さらには事業効果の観点からも、年間を通じて委託事業者との協議により確認することとした（令和7年度委託事業分の対応）。</p>	
<h2>25. 女性が輝く農林水産業づくり推進事業</h2> <p>【意見】事業の指標について（有効性）</p> <p>本事業は、生産活動や地域活動を担う新たな女性リーダー及び経営発展に向けた実践活動に取り組む若手女性農林漁業者を育成するとともに、女性の方針決定の場及び農林漁業経営への参画を一層推進することを目指して実施している。</p> <p>事業への取組自体は、県と地域の農林水産事務所が連携して、様々な活動を委託事業とせずに自前で行っており、事業の有効性及び経済性・効率性は非常に高い結果となっている。</p> <p>成果についても、事前に設定された農山漁村男女のパートナーシップにおける令和7年度の目標値は既に達成している。その上で、指標の項目として農林漁業分野への入口となる学校卒業者等の若手の参入指標（うち、女性比率等）等を付け加えることにより、将来の女性リーダーとなる人材発掘にも今後取り組んでいければより有効な事業となると考える。</p> <p>具体的な指標としては、農業大学校等への入学生数や、そのうちの男女割合、また中学・高校生への農林漁業への魅力を伝えるための出前授業の実施回数等が当てはまると推察する。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部 農林水産政策課）</p> <p>次期ビジョンの策定に向け指標項目について検討した結果、「農林漁業分野への若手の参入」及び、「将来の女性リーダーとなる人材発掘」の指標として、「やまぐち農林漁業ステキ女子数」が適切と判断し、指標として設定することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>今後の農林漁業者の高齢化による減少に対応しつつ、その中の女性の活躍を目指して今後も精力的に事業に取り組んでいただきたい。</p>		
<p>26. 生活改善士活動促進事業</p> <p>【意見】生活改善士活動促進事業の将来展望について（有効性）</p> <p>生活改善士認定制度は、30 年以上前、当時女性は家業の手伝いとして農業漁業に従事するケースが多かったことから、女性の活躍に光を当てるために創設された山口県独自の認定制度である。制度創設後 30 年以上が経過し社会情勢も変化し、女性が農業漁業に従事するきっかけも多様化してきている。</p> <p>このような変化に対応して令和 6 年 4 月には生活改善士の要件を規定した山口県農村生活改善士認定要綱及び漁村生活改善士認定要綱を改定、経験年数短縮や年齢要件撤廃を行い、生活改善士として認定されやすい制度へと変更された。</p> <p>今後は人口減少の影響、作業技術の進歩等、農業漁業を取り巻く環境変化のスピードがさらに速まる予測される。女性を対象とした生活改善士の認定制度についても、その認定者数は、農村生活改善士は、令和 2 年度 116 人から令和 5 年度は 90 人と 26 人も減少し、漁村生活改善士は、令和 2 年度 17 人から令和 5 年度は 13 人と 4 人減少している。この現状を踏まえ、認定要件を緩和・見直しされていることは評価できるため、今後も外部環境等に適合した形で農業漁業のリーダー養成に寄与する制度であるべく、適切な支援対象者を適切な支援方法で支える実効性のある事業であるか、否か、常に見直しを図りながら実施していただきたい。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 農林水産政策課)</p> <p>令和 6 年 4 月に社会情勢の変化等に対応して認定要綱を改正したところであり、今後も、外部環境の変化等を考慮し、常に見直しを図りながら実施していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>27. 農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業</p> <p>【意見】働き方改革推進動画の視聴回数低迷について（有効性）</p> <p>農林漁業ステキ女子の活躍を紹介するため委託により制作した動画をユーチューブ上で公開しているが、令和 5 年度に制作した 2 本の動画の再生回数は、令和 5 年 12 月の公開以降令和 6 年 9 月 10 日時点でそれぞれ 341 回、109 回であった。また過去に制作した動画についても、林業に従事する女性を紹介した動画の再生回数は 1,840 回、それ以外は 103~450 回であった。担当者も視聴回数の低迷については認識しており、研修会における視聴や、チラシに動画の QR コードを入れるなど対策はしているとのことであった。</p> <p>せっかく、“女性が働きたくなる農林漁業”をアピールするための動画を制作しても視聴されなければ制作費用に見合う効果は得られない。何回以上視聴されれば十分かという基準を設定することは難しいが、視聴回数が多くなるとさらなる視聴を呼</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 農林水産政策課)</p> <p>引き続き、研修会における動画視聴や、チラシへの QR コードの記載を行うとともに、新たに開設した SNS (Instagram) による、定期的な動画の PR を行っていくこととしている。</p> <p>また、6 月から 7 月にかけて、県の広報媒体（デジタルサイネージ）で動画を放映するなど、多くの方に動画を目にしてもらう機会を作り、ステキ女子の PR を図っている。</p>	<p>措置済み</p>

<p>び込むことに繋がるため視聴回数は多いに越したことはない。研修会での視聴やチラシへのQRコード記載に加え、今後も同様の動画を委託して制作する場合には委託業務の内容に視聴回数アップにつながる取組みを追加し、専門家の知恵を借りることも一つの手段である。動画が農林漁業に興味がある多くの方々に視聴されるようユーチューブ公開後も定期的に視聴回数を確認し回数を増やすための方策を検討していただきたい。</p>		
<p>【意見】ステキ女子活躍推進補助金の効果測定及び補助金利用者のその後の活動状況のデータ化について（有効性）</p> <p>当該補助金では、経営発展に向けた女性の新たな取組を支援し経営参画を加速するため、販売促進や新商品開発に係る事業費の一部補助を実施している。補助金の効果測定については、実施事業の内容や天候に左右される農林漁業の特性もあり、一律の指標では測定できないため、申請者が補助金申請時に作成する事業計画書に「経営発展に向けた目標項目」という欄を設け申請者自身が目標項目を設定し現状と目標を記入、事業実施後に提出する実績報告書において成果を記入することになっている。令和5年度は7件の補助金交付を行ったが、いずれの交付先も概ね現状を上回る成果を出していた。ただ目標に届かなかつた交付先もあり、その場合は担当者がヒアリングを行い、達成できなかつた要因を確認しているとのことであったが、それらは記録として残されていなかつた。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 農林水産政策課)</p> <p>交付申請時の目標項目の設定において、目標値の設定根拠の記入を求めるよう様式を変更した。</p> <p>また、実績報告時に、設定した目標項目に対する達成状況の分析結果を記入する欄を新たに設けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>補助金交付の有効性について検討するため、事業計画書の目標項目の達成状況についてヒアリングした結果は記録に残すべきである。また目標を達成できた、もしくはできなかつた要因について詳細に分析することは事業を運営する上で必要なことであるから、実績報告書に目標項目の達成状況について申請者による分析結果を記入する欄を設けることも必要と考える。さらに補助金交付先について、補助金活用後の事業展開を追跡しデータ化することで、補助金交付がその後の事業にどのような影響を及ぼすかという視点での分析が可能となる。</p> <p>このように、補助事業に対しては、アウトカムによる分析を実施することで、どのような取組に対する補助金交付が有効だったのか、農林漁業者の新たな取組を支援する上で有効な情報が得られると考える。</p>		
<p>【意見】農林漁業女子ステキ・スタイル応援事業の将来展望について（有効性）</p> <p>当該事業は農林漁業において経営に参画する女性を支援するという、主に女性を対象にした事業ではあるが、現在は支援対象となる女性の農林漁業者の掘り起しが一巡し、男性を対象とした研修を開催する等、次のフェーズを見据えた活動も行っている。</p> <p>今後は男女が共に活躍できる農林漁業を実現するため、支援の対象を女性もしくは男性に限定する必要がある施策、男女関</p>	<p>(主務課・室 農林水産部 農林水産政策課)</p> <p>引き続き、農林漁業において経営参画する女性の支援を継続するとともに、女性を取り巻く周囲の人を対象とした研修を開催するなど、支援を必要としている対象者に必要な支援が届くよう事業を開拓していく。</p>	<p>措置済み</p>

<p>係なく例えば就業後間もない農林漁業者を対象とした施策、全ての農林漁業者を対象とした施策等、農林漁業を取り巻く環境の変化に応じ、支援を必要としている対象者に必要な支援が届くように柔軟に事業を開拓していただきたい。</p>		
<p>28. 人権啓発推進費</p> <p>【意見】山口県人権推進指針の記載について（合規性）</p> <p>山口県人権推進指針（以下、「指針」という。）の内容が、憲法の定める、対国家的権利としての公法上の人権という視点からの記載に乏しく、専ら、県民同士の権利・利益の調整という私法上の人権についての記載であるため、今後指針を改訂する際には、公法上の人権と私法上の人権のいずれについても記載すべきである。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 人権対策室) 山口県人権推進指針は、附属機関の設置に関する条例に基づく山口県人権施策推進審議会の意見を踏まえ、国の計画「人権教育・啓発に関する基本計画」も参考にし、必要な改定を行ったものであり、意見は今後の参考とさせていただく。</p>	措置済み
<p>【意見】指針を介しての啓発活動の有効性について（有効性）</p> <p>指針は、全体版（49頁ある冊子のもの）と概要版（A3の見開き1枚のもの）の2種類がある。全体版は、さらに、カラーのものと白黒のものに分かれている。周知方法としては、HP上で公開している他、県内各市町のイベント時における配布や、県が実施する市町職員研修及びやまぐち県政出前トークによる研修会でも配布している。配布数は、それぞれ、概要版11,528枚、全体版（カラー）725冊、全体版（白黒60冊）となっている。概要版を中心にそれなりの規模で配布されており、周知 자체は行われていると考えられる。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 人権対策室) 県独自の教材の開発については、予算や事例収集等の観点から経済性・効率性を考慮し、公益財団法人人権教育啓発推進センターが作成する教材を活用し、講演や研修等を行うこととする。</p> <p>また、引き続き、人権教育を所管する人権教育課と連携・協力して事業に取り組んでまいる。</p>	措置済み
<p>しかし、指針の周知（配布）を行うことは、「目的」ではなく「手段」である。指針の周知という「手段」によって達成しようとする目的は、県民の人権意識の涵養にあると考えられる。指針の内容は抽象的である上、指針自体は人権に関わる行政の政策課題を整理し、今後の政策の方針を説明するものであることからすると、指針の背後にある「人権の重要性についてのメッセージ」を県民一人一人が血肉化するためには、指針の配布だけでは不十分であると考える。</p>		
<p>例えば、指針とは別に、人権教育の授業や講演で使えるような、生きた素材を基にしたリーフレット的な教材を開発し、それを基に人権教育としての講演・研修・授業を行うことが有効と考えられる。教材の開発に当たっては、先に意見として述べたように、憲法論でいうところの公法上の人権の考え方と県民がお互い尊重し合うという私法上の人権の考え方を区別して伝達することが肝要と思われる。また、人権教育は、教育庁の人権教育課の所管のことであり、連携して事業を推進していくことも求められよう。</p>		
<p>コスト管理については、指針の配布枚数は管理簿により管理されている上、印刷のコストの低い概要版を配布の主力とし、概要版のみを増刷する等、コストパフォーマンスが意識されており、問題はないと考える。</p>		

<p>【意見】県内の自治体への再委託の在り方について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>国が制定した「人権啓発活動地方委託要綱」（以下「委託要綱」という。）は、人権啓発活動として、特定の内容の事業を実施することを求めていないが、県が制定した「人権啓発活動再委託要綱」（以下「再委託要綱」という）においては、委託の対象となる啓発活動として、「人権の花運動」（小学校に花の種や球根等を配布し、児童が協力して花を育てるにより、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさといいやりの心を得させることを目的とする活動）を行うことが、独立のメニューとして示されている点に特徴がある。</p> <p>そして、再委託要綱の記載上は、「人権の花運動」を再委託先において実施することを必須とする記載こそないものの、県から県内各自治体に対して発出される「令和5年度人権啓発活動の委託申入れについて」と題する書面（以下「申入書」という。）には、「人権の花運動費経費」と「地域人権啓発活動活性化事業経費」という項目が分けて記載された上、「人権の花運動費経費」については事業を受託している16市町の内16市町において委託費が計上されているのに対し、「地域人権啓発活動活性化事業経費」については13市町において委託費が計上されている。</p> <p>「人権の花運動」を独立のメニューとして記載している再委託要綱及び申入書の記載や、受託をしている自治体の全てが「人権の花運動」を実施していることを踏まえると、再委託の実際の運用としては、再委託を受けた自治体において「人権の花運動」を実施することを必須のものと受け止めている可能性が高いと考える。</p> <p>しかし、花を育てることと具体的に人権問題について考えることには距離がある。すなわち、人権意識の涵養に当たっては、時に緊張関係も生じ得る他者との間でいかに適切な関係性を構築していくのかということが意識される必要があるのであって、花を育てるということは情操教育としての価値はあるにしても、人権意識の涵養を目指とする人権啓発という目的からは「遠い」と言わざるを得ない。同趣旨の意見が、同事業の実施後のアンケートにも散見され、人権啓発という観点からは、「人権の花運動」の効果は乏しいと言わざるを得ない。</p> <p>「人権の花運動」に要する費用は、528千円と、委託費総額の7分の1を占めており、決して小さくない。本事業は国からの委託費で全額賄われており、県の財政の観点からは、経済性・効率性は問題とならないが、国からの委託費を効果的に活用するという視点からは、人権啓発にとってより効果的な事業に委託費が用いられるべきである。</p> <p>以上の観点から、県が人権啓発活動を再委託するにあたっては、「人権の花運動」を受託することが必須のものではないことを改めて県内各自治体に周知徹底することと、むしろ効果的</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 人権対策室) 令和6年度の受託市町のうち、1団体は人権の花運動を実施しておらず、令和7年度の受託市町のうち、2団体は花運動を実施しない計画である。 今後とも、再委託に当たり、人権の花運動の実施は必須ではないことを周知するとともに、委託先において、地域の実情に応じた効果的な事業の実施が図られるよう取り組んでいく。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	-------------

<p>な人権啓発という観点からは、県内全ての自治体に「地域人権啓発活動活性化事業」を受託してもらい、人権啓発にとってより効果的な事業が再委託先の自治体において実施されるように働きかけていくことが求められる。</p>		
<p>【意見】通年啓発活動の実施：国からの委託に基づく人権啓発活動について（有効性）</p> <p>当該事業は、国が制定した委託要綱に基づき、県が国から委託を受けた人権啓発活動のうちの一部事業について、県が制定した再委託要綱によって、県から県内各市町に再委託されている事業である。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 人権対策室) 引き続き、県が主体となりイベントを開催していく。</p>	措置済み
<p>県によれば、国の委託事業として、県等が主催する全県的な人権啓発イベントを年1回実施しているとのことである。県民の人権擁護のためには、県内の人権啓発活動は、全県的に実施されることが望ましく県における人権活動の推進について第一次的な責任を負っているのは県であることからすれば、引き続き年1回の頻度で、県が主催する形での人権啓発のためのイベントを開催することが望まれる。</p>		
<p>【意見】人権啓発推進月間（人権週間）における活動：街頭での啓発活動の事業の成果等について（有効性）</p> <p>当該事業では、職員が街頭で人権啓発グッズを2日間にわたり配布する啓発活動を行っている。人権週間という特定のタイミングで、このような配布活動をすることには、日々の生活に追われ、普段はあまり考えない「人権」について考える良いきっかけ（意識づけの契機）になると思われ、一定の成果はあると考えられる。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 人権対策室) 令和6年度からは、全県的な人権啓発イベントである「人権ふれあいフェスティバル」を人権啓発推進月間に開催し、様々な人権問題について考えていただく機会としている。 意見を踏まえ、令和7年度以降も引き続き、人権啓発推進月間に開催してまいり。</p>	措置済み
<p>一方、せっかくの人権週間なのであるから、他機関の事業実施に協力するという受け身の姿勢ではなく、国からの委託事業の枠組みの中で県が主催ないし共催する形で、「能動的」に人権週間におけるイベント等を企画することが求められる。</p>		
<p>例えば、兵庫県の「人権のつどい」の取り組み等が参考になろう。具体的なイメージを伴う人権啓発活動を可能にするという意味でも、単に啓発物品を、通行人に手渡すよりも、このようなイベント参加者に対し、イベント啓発物品を配布する方が、より効果は高いと考える。</p>		
<p>【意見】通年啓発活動の実施：人権啓発グッズの配布における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 人権対策室) 意見を踏まえ、人権啓発グッズの内容や配布方法の見直しを行っているところである。</p>	改善途中
<p>人権啓発グッズとして、ポケットティッシュ、ペン（ボールペンと蛍光ペンが一体となったもの）、クリアファイルを作成し、県内各市町が開催するイベント等で配布するために各市町に配布したり、街頭啓発活動で配布を行っていたりしている。</p>		
<p>令和5年度の作成実績は、ポケットティッシュ10,000個、ペン6,000個、クリアファイル4,000枚であり、配布数自体はかなりの数に上る。しかし、単に人権啓発グッズを漫然と配布し</p>		

たとしても、人権啓発の効果が上がるという関係性はないことから、事業の成果の評価に当たっては単純に配布数だけで判断することはできない点に留意すべきで、どのように配布するかを意識することが重要である。

例えば、ペンやクリアファイルなどの文具については、児童・生徒向けの人権教育の際に配布すると相乗効果は期待できる。また、ポケットティッシュの台紙はこれまで通年用ポスターが使用されているところ、台紙のデザインに「児童・生徒作品」を使ったり、台紙にQRコードを印字して、これを読み取ると「人権についての啓発用のサイト」に誘導するなどの工夫が考えられる。その場合、「人権についての啓発用のサイト」の内容の充実も検討課題となる。

いずれにせよ、啓発グッズを配布することが、直ちに人権啓発効果を生じない、ということを意識した工夫が求められる。

事業の経費負担については、確認した書類の記載から予算の流用の可能性が疑われたが、調査した結果、次年度配布用のグッズについて、当年度予算で作成している実態が確認できたため、問題はなかった。

【意見】CMを利用した啓発活動の成果及び有効性の評価について（有効性、経済性・効率性）

1 通年啓発活動の実施：テレビ CMを利用した啓発活動：次年度放映用のテレビ CM の制作における成果及び改善について（有効性）

テレビ CM の内容は、県内の景色を背景として以下のテロップとテロップに合わせた音声が流れるものである。

テロップは、「自由 誰もが自由に自分らしく生きること 平等 お互いの自由が平等に保障されること、生命 カケがえのない生命が大切にされること 県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして 山口県」となっており、音声は、「だれもがじゅうにじぶんらしくいきること おたがいのじゅうがびようどうにはしょうされこと カケがえのないのちがたいせつにされること それがみんなのねがい」である。

CM の内容は基本的にテロップの一部を読み上げるものであるが、内容が極めて抽象的であり、人権意識を涵養することについての具体的なメッセージ性に乏しく、啓発活動としての効果に乏しいと思われる。

例えば、「自由」「平等」「生命」という単語を掲げるのではなく、人権をテーマにした俳句・川柳・標語・イラストなどを県民に募集して、それを CM の中に入れる等、メッセージ性を高める工夫が求められる。さらに、広く県民から募集することで、県民の人権意識も高まることが期待される。

2 通年啓発活動の実施：テレビ CMを利用した啓発活動：前年度に制作された令和5年度用テレビ CM の放送における成果等について（有効性、経済性・効率性）

(主務課・室 環境生活部 人権対策室) 指定済み
「自由、平等、生命」、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして」は、山口県人権推進指針の基本理念・キーワードである。

県としては、人権に関する総合的な取組を推進するための基本方針である指針の基本理念・キーワードを周知することは重要であると考えているため、引き続き、取り組んでまいる。

なお、意見は参考にさせていただき、より効果的な啓発活動となるよう検討していく。

前提として、前年度に制作された令和5年度用テレビCM内容は、背景映像として景色が流れ、テロップの文言も令和6年度用テレビCMと同じであり（ナレーションの声とBGMは異なる）、人権意識の涵養という目的との関係で、具体的なメッセージ性に乏しい。

令和5年4月1日～令和6年3月31日の12か月間で42回テレビCMの放送を行っており、放送日及び時間帯と視聴率は以下のとおりである。

放送日	時間帯	視聴率
4月17日	11:40	0.9
4月18日	10:25	2.9
4月20日	11:05	0.3
4月27日	23:00	3.9
5月4日	11:25	0.7
5月5日	10:30	1.4
5月10日	10:25	1.5
5月12日	13:55	1.1
6月5日	10:25	1.5
6月7日	16:45	2.9
6月14日	11:25	1.6
6月18日	5:50	1.8
7月3日	6:00	3.0
7月4日	13:55	1.9
7月6日	10:25	3.3
8月16日	10:25	2.8
8月19日	11:40	2.1
8月31日	10:55	0.5
9月5日	9:55	1.4
9月11日	13:55	3.7
9月19日	11:30	0.9
10月2日	11:40	1.4
10月2日	10:25	3.0
10月17日	8:00	4.5
11月7日	10:25	1.9

視聴率が3%を超える時間帯もあるものの、テレビCMの放送時間帯は、仕事をしている日中や、深夜等のため、多くの人々に見てもらうことを期待しにくい時間帯である。

テレビCM自体の具体的なメッセージ性が乏しいこととも相まって、僅か15秒のテレビCMを1か月に3～4回程度、漫然と流したところで、見る者に与えるインパクトは強くないと考えら

れ、事業の成果は、乏しいと言わざるを得ない。

テレビ CM の内容の改善については先に述べた通りであるので、ここではテレビ CM の放送の仕方について述べることとする。

テレビ CM の放送料は、放送時間帯のランク（視聴率の高さ等に応じて決まる）によって定められている。事業コストを抑えるために、比較的低ランクの放送時間帯を選んでいるところ、それによりトータルのコストは抑えることが可能となる反面、視聴率の低い時間帯にテレビ CM が放映されることになり、せっかく作ったテレビ CM の発信力が弱まるというジレンマに陥るため、テレビ CM の発信力を含めたトータルパフォーマンスという観点も意識する必要がある。

限られた予算で事業の成果を最大化するための一つの方法として、通年でのテレビ CM の制作・放送をやめ、人権週間に的を絞ってテレビ CM を制作・放送することが考えられる。人権週間のみに的を絞ることにより、高頻度で比較的視聴率の高い時間帯にテレビ CM を流すことが可能になると思われる。

3 通年啓発活動の実施：ラジオ CM の放送における成果等について（有効性、経済性・効率性）

ラジオ CM は、令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日の 12 か月間に 40 本放送されている。ラジオ CM がどれだけの人々に聞かれていたかの指標としては「聴取率」が存在するが、県によれば「聴取率」については把握していないとのことであった。今後「聴取率」の把握に努めることが必要である。

ラジオ CM のナレーションの原稿は「山口県では、人間尊重を基本的な考え方とし、「自由」、「平等」、「生命」をキーワードとして、人権に関する様々な取組を進めています。“県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現”に向けて、自主的な取組を進めましょう。」というものである。キーワード自体が抽象的なうえ、「山口県が具体的にどのような取組をしているのか」や、「県民一人一人がどのような具体的な取組を行っていくことが望ましいのか」ということについて、ナレーションでは全く触れられていない。

このようなラジオ CM を漫然と流すことは、県民の人権意識の涵養という事業目的との関係では効果が期待できず、有効性に疑義がある。そのため、20 秒という時間的制約がある中で、どれだけ具体的なメッセージ性をもった CM を発信するかが重要となる。その意味で、1 年間、漫然と同じナレーションのラジオ CM を流している現状は改善が必要である。

ラジオ CM には、テレビ CM とは異なり、ナレーション用の原稿を変えるという簡易な方法で、内容のバリエーションを豊富にできるという長所がある。ナレーション用の原稿は県が作成しているとのことであるから、やり方次第で現在よりも効果的な人権啓発活動が可能になる。一例として、人権に関する県民の取り組みを募集して発表することが考えられる。例えば「人

「権俳句（仮称）」などを広く県民から募集して優秀な作品を出すなど、リスナーの印象に残す工夫が考えられる。

また、後述の、県が国から委託された人権啓発活動の、県内の自治体への再委託によって、県内の各自治体が実施する各種イベントの情報を発信することも考えられる。

4 人権啓発推進月間（人権週間）における活動：期間限定テレビCMの制作について（有効性、経済性・効率性）

令和5年度における期間限定テレビCMについては、前年度に制作された通年用テレビCMのテロップの一部を変更したマイナーチェンジ版の制作である。変更点は「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして 山口県」というテロップが「人権週間 12月4日～10日 山口県」に変更されるのみであり、前年度（令和4年度）に令和5年度用の通年用テレビCMを作成した会社に随意契約の形で委託している。

随意契約等の形式によっているが、前年度（令和4年度）に作成した通年用テレビCMをベースとするものであることや、委託金額が業務委託契約事務取扱要領において随意契約の方式によることができる範囲内の金額であることから、随意契約することには問題はないと考える。

しかし、通年用テレビCMについて述べたところと同様の意見が当てはまる。具体的な人権意識の涵養についてのメッセージ性が乏しく、人権に関する県民の取組の紹介等を盛り込む等、メッセージ性を強化する工夫を検討すべきである。

加えて、前年度に制作された通年用テレビCMのテロップのごく一部を変更するだけであるから、通年用テレビCMの制作委託料と別に、更に委託料を支払う必要性・合理性は乏しい。仮に今後も通年用テレビCMと人権週間用の期間限定テレビCMの二本立てを継続するのであれば、通年用テレビCMの制作委託契約の委託料に、人権週間用の期間限定テレビCMの制作費用も含めた形にすることを検討すべきである。

5 人権啓発推進月間（人権週間）における活動：期間限定テレビCMの放送における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）

当該事業は、競争入札参加資格者であって県内の民放3社全てについて代理店契約を締結している業者から選定し、見積もりを取得していること、委託金額が、県の会計規則上、随意契約によることができる金額の範囲内であることから問題はないと考える。

さらに、令和5年12月4日～同年12月10日（1週間）に24回放送している。通年用テレビCMと同様のランクの放送時間帯とはいえ、平均すれば1日3回以上放送されていることになり、頻度としては高いと言える。人権週間というタイミングで人権啓発を呼びかけることは、県民の意識に残りやすいという意味でも効果があると考えられる。

<p>さらに事業を有効なものにするには、CM の内容を充実させることが大前提であるが、テレビ CM を人権週間に一本化し、現状よりも特に視聴率が高い時間帯に効果的に流すことを目指し、より経済性・効率性を高めるなどの工夫が求めらる。</p>		
<p>6 人権啓発推進月間（人権週間）における活動：期間限定ラジオ CM の放送における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）</p>		
<p>当該事業は、随意契約の形式が採用されているが、競争入札参加資格者であって山口放送及び FM 山口のいずれとも代理店契約を締結している業者の中から選定していること、また委託金額が業務委託契約事務取扱要領における随意契約締結可能な金額の範囲内に収まっていることから問題はないと考える。</p>		
<p>人権週間用のラジオ CM のナレーションの原稿は「12月4日から10日までは人権週間です。1948年12月10日に、国連総会で世界人権宣言が採択されました。あなたもこの機会に、人権について考えてみましょう。山口県からのお知らせでした。」となつており、人権週間であることを踏まえた原稿にはなつてゐる。</p>		
<p>しかし、通年用ラジオ CM と同様に使われている言葉が抽象的な上、「県民一人一人が何を考え、どのような具体的な取組を行っていくことが望ましいのか」ということについて、ナレーションでは全く触れられていない。</p>		
<p>このようなラジオ CM を漫然と流すことは、県民の人権意識の涵養という事業目的との関係では効果に乏しく、有効性に疑義がある。</p>		
<p>通年用ラジオ CM について述べたとおり、20秒という時間的制約がある中で、人権啓発についての具体的なメッセージ性を持った CM を発信することが意識される必要がある。繰り返しになるが、ラジオ CM には、テレビ CM とは異なり、ナレーション用の原稿を変えれば容易にバリエーションを豊富にできるという長所がある。人権週間に放送する訳であるから、例えば、複数回の CM で「世界人権宣言」を説明したり、「人権週間」に開催予定のイベントを紹介するなどの、期間限定の意味を生かせるような内容のナレーションにするといった工夫をすることが考えられる。</p>		
<p>【意見】ポスターを用いた広報啓発活動の成果及び有効性の評価について（有効性、経済性・効率性）</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 人権対策室） 「自由、平等、生命」、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会をめざして」は、山口県人権推進指針の基本理念・キーワードである。</p>	<p>措置済み</p>
<p>1 ポスターを用いた広報啓発活動：ポスターの配布等における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）</p>		
<p>当該事業におけるポスターは、①前年度に作成された通年用ポスターと②教育委員会が人権をテーマに児童・生徒から募集した絵の中から選ばれた作品をポスターにしたもの（以下「児童・生徒作品」という。）の2種類の配布やJR 駅舎への掲示が</p>	<p>県としては、人権に関する総合的な取組を推進するための基本方針である指針の基本理念・キーワードを周知すること</p>	

<p>行われている。なお、通年用ポスターは、B2 サイズと B3 サイズの 2 種類のものが存在する。</p> <p>通年用ポスターは B2 版と B3 版を合わせて 5,700 枚、児童・生徒作品は 4,200 枚の合計 9,900 枚が配布されており、JR 駅舎については山陽本線の駅を中心とした 20 の駅で 31 枚の児童・生徒作品を掲示しており、広報啓発という観点からは一定の効果はあったと考えられる。</p> <p>前述のとおり 2 種類のポスターが配布されているが、両者を並べるとその差異が浮き彫りになる。通年用ポスターには「人間尊重」「だれもが自由に自分らしく生きること」「お互いの自由が平等に保障されること」「かけがえのない生命が大切にされること」「自由、平等、生命は山口県人権推進指針のキーワードです」という定型文と県内の名所を背景とする写真からなるものであるが、定型文の内容は抽象的な内容である上、写真であるためか、どこか冷たい感じをも与えるものである。</p> <p>これに対し、「児童・生徒作品」は作成者の手書きのイラストがベースとなっており、作成者の個性が前面に出て「生き生き」としている上、どこか「温かみ」を感じさせ、これを見る者に強いインパクトを与えるものである。ポスターという性質上、見るものに与える印象の大きなものほど効果は高いと考えられることから、「児童・生徒作品」の方が効果は高い。限られた財源を効果的に活用するという観点から、思い切って通年用ポスターの作成委託・配布を中止して、児童生徒作品ポスターの印刷・配布に集中することが望ましいと思料する。</p>	<p>は重要であると考えているため、引き続き、取り組んでまいる。</p> <p>なお、意見は参考にさせていただき、より効果的な啓発活動となるよう検討していく。</p>	
<p>2 通年啓発活動の実施：次年度用の通年ポスターの制作における事業の成果等について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>次年度用の通年ポスターは、背景写真は異なるものの、定型文は本年度配布された通年ポスターと同じである。先に述べた通り、通年ポスターには見る者に与えるインパクトという点で、児童・生徒作品に見劣りするという問題があり、限られた財源の効果的な活用という観点から、制作する意義に乏しいと思われる。</p> <p>通年ポスターについては制作を中止する等、思い切った見直しを含めて検討すべきである。</p>		
<p>29. 「男女共同参画推進月間」推進事業</p> <p>【指摘】 実行委員会の位置付けについて（合規性）</p> <p>当該事業における家族みんなのフェスタは、毎年度、県内の西部地区と中部地区でそれぞれ実行委員会（「家族みんなのフェスタ実行委員会」）が設けられ、各地区において実行委員会によるイベントの企画及び運営が行われている。なお、事務局は（公財）山口きらめき財団（以下「財団」という。）が担っている。</p> <p>当事業は、令和2年3月に策定された財団の中期経営計画「き</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 県民生活課） 令和7年度の東部地域（岩国市）での男女共同参画推進イベントについては、新たに実行委員会の設置要綱を定めて実施した。</p>	<p>措置済み</p>

<p>らめき未来応援プラン《令和2年度－6年度》」に基づき実施されているが（令和2年度はコロナ禍の影響で中止）、当事業の前身となる令和元年度の事業が実質的に最初の事業となる。令和元年度の事業を実施する際に実行委員会方式が採用され、それ以降は実行委員会方式が踏襲されている。</p>	<p>家族みんなのフェスタ実行委員会は、県や財団とは別の人格のない社団であるが、法令や設置要綱、規約等の明確なルールに基づいて設置されているものではなかった。</p>	
<p>家族みんなのフェスタ実行委員会が毎年度設置され、運営されているのであれば、設置要綱など、その設置根拠となるルールを設け、ルールに基づき運用すべきである。</p>		
<p>【指摘】 同における決裁日の記入漏れについて（合規性） 当事業に関連する各種「同」を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていた「同」が散見された。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 受監後、決裁年月日の記載漏れがないよう、全職員に徹底周知した。</p>	措置済み
<p>責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日を「同」に適切に記入すべきである。</p>		
<p>【意見】 消費税処理に係る同の正確な記載について（合規性） 「同」に記載の金額が税抜で記載されていたが、税抜表示なのか税込表示なのかが明示されていないものがあった。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 受監後、税抜表示・税込表示の記載漏れや紛れがないよう、いずれも記載することを全職員に徹底周知した。</p>	措置済み
<p>「同」に記載する金額は正確である必要があり、間違い等を未然に防止する観点からも、税込金額を記載するか、又は税抜金額を記載した上で税抜きである旨を明示することが望ましい。</p>		
<p>【意見】 本来の目的の更なる達成に向けた取組について（有効性） 家族みんなのフェスタは、家族で参加できるイベントとして気軽に参加できるよう、家族みんなのフェスタ実行委員会によって企画され、毎年度工夫が行われている。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 令和7年度の男女共同参画推進イベントにおいて、内容を見直し、男女共同参画に関する意識や理解を深めるための講演やトークセッションを中心に実施した。</p>	措置済み
<p>しかし、実行委員会の業務報告を閲覧したところ、イベントの実施結果に対する気付きや意見は、家族イベントとしての企画・運営がどうであったかに関するものが大半を占めており、男女共同参画の普及啓発の達成度や実効性を高めるためのアイデアに関するものは少なかった。</p>		
<p>イベントの運営が上手くいったかどうかということも大事であるが、当事業の基礎となる「男女共同参画の推進に向けた意識の改革」がどの程度達成できたのか、あるいはどうすればより男女共同参画の推進を行えるのかといった部分にも力を入れ、男女共同参画の推進に向けて普及啓発がより一層効果的に図れるよう検討すべきである。</p>		
<p>【意見】 アンケート結果の有効活用について（有効性） 令和5年度における家族みんなのフェスタの会場において、</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 受監後、ただちにアンコンシャスバイ</p>	措置済み

<p>アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に関するアンケートが実施されており、アンケート回答者に対して男女共同参画に関する意識を高めるきっかけづくりとして一定の効果はあったものと考えられる。</p> <p>男女共同参画の更なる普及啓発という観点からは、アンケート回答者に対してその場で何らかのフィードバックを行う、あるいはアンケート結果を集計・分析し、次年度以降の事業における啓発内容・方法に反映させることや、アンケート結果を集計・分析したものをHP上で公開するなどの工夫を行い、事業の有効性を高めていただきたい。</p> <p>【意見】イベントの開催地について（有効性）</p> <p>令和元年度から令和5年度までの期間において、家族みんなのフェスタは県の中部及び西部での開催実績はあるが、東部では開催されていなかった。</p> <p>男女共同参画について県内においてより広く普及啓発を行うという観点からは、今後、東部地区においても開催することを検討すべきである。</p>	<p>アスのアンケート結果をHPで公表するとともに、11月のフェスタ会場で集計結果をパネル展示した。</p> <p>今後、アンケートを継続し、データを蓄積・分析・活用していくこととしている。</p>	
<p>31. 教職員等研修事業</p> <p>【意見】男女共同参画に関する研修の実施方法について（有効性）</p> <p>やまぐち総合教育支援センターでは、男女共同参画に関する研修を新任校長研修の一環として実施していた。コロナ禍以降、働き方改革の観点からも各研修の実施方法が見直されており、令和5年度新任校長研修は、講義内容に応じて受講者がWEBにて参加するオンライン方式と講義資料を研修サイトに公開し、受講者が各自ダウンロードし研修する自習方式の2方式で実施され、男女共同参画の推進に関する講義は後者の自習方式での実施であった。</p> <p>講義資料は、やまぐち総合教育支援センターが県男女共同参画課へ作成を依頼し、依頼を受けた同課が研修対象者・研修趣旨を踏まえ作成したもので、学生を対象としたポスター・動画コンテストの紹介、中学生向け副教材や文部科学省の教員向け教材の紹介等も盛り込まれており教員を対象とした研修用に工夫された内容であった。ただ男女共同参画基本計画を紹介する資料において教員に関連する基本目標と重点項目が紹介されていたが、男女共同参画に関する研修を含む教職員等研修事業は令和5年度の男女共同参画関連施策の一つとされていることから、基本目標・重点項目の紹介に加え教職員等研修事業の基本計画における位置づけについても説明があれば、当研修の役割について受講者の理解も深まると思われる。</p> <p>研修方法について研修後の受講者アンケートを閲覧したところ、研修内容の中心である学校教育に関する講義については、双方向型のオンライン方式で実施されたこともあり多くのコメ</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 県民生活課) 令和7年度の男女共同参画推進イベントを東部地区（岩国市）で開催した。</p> <p>(主務課・室 教育庁 教職員課) 教職員等研修事業の基本計画における位置づけについては、11月28日（金）に集合形態で行われる新任校長（2期）研修講座において説明することとしている。</p> <p>令和7年度新任校長研修において、「男女共同参画の推進」についての講義を昨年度同様オンデマンド型オンライン研修（自習方式）で実施した。</p> <p>男女共同参画課に講義資料に加えて解説動画の作成を依頼し、5月13日（火）～5月30日（金）の期間に配信することで研修効果の一層の向上を図った。</p>	措置済み 措置済み

<p>ントが記載されていたが、男女共同参画の推進に関する講義について言及したコメントは見られなかった。また、男女共同参画の推進に関する講義を含め 3 つの講義が資料配布による自習方式にて実施されたが、受講者アンケートには、自習方式の講義について資料のみでなく動画配信による説明・解説があるとよいとのコメントがあった。講義資料に加えて資料を解説する動画を作成しサイトに公開することで受講者もポイントを押さえた学習が可能となる。自習方式により講義を実施する場合には、解説動画の作成についても資料作成を依頼している県男女共同参画課と協議していただきたい。</p>		
<p>32. 男女共同参画相談センター(女性相談所)事業費</p> <p>【意見】会計年度任用職員の勤務時間について（合規性）</p> <p>山口県男女参画相談センター及び寮の「山口県男女共同参画相談センター及び大内寮の会計年度任用職員の勤務時間、休憩時間及び休日に関する規程」（以下、「規程」という。）と実際の所定勤務時間が異なるため、規程の見直しが望ましい。</p> <p>山口県男女共同参画相談センターでは、1 か月単位の変形労働時間制を採用している。規程第 2 条では「会計年度任用職員の勤務時間は、毎月 1 日を起算日とする 1 か月単位の変形労働時間制によるものとし、1 週あたり 38 時間 45 分とする。」と定められている。しかし、令和 5 年 7 月から 9 月までの勤務表を確認したところ、実際の勤務時間が 1 週あたり 38 時間 45 分に達していなかった。</p> <p>任用条件通知書には、①報酬が月額であること、②月に 17 日勤務すること、③3 つの異なる勤務時間パターンが存在することが示されている。この通知書によれば、最も短い勤務時間で 17 日出勤した場合、月の所定勤務時間は 82 時間 10 分であり、最も長い勤務時間で出勤した場合には 136 時間となる。したがって、同じ条件で任用された会計年度任用職員によって大幅に月の所定勤務時間が異なる可能性がある。</p> <p>実際には、勤務時間の差が最小限になるように勤務表が作成されているものの、月の所定勤務時間に大きな差が生じる可能性があるため、規程の見直しが望ましいと考えられる。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 男女共同参画相談センター）</p> <p>意見を踏まえ規程を変更した。（令和 7 年 4 月 1 日から施行）</p>	<p>措置済み</p>
<p>33. 配偶者暴力等（DV）対策事業</p> <p>【指摘】DV を許さない社会の実現におけるパネル展示について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>パネル展示を見るためには、配偶者暴力防止運動期間という限られた期間内に県庁舎に来庁した上、1 階のパネル展示コーナーに足を運ばないといけない。しかし、パネル展示コーナーの位置は分かりにくく上に、パネルの内容も見にくい等、県民の意識啓発という事業目的との関係での著しく有効性に乏しい。このような形式でのパネル展示については今後継続するか</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 男女共同参画課）</p> <p>現在のパネル展示は、県で定められた情報展示コーナーで効果的に実施しており、引き続き実施していく。</p> <p>また、新たな啓発方法については他県の好事例等を参考に検討していく。</p>	<p>改善途中</p>

<p>について検討されるべきであり、指摘とする。</p> <p>さらに、DV 被害は、時に生命・身体の安全が危ぶまれる等、人権課題としての優先度は類型的に高い部類に属する。埼玉県上尾市における取組のように、大学生から啓発用ポスターの作成を募集して、優秀な作品をポスター化して、県内の各機関に配布する等、より効果的な啓発方法を検討いただきたい。</p> <p>【意見】DV を許さない社会の実現におけるパープルライトアップについて（有効性、経済性・効率性）</p> <p>パープルライトアップを県が主体的に実施しているのは 1 箇所（山口県県政資料館（旧山口県会議事堂）のみであり、その他は、任意で実施を希望した県内各市町が実施するものとし、実施に要する費用も全額市町が負担するとされている。ライトアップが県内の限られた地域でしか実施されないならば、せつかくの事業の意義も半減し、県民の意識啓発という事業目的との関係において有効性に疑問がある。</p> <p>「DV を許さない」というテーマは、県内あまねく求められるものであり、配偶者暴力防止運動期間は、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日までの 2 週間という限られた期間であることも考えれば、県内各市町で最低 1 箇所はライトアップを行う等の工夫をし、より効果的な啓発を目指すことが検討されるべきである。</p> <p>また、その際、県内各市町がライトアップを実施するために要する費用の一部を県が補助することも、持続的な事業の実施の観点から検討されることが望ましいと思料する。</p> <p>【意見】DV を許さない社会の実現：デート DV 防止リーフレット 2 種類、DV 防止啓発リーフレット及び DV 防止啓発カードの配布について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>1　デート DV のリーフレットが 2 種類あることの有効性について</p> <p>　　デート DV のリーフレットは「知っちょる？デート DV」（以下「知っちょる」という。）と「大切にしようあなたとわたし」（以下「あなたとわたし」という。）の二種類が存在する。県によれば、「知っちょる」は主に生徒向けで、「あなたとわたし」は、主に婚姻前の若年層向けに作成したものとのことである。</p> <p>　確かに、「知っちょる」には高校生同士の 3 つの具体的な会話例を挙げた上、これら会話の内容がデート DV に該当するかどうかを考えさせるものとなっており、生徒でも理解しやすいように工夫している。また「あなたとわたし」には、「デート DV チェック」というチェックリストがあり、「あなたとわたし」を読む者が、デート DV を受けているか又はデート DV をしていないかについて考えさせる工夫をしているなど、二種類のリーフレットは差別化が試みられている。他方で、会話例もチェックリストもデート DV の啓発には有用であるにもかかわらず、「知っちょる」にはチェックリストがなく、「あなたとわた</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 男女共同参画課）</p> <p>市町に対するパープルライトアップ実施の働きかけについては、市町会議等を通じて行っており、今後も全県的でより効果的な啓発となるよう、引き続き市町へ働きかけを行っていく。</p>	<p>措置済み</p>
		<p>改善途中</p>

<p>し」には会話例がないなど、中途半端な出来になっている。</p> <p>これらのリーフレットの長所を生かすためにも、統一を図つてはどうか。その際、交際中の恋人同士のやり取りに大学生や社会人を含める形に工夫することが考えられる。</p> <p>デートDVもDVの一類型であることや、交際中の関係性と婚姻等に移行した後の関係性には連続性があることからすれば、デートDVだけを切り離して啓発リーフレットを作成するよりも、両者を統一した形のリーフレットを作成して、項目の中でも分ける方が合理的かつ効率的と考える。</p>		
<h2>2 啓発用リーフレット等の配布の方法について</h2> <p>啓発用リーフレットの配布には、常に、このような啓発を必要としている人たちにどのように届けるか、という問題がつきまと。現在、「知っちよる」については、毎年高校1年生に配布しており、その試みは継続されることが望ましい。課題となるのは、高校卒業後の、婚姻前の若年層に対してどのように啓発用リーフレットを届けるかである。</p> <p>この点、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた後も、県内では20歳を対象とした成人式開催を継続する市町が多い。県によれば、現在は、成人式の場で啓発用リーフレットの配布は行っていないとのことであるが、大学進学や就職等により人間関係の範囲が、質・量ともに高校生時代よりも拡大する若年者に対して、改めて啓発を行うことには意味があると考えられ、成人式という場で啓発用リーフレットを配布することも検討されるべきである。</p>		
<p>【意見】被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実について（有効性）</p> <p>相談体制整備の方向を明確化すべきことが重要と考える。同様の問題が存在する分野としては、消費者行政における消費生活センターの設置がある。現状は、山口県は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第3条第1項にいう「配偶者暴力相談支援センター」（以下「配暴センター」という。）の機能を有する施設を県中央部の1箇所にしか有していない（以下、山口県が設置している配暴センターを「県センター」という。）。なお、地方公共団体として、宇部市が配暴センターを設置している。</p> <p>一般相談の件数は令和4年度より減少傾向にあるものの、県センターへの一般相談の件数は令和3年以降減少傾向にあり、令和5年度は3,000件を割り込んでいる（但し、相談内容別に見た場合、DV相談は令和4年度より微増している）。なお、一般相談のうち入所面接は20件、面接相談は198件、電話相談は2,340件となっている。</p> <p>県の相談窓口には相談せず、地元自治体の相談窓口に相談に行く者も一定数存在することが見込まれることから、県内各市</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 男女共同参画課）</p> <p>県内市町の相談件数については調査を実施しており、相談者の分布状況は把握している。</p> <p>県の相談体制については、県センターを中心として、各市町の相談窓口と連携して対応するとともに、相談業務に関する助言等を行い、相談体制の充実に努めている。</p> <p>また、支援調整会議を設置し、市町や医療、法律、民間シェルター等の関係機関・団体と連携強化を図り、支援施策や実施状況の共有を図るとともに、個別ケースの支援方針の検討にあたっては、必要に応じて、医師や弁護士等の専門家の助言が得られるようにしている。</p> <p>アンケートの実施について、DV相談は、相談者の心情に配慮し、秘匿が大原</p>	<p>措置済み</p>

<p>町の相談窓口におけるDV相談の件数及びそのうちの面談相談と電話相談のそれぞれの数を統計的に調査すべきと考える。また、配暴センターへの相談者について、3つの圏域（県東部、県中央部、県西部）のいずれに属するかを確認し、相談者の分布状況についてもデータの収集を行っていく必要がある（現在は未実施）。上記の統計調査結果を踏まえ、山口県内における合理的な相談体制の構築の方向性を検討すべきと考える。</p>																																		
<p>方向性としては2つあり、一つは、消費生活センターと同様に、県が設置する配暴センターは1箇所としつつ、各市町の相談窓口を充実させて、二元的な相談窓口の体制を強化していくというものである。もう一つは、本県を3つくらいの圏域ごとに分けて、それぞれの圏域毎に県が配暴センターを設置し、県が中心となって相談窓口を運営していく方法である。</p>																																		
<p>中国地方を見ても、本県よりも規模が同等か小さいといえる鳥取県は3か所、島根県は2か所、県が配暴センターを設置している。DV問題は、被害者の生命・身体の安全に関わる重大かつ優先度の高い人権課題の一つであり、県が配暴センターを増設することも現実的な選択肢として検討されることが望まれる。</p>																																		
<p>さらに、県によれば、現在、相談者に対するアンケートを実施していないということであるが、一般相談、専門相談を問わず、フィードバックのためにもアンケートを実施すべきである。</p>																																		
<p>【意見】被害者を保護する体制の整備・充実について（有効性）</p>																																		
<p>1 DVを理由とする一時保護の状況について</p>																																		
<p>DVを理由とする一時保護の状況については、以下の通りである。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="4">実 施 主 体</th> </tr> <tr> <th>県</th> <th>民間シェルター</th> <th>児童養護施設</th> <th>母子生活支援施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2019</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2020</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2021</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2022</td> <td>17</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	実 施 主 体				県	民間シェルター	児童養護施設	母子生活支援施設	2019	9	—	—	—	2020	11	2	—	1	2021	11	1	—	1	2022	17	2	1	1	2023	19	2	—	—
年 度		実 施 主 体																																
	県	民間シェルター	児童養護施設	母子生活支援施設																														
2019	9	—	—	—																														
2020	11	2	—	1																														
2021	11	1	—	1																														
2022	17	2	1	1																														
2023	19	2	—	—																														
<p>一時保護の実績は、県によるものが圧倒的に多い。県が一時保護を行う場合、外部委託先が一時保護を行う場合と比べて、電話を使用できない等の制限が多く、被保護者が、社会生活を自立的に行うに当たっての活動を行う支障が高いというデメリットも強い。</p>																																		
<p>県によれば、現状は、生命・身体の安全を確保する度合いが高い場合、県による一時保護が活用されているとのことであるが、なるべく社会生活を自立的に行うための諸活動に支障が生じないように、有職者や求職者については外部委託先の活用を図ることが求められる。また、被保護者の置かれた状況によっては、県営住宅・市営住宅といった施設の活用も有効であり、</p>																																		
<p>則であることから、慎重な対応とせざるを得ない。</p>																																		
<p>(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)</p>																																		
<p>1 県による一時保護の場合は、県でも外部委託先でも基本的な制限には差はない。</p>																																		
<p>社会生活への自立を目的とした場合は一時保護所ではなく自立支援施設での対応となる。</p>																																		
<p>2 退所後の支援については、アフターケア職員のほか、入所中の担当生活支援員も同様に対応し、アフターケア職員の負担軽減に努めている。</p>																																		
<p>措置済み</p>																																		

<p>事案に応じた柔軟な対応がとられるように体制を整えることが必要と考える。</p> <p>2 被害者の自立に向けた支援の充実・強化について</p> <p>県センターには、一時保護所入所者が退所した後の自立支援を行う職員である「アフターケア職員」1名（非常勤）が配置されており、僅か1名の職員が対象者14名に対し、面談（自宅及びそれ以外の場所での対面）52回、電話対応183回などの対応を行っており、一人当たりの負担が重いといえる。</p> <p>一時保護所に入所した者が退所後に自立していくための支援には手厚いサポートが必要であり、アフターケア職員の増員等、更なる体制整備が求められる。</p> <p>【意見】市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進：DV防 止法に基づく基本計画の策定の必要性について（有効性）</p> <p>DV問題については、前述した県と県内各市町の二元的な相談体制の効果的な運用を行うためにも、県と県内各市町が協働して対応に当たる必要がある。そして、県内各市町が、県と協働体制を深めるため、県内各市町の側も、県が策定したDV防止法に基づく基本計画（以下「基本計画」という。）の内容を踏まえ、県内各市町としての目的意識を持った行政活動が行われることが必要である。かかる観点からすれば、県内の全市町において基本計画が策定されることが望ましい。</p> <p>県によれば、和木町と阿武町の2町を除く県内各市町において基本計画が策定されているとのことであり、県においては、残りの2町に対して今後基本計画を策定することを強く働きかけていくことが求められる。</p> <p>【意見】市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進：民間 シェルターの取組支援について（合規性、有効性）</p> <p>県は民間シェルターとの連携事業として国の補助金を活用して4つの取組（以下、4つの取組をまとめて「本事業」という。）を行った。本事業の1つであるSNS相談について、県が国に対して提出した実績報告書には、令和5年度のSNS相談の相談受付日時は、毎週火・水・木（年間156日）の17時～21時となっているが、広報用のチラシには明確に記載されていない。SNS相談を利用しようとする者を困惑させないため、SNS相談の相談受付日時をチラシに明記する必要がある。</p> <p>また、異なる3種類のSNS相談サービスが並列的に掲載されているリーフレットやカードには、相談できる時間帯や相談できる内容についての記載はない上、これらの相談窓口の違いや特性に関する情報も記載されていない。QRコードを読み取ればある程度の情報は分かるにしても、3つのうちのどのQRコードを読み取れば良いのか逡巡する県民もいると思われることから、</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 男女共同参画課）</p> <p>今後も引き続き、未策定の2町に対し、情報提供や必要な助言を行うなど、計画策定の働きかけを継続していく。</p>	<p>改善途中</p>
---	---	-------------

<p>県民に寄り添う視点を持つてもう少し丁寧な広報が求められる。</p> <p>【意見】事業の利用者を性別により限定していることについて（合規性）</p> <p>SNS 相談を始めとする本事業についての利用可能者は、女性であるということが暗黙裡に前提とされている。この点、確かにDV の被害者になる者の属性が男性よりも女性の方が多いことや、実質的な男女共同参画の実現という観点から見れば、まだまだ女性が様々な面で社会的に見て厳しい立場に置かれている状況にあることから、男性よりも女性に手厚い支援の必要性があることは認められる。</p> <p>しかし、その一方で、令和3年3月に策定された「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」に記載された、令和元年度の県民調査結果によれば、県民の約4人に1人がDV の被害経験があり、性別毎にみると、女性は約3人に1人がDV の被害経験を有しているが、男性も約5人に1人の割合でDV の被害経験を有している。また、被害経験は男女とも5年前より増加していることが示されており、男性のDV 被害者が相談できる体制整備の必要性も無視できない。</p> <p>本事業は国の要綱に基づく補助事業であり、申請や実績報告書の提出は県が行うことになっている上に、補助事業を行う事業主体も県が非公募の形で募集しており、県の関与の度合いは強い。男女平等の見地から、SNS 相談の相談者を事実上女性に限る形で実施する団体「のみ」を同補助事業の事業主体として、県が国に対して補助金の申請等を行うことが適切であるかについて、今後合規性の観点から問題とされる可能性は否定できない。</p> <p>県においては、この点も考慮した上で、補助事業の申請を行うことが求められる。例えば、補助事業の事業主体を複数の形で申請できるため、一つは女性のみが利用可能な事業にして、もう一つは男女ともに利用可能な事業とするなどの工夫が求められる。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)</p> <p>意見を踏まえ、男性のDV 被害者が相談できる体制整備の必要性を考慮し、検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>34. 性暴力被害者支援事業</p> <p>【意見】やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」の活用について（有効性）</p> <p>現在、やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」の県民認知度は未だ低いと思われる。</p> <p>県は、「あさがお」を県民に周知するため、県内の公立高等学校、私立高等学校、大手スーパー、コンビニエンスストア、市町の公民館等に周知用のリーフレット及びカードを配布している。リーフレットやカードの不足が生じた際にはその都度補充しているが、枚数管理は行っていない。</p> <p>県の目標である男女が健康で安心・安全に暮らせる社会づくり</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)</p> <p>中学校への「あさがお」の周知については、リーフレットやカードを配布しているところであり、引き続き周知に努めてまいる。</p> <p>小学校への周知については、ご意見を踏まえ、周知に努めてまいる。</p> <p>今後も引き続き、「あさがお」の認知度を高めるため、リーフレットの配布や</p>	<p>改善途中</p>

<p>りを実現し、性犯罪や性暴力の未然防止を図り性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援を実施し、被害者的心身の負担軽減と健康の回復を図るためにも、現状の施設等への配布のみでは「あさがお」の周知はまだまだ不十分であると考えられ、周知リーフレットや周知カードを配布する施設を増やすことが有効策の一つと考える。例えば、現在配布対象としていない中学校や小学校にも配布先を拡大してはいかがであろうか。またリーフレットやカードの需要が多い施設の近隣地域は、それだけ「あさがお」の必要性が高い地域であろうと推測できるため、より積極的に配布施設等を増やし、必要な県民へ漏れなく行き渡るよう配慮していただきたい。周知リーフレット等を多数配布し、「あさがお」の認知度を高めることは、性犯罪や性暴力の未然防止や被害の軽減につながると考えられるため、今後も意欲的に周知に努めていただきたい。</p>	<p>SNSなどの様々な広報媒体を活用して幅広く周知に努めてまいる。</p>	
<p>35. 女性保護施設運営費</p> <p>【指摘】給食費の事業毎の適正な配分について（合規性、経済性・効率性）</p> <p>男女共同参画相談センターは、「男女共同参画相談センター一時保護所（以下「一時保護所」という。）」と当事業（婦人保護施設）の二つの入所施設を設けている。このうち、給食調理業務に係る業務委託費は、全額が当事業に計上され、一時保護所には計上されていない。</p> <p>県の担当者によると、一時保護所は短期間の保護を想定しているのに対し、当事業は要支援者が自立に至るまでの比較的長期間の入所を予定しているため、給食を提供する機会（回数）は入所期間が長期となる当事業の方が多くなることが想定されるとして、全額を当事業に計上しているとのことであった。</p> <p>しかし、令和5年度の入所実績によると、一時保護所の入所延日数は581日であるのに対し、当事業の入所延日数は315日であるため、利用機会（日数）は一時保護所のほうが多くなっている。また、一人当たりの入所延日数は、一時保護所が約10.57日、当事業が11.66日であり、入所期間に差異があるとは言えない。</p> <p>二つの事業の間の費用の割り振りの問題であるため、外部に支払う費用の額が変動するものではないが、事業に係る経費を正確に把握し、次年度以降の予算編成にも活かすためには、利用実績に応じた合理的な費用按分が必要である。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 男女共同参画相談センター）</p> <p>令和8年度より、一時保護所と女性保護施設の入所者数を用いて、男女共同参画相談センター事業費と女性保護施設運営費それぞれに費用按分する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>36. 切れ目のない妊娠・出産・子育て支援推進事業（妊娠・出産・子育て包括支援推進事業）</p> <p>【指摘】母子保健研修業務の契約事項の不履行について（合規性、有効性）</p> <p>(6) -3 「母子保健研修業務」の委託契約書記載の実施計画書</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課）</p> <p>事業の執行管理の責任及び事業の目的</p>	<p>措置済み</p>

<p>が作成されていなかった。</p> <p>当該業務の契約書第5条において、「乙(受託者)は、本業務を実施するに当たっては、実施計画書を作成し、甲(山口県)の承認を受けるものとする。」と記載されているが、正式に提出された計画書はなく、したがって、県の承認もなされていなかった。</p> <p>当該事業は、15年間にわたり随意契約となっており、その理由は、「業務の実施にあたっては、高度の知識や専門的な技術を有する専門職員が不可欠であり、県内においてこの条件に該当する団体は(公財)山口県健康福祉財団をおいて他にない。」ということであり、(公財)山口県健康福祉財団とする理由は、「本業務を15年以上にわたり実施してきており、過去の実績についても良好であることから、蓄積されたノウハウや経験、知識を生かした業務を実施できる唯一の団体である。」となっている。このことからも、県は(公財)山口県健康福祉財団を信頼できる事業者として当該業務を委託していたのであるが、計画がなければ、予算が適切に執行されているか、否かの担保はなく、事業終了後に適切に執行されたことをもって判断することとなり、さらに計画との比較も出来ないことから、その善し悪しの判断基準を何に求めるかも曖昧となる。さらに、計画には事業目標も含まれるべきであることは言うまでもない。したがって、県の予算の執行管理としては極めて不適切である。</p> <p>県は、事業の執行管理の責任及び事業の目的を果たすため、契約書記載のとおり実施計画書の提出を求め、内容を確認し、承認を経て事業を実施する必要がある。</p> <p>【意見】思春期保健保護者向け公開講座企画運営等業務の周知方法について（有効性）</p> <p>当該業務の講座の周知方法について、対象者に直接的に届く手法をより多く採ることが望ましい。</p> <p>当講座の対象者は、思春期の子どもを持つ保護者となっており、令和5年度の参加は、99人（当日視聴者79人）となっている。この講座は、県のHP、LINE広告、また当該業務で作成した41,000部のチラシによる方法で周知を行っている。参加者アンケートによると、受講のきっかけは、76.6%がチラシとなっている。このチラシは、作成した8割程度を県内の中学校を中心とした学校関連機関に配布しており、講座内容の主体となる「思春期の子ども」が保護者へ渡すという、間接的な周知方法となっている。</p> <p>アンケート結果では、受講者の理解度や活用度が高く、好評である。オンライン形式のため参加者の心理的・地理的ハードルも低いことから、今後一層の受講者の増加のために、例えば、各学校から保護者への連絡手段を使用して直接保護者への周知を依頼する等の、確実に受講対象者に案内が届く手法を考えいただきたい。</p>	<p>を果たすため、今後は契約書記載のとおり実施計画書の提出を求め、内容を確認し、承認を経て事業を実施することとしている。</p> <p>なお、令和7年度実施分の同契約については、指摘を踏まえ、実施計画書の提出を受け、承認を経て事業を実施している。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課)</p> <p>意見を踏まえ、今後は、一層の受講者の増加のために、確実に受講対象者に案内が届く手法による直接的な周知を検討してまいる。</p>
---	--	---

<p>【意見】拠点職員母子保健スキルアップ研修業務の研修内容について（有効性）</p> <p>当該業務の研修内容について、今後は、過去に認定されたまちかどネウボラ職員を対象とする研修も加えることが事業活動の有効性を高めるために必要と考える。</p> <p>まちかどネウボラの認定要件の一つに、「拠点職員母子保健スキルアップ研修」を受講した職員がいることが掲げられており、当該研修は、まちかどネウボラの認定数を増加させることを目的としている。</p> <p>県のまちかどネウボラ認定件数の目標値は、R6年度で100か所であり、R5年度時点で認定件数が既に93か所となっていることから、目標達成間近となっている。したがって、今後においては、まちかどネウボラの機能を強化し、更に有効な活動となるよう、既受講者に対して知識やスキルを継続的に保持し、高めていくことを目的とした新たな研修も実施していくことが必要である。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども政策課)</p> <p>意見を踏まえ、今後、まちかどネウボラの機能を強化し更に有効な活動となるよう、既受講者に対して、知識やスキルを継続的に保持し高めていくことを目的とした新たな研修も実施していくことを検討してまいる。</p>	改善途中
<p>37. 周産期医療体制総合対策事業</p> <p>【指摘】委託業務の仕様書記載内容の適切性について（経済性・効率性）</p> <p>(6) -2 小児在宅医療研修業務の仕様書には、WEB研修なのか、あるいは集合研修なのかの記載ではなく、見積書は集合研修を前提として作成されている。そのため、仕様書に研修実施方法を明確に記載する必要がある。</p> <p>現在の研修は令和2年度以降WEB研修となっているが、仕様書にはその記載がない。また、仕様書に基づいて提出された見積書も集合研修を前提としている。WEB研修と集合研修では経費（例えば、旅費や会場使用料）が異なるため、この違いを明確にした上で、仕様書を作成し、それに対応した見積書を用いて契約する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)</p> <p>令和7年度から仕様書に指摘の趣旨を踏まえ、実施方法に関する項目を新たに記載するとともに、見積書に実施方法を記載した上で提出させ、適切な経費が計上されていることを確認のうえで、契約を締結するよう、改善を行った。</p>	措置済み
<p>【指摘】委託契約の積算の妥当性について（経済性・効率性）</p> <p>(6) -5 山口県助産師出向支援導入業務及び(6) -6 助産実践能力向上事業について、ともに1者の随意契約となっている。</p> <p>過去3年間の積算、見積書、決算書を確認すると、両委託業務とともに同傾向で報償費と旅費は積算・見積段階では多く、決算では減少する結果となり、差額が賃金として計上されている。</p> <p>各委託費の内訳を具体的に見ると、まず、助産師出向支援導入業務における実践研修に係る経費の執行状況は毎年度予算の1割である。毎年度、積算及び見積書の金額はほぼ同じであることから、最終的に決算額とかなり乖離が生じている。</p> <p>次に、助産実践能力向上事業については、内訳に増減があるにも関わらず、積算額と見積額及び決算額が一致しており、こちらは一致していること自体が相當に不自然である。報償費と</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)</p> <p>令和7年4月に、指摘の趣旨を踏まえ、委託先事業者と過去の実績内容及び積算根拠の検証を行った上で、令和7年度から、明確な積算根拠に基づく契約を締結するよう、改善を行った。</p>	改善途中

旅費は実費であり、その差額を全て賃金として予算上限まで計上することを良しとするのであれば、そもそも当該事業が委託料予算ありきで実施されているのではないかとの疑念が生じる。

実践研修については、なるべく多くの出向研修に対応できるよう、予算上限の 500 千円を毎年計上しているが、実績として県内医療機関の事情もあり未達となっていることは理解できるが、賃金が増加したことについても合理的な説明が必要である。

当該委託事業が経済的かつ効率的に実施されているとの説明責任が果たせるよう、前年度の実績内容の合理性を検証した上で、積算及び見積については慎重かつ適正に実施しなければならない。

費目（主なもの）	令和3年度			令和4年度			令和5年度			単位（千円）
	積算	見積書	決算	積算	見積書	決算	積算	見積書	決算	
賃金	1,187	770	1,744	1,196	881	1,591	1,225	1,000	1,695	
報償費	193	390	211	193	456	232	193	462	144	
旅費	394	797	48	393	660	101	408	484	83	
実践研修	500	500	50	500	500	50	500	500	50	
計	2,569	2,569	2,119	2,569	2,569	2,119	2,569	2,569	2,119	

費目（主なもの）	令和3年度			令和4年度			令和5年度			単位（千円）
	積算	見積書	決算	積算	見積書	決算	積算	見積書	決算	
賃金	512	358	1,105	512	614	862	471	520	1,009	
報償費	397	689	440	397	755	490	397	783	462	
旅費	534	511	145	534	359	315	476	412	168	
計	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	

※表中の計は業務の合計額であり、費目（主なもの）の合計ではない。

【指摘】補助金交付条件の記載の適切性について（経済性・効率性）

(8)-2 山口県院内助産所・助産師外来整備支援事業費補助金及び(8)-3 産科医療機関設備整備事業については、ともに同内容の補助金であり、補助金交付要綱に補助事業完了後の条件として、消費税等の仕入控除税額の報告が記載されている。

しかし、交付決定通知書には、(8)-3 は交付の条件が記載されているのに対し、(8)-2 は交付の条件の記載がないため、わざわざ補助事業者へメールにより報告の依頼をしている。

業務を効率的に実施するため、山口県院内助産所・助産師外来整備支援事業費補助金の交付決定通知書にも交付の条件の記載をする必要がある。

【意見】小児在宅医療研修業務の参加者について（有効性）

(6) -2 「小児在宅医療研修業務」における研修会の参加者について、医師が不足しているため、その参加を促進するような研修内容にすべきである。令和 5 年度の研修会には、1 回目は 103 名中 13 名の医師、2 回目は 71 名中 6 名の医師しか参加しておらず、研修への医師の参加率が少ない。本事業の研修目的は、「小児在宅医療に従事する小児科医療機関の拡大を図るために、小児科医師等を対象にした普及啓発および技能研修の開

（主務課・室 健康福祉部 医療政策課）
令和 7 年度から交付決定通知書に指摘の趣旨を踏まえ、交付条件を記載する改善を行った。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部 医療政策課）
意見の趣旨を踏まえ、当該研修への医師の参加が多くなるよう検討していく。

改善途中

<p>催」であり、医師のみを対象としている訳ではなく、看護師や保健師を主たる受講者とすることもある。しかし、事業の目的や「小児科医師との円滑な調整が可能であるなど、事業を効果的かつ効率的に実施できる者は山口県小児科医会以外には存在しない」という理由で随意契約が締結されているのであれば、医師の参加が多くなるような研修を企画することも重要であると考える。</p>		
<p>【意見】委託業務の仕様書記載内容と予定価格の適切性について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>(6)-3 「精神的な問題を持つ妊産婦の支援体制に係る調査業務」の仕様書に記載されている内容だけでは、県が業務委託を通じて期待している成果や業務量が明確ではないため、予定価格の算出も不明瞭になっている。精神的な問題を抱えている妊産婦の支援体制に関する調査業務においては、仕様書には「これまでの調査結果をふまえた連携マニュアルの作成」としか記載がなく、この情報から必要な業務量を判断することは困難である。</p> <p>この業務の予定価格の内訳は、賃金単価 7,700 円×30 日=231,000 円、旅費（県内）3,300 円×7 回=23,100 円、一般需用費 65,615 円、役務費 80,000 円、共済費（一月分）285 円で合計 400,000 円となっている。しかし、30 日の業務量が必要かどうかについては、仕様書からは読み取ることはできない。</p> <p>業務委託で県が期待する結果を得るためにには、より具体的な仕様書の作成が求められる。仕様書に業務内容が明確に記載されれば、想定される業務量も明確になり、予定価格の精度が向上し、最良の結果を最低限のコストで達成できると考えらる。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)</p> <p>当該業務は、令和 6 年度に終了しているが、意見の趣旨を踏まえ、今後、同様の調査を行う際には仕様書に具体的な調査項目や業務量を記載するよう、改善を行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】1 者随意契約の妥当性について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>(6)-4 「周産期医療関連調査業務」について、1 者随意契約となっているが、仕様書による事業内容は「山口県周産期医療研究会参加医療機関（12 病院）における、母体・新生児の搬送搬入状況、（中略）に関する令和 5 年の調査」となっており、そもそも対象医療機関が周産期医療研究会参加機関のみのため、当然、委託先は周産期医療研究会となる。</p> <p>研究会参加の医療機関は県内の中核医療機関となっている。調査先を一般の医療機関まで加えないのは、回収率が悪いからの理由があるが、最初から対象にしないのではなく、調査がより有効になるためにも一般の医療機関、助産施設にも対象を広げる努力を促したい。</p> <p>また委託料の積算根拠となっている人件費の計上基準も曖昧であり、検証が必要であると考える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 医療政策課)</p> <p>当該調査は、中高リスクの出産に伴う母体・新生児の搬送・搬入や先天異常児等に関するものであることから、出産中高リスクの母体・新生児を受け入れる周産期母子医療センターなど本県周産期の中核的な医療機関に対して、母体・新生児の搬送・搬入や先天異常児等の調査を依頼することとしている。</p> <p>委託料の積算根拠については、令和 6 年 1 月に受託者から聞き取り調査を行い、令和 7 年度から指摘の趣旨を踏まえ、検証された積算根拠により発注する改善を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>【指摘】 契約書及び仕様書に基づく委託業務及び手続の妥当性について（合規性、有効性）</p> <p>委託契約書及び仕様書に基づき委託先から県に提出されることがとなっている実績報告等の提出物が、仕様書に記載の内容を満たしていなかった。</p> <p>具体的には、つながりサポート事業実施業務仕様書（3）留意事項においては、①「相談者（参加者）へのアンケートの作成、実施、集計を行うこと」、②「相談記録の作成及びアンケートの実施に当たっては、県が指定する様式を使用すること」、③「相談記録の原本は、業務完了時に持参により提出すること」等と記載されていた。また、同仕様書（4）成果の報告等においては、④「報告書には活動及び参加者のアンケート結果や写真を盛り込むこと」と記載されていた。</p> <p>しかし、①については委託業者において相談者に対するアンケートの作成、実施、集計は行われていなかった。②については一定の様式により相談記録が残されていたが、特に様式の指定は行われていなかった。③については相談記録の原本は県へ提出されていなかった。④については参加者のアンケート結果や写真が実績報告書に記載されておらず、契約期間は1年に渡り、かつ13,511千円と高額な契約であるが、実績報告書はA4版サイズの両面印刷で1枚のみの非常に簡潔なものであった。</p> <p>上記に鑑みれば、当事業における委託業務は仕様書どおりに実施されていなかったにも関わらず業務完了とし委託料を支払てしまっていたことになる。ここで改めて上記（6）令和5年度委託契約の概要の「検査の概要」を見ると、「検査対象：仕様書のとおり業務が実施されたか、否かについて確認した。検査手法：提出された業務実績報告書から適正に業務が実施されているかどうかについて確認した。検査結果：合格（適正に業務を遂行している）」と記されており、検査業務の適切性についても信憑性が疑われる結果となっている。</p> <p>委託業務の終了時点においては、契約書及び仕様書の記載内容を十分に確認し、これらに従って委託業務及び事務手続が実施されていたことを業務委託検査において検証すべきである。</p> <p>【指摘】 契約期間と業務委託検査の実施時期の不整合について（合規性）</p> <p>つながりサポート事業実施業務については、令和6年3月26日に県の担当者による検査が実施され、適正に履行されている旨の評価が行われていた。</p> <p>しかし、当委託業務については、委託契約書上、契約期間は3月31日までとなっており、これは委託期間満了前に業務委託検査を実施し、検査の結論を出していることになる。県の担当者によると、業務委託検査後の期間においても委託業者による業務の実施は行われているとのことであったが、委託期間経過後において追加の業務委託検査等を実施した証跡は残されていなかった。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部 男女共同参画課）</p> <p>今後、このようなことがないように委託業務の終了時点には、契約書及び仕様書の記載内容を十分に確認し、これらに従って委託業務及び事務手続が実施されていることを業務委託検査において検証していくことを徹底していく。</p>	<p>改善途中</p>
	<p>（主務課・室 環境生活部 男女共同参画課）</p> <p>検査後の委託期間についても追加で業務委託検査を行い記録した。</p> <p>今後は契約期間満了後に検査を実施することを徹底していく。</p>	<p>措置済み</p>

<p>業務委託検査を委託期間終了前に実施するのであれば、その後委託期間終了後までの期間においても適切に委託業務が実施されたか否かについて確認する必要があり、また確認をしたのであれば追加の業務委託検査としてそれを記録し、証跡を残す必要がある。</p>		
<p>【指摘】個人情報の管理及び引き継ぎについて（合規性）</p> <p>つながりサポート事業実施業務は、単年度契約により毎年度業務の委託が行われている。</p> <p>当委託業務に係る仕様書では、「相談記録の原本は、業務完了時に持参により提出すること」とされているが、現状は委託業者から県に相談記録の提出は行われておらず、単年度契約により委託業務を受託している委託業者が相談記録の原本を保管していると考えられる。</p> <p>相談記録は本来県が所有・管理するものであり、単年度契約を行っている委託業者側で相談記録を保管することは、個人情報等の管理の観点から極めて望ましくない。</p> <p>また、将来的に委託業者が他の業者となった場合に、相談者への円滑なサポート体制の継続という観点からは相談内容等の個人情報が適切に後任の委託業者に引き継がれる必要がある。</p> <p>相談記録は県の責任において適切に保管するとともに、当委託業務に係る委託契約書において後任の委託業者へ相談内容等を適切に引き継ぐ旨を規定する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)</p> <p>相談記録は県の責任において適切に保管し、当委託業務に係る委託契約書において後任の委託業者へ相談内容等を適切に引き継ぐ旨を規定した。</p>	措置済み
<p>【意見】委託業者の選定について（有効性）</p> <p>つながりサポート事業実施業務は、(特非) 山口女性サポートネットワークに随意契約で委託が実施されている。</p> <p>ここで、つながりサポート事業実施業務に係る委託契約の仕様書において、「2 目的」の部分に「NPO の知見やノウハウを活用し」と記載されており、仕様書上では NPO 法人を委託業者として選定することが前提であるかのような記載になっている。</p> <p>当委託業務の内容は、公認心理師等の資格を持った職員が対応しなければならないと決められているわけではなく、またNPO 法人以外にも相談等の業務を担える法人はあると考えられる。</p> <p>委託業者の選定に際しては、NPO 法人に限らず相談等のノウハウを有している者を委託業者の候補とし、安易に随意契約にて契約が行われないよう留意する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部 男女共同参画課)</p> <p>意見を踏まえ、仕様書には NPO 法人を委託業者として選定することが前提であるかのような記載はなくし、委託先業者として、NPO 法人に限らず、広く対象としている。</p>	措置済み
<p>39. 生活困窮者自立支援事業</p> <p>【指摘】業務委託検査調書の様式について（合規性）</p> <p>(6) -3 「就労準備支援事業」について、業務完了後の検査時に作成された検査調書の様式が「別記第 11 号様式」となっていた。改定前の業務委託契約事務取扱要領（以下、要領）の様式であり、検査調書が作成された令和 6 年 3 月時点では令和 5 年 4</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 厚政課)</p> <p>業務の執行に関する規定や要領等について確認を徹底するよう、令和 7 年 4 月に周知を図った。</p>	措置済み

<p>月1日から実施される要領の「様式7-2」を使用しなければならない。ただし「別記第11号様式」にて作成した検査調書には「様式7-2」で必要とされる項目は網羅されており、記載内容の漏れはなかった。</p> <p>業務委託に係る契約については、県会計規則や要領に定められた取扱をしなければならない。要領は必要に応じて改定されており、その時点で必要な事務手続が規定されている。前年度と同様の業務委託契約を締結する際、前年度作成した書類は参考になるものの、要領が改定され新たな検査項目が追加された場合、前年度の書類を使用していると手續漏れが発生してしまうため、まずは要領に変更がないかについて確認する必要がある。</p> <p>【指摘】業務委託の事業内訳書の内容確認について（経済性・効率性）</p> <p>(6) -3 「就労準備支援事業」では、四半期ごとに概算払が行われ、委託先から概算払精算書が提出されている。概算払精算書に添付された事業内訳書には対象四半期中に発生した費用が人件費と物件費に区分され費目ごとの金額が記載されている。1月から3月の事業内訳書において、共済費等（主に社会保険料）の金額が給料の金額を上回っており、担当者へ質問したところ、共済費等に社会保険料の本人負担額が含まれていた。今回の指摘により、担当者が委託先に確認したところ、間違いが判明し、後日、委託先から訂正された事業内訳書が再提出されたということであった。</p> <p>本来であれば概算払精算書が提出された際に内容を確認し、見積書と比較して著増減があれば質問し、誤りがあれば指摘し修正を求めなければならない。また実績額の情報は次年度以降の予算編成においても重要な情報となるため、正確な実績額を把握するべく事業内訳書に不明な点があれば委託先へヒアリングを行い、記載内容を明らかにしておくべきである。</p> <p>【意見】生活困窮者自立支援制度に係る委託事務交付金算定根拠について（合規性）</p> <p>阿武町の生活困窮者支援事業の必須事業については、地方自治法に基づき事務の委託により萩市へ委託しており、生活困窮者自立支援事業委託事務交付金交付要綱に基づいて事務交付金を交付している。交付金額は算定表により計算されており、人件費及び委託料は、それぞれ地方交付税参考資料の市町村一般職員単価、萩市から萩市社会福祉協議会への自立相談支援事業委託料に阿武町の人口割合を乗じて算出、扶助費については住居確保給付金に給付件数・月数を乗じて算出していた。物件費についても、阿武町の人口割合を乗じて算出していたが、単価は「消耗品費 800円」となっていたため内容について担当者へ質問したところ、萩市へのヒアリングにより決定した金額であるがそのことは記録として残されていなかったとのことであつ</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 厚政課)</p> <p>適正な委託契約手続きを執行するため、見積書および事業内訳等については改めて入念な確認を行うとともに、その適否を検討した記録を残すこととする。</p>	<p>改善途中</p>
		<p>(主務課・室 健康福祉部 厚政課)</p> <p>意見を踏まえ、交付金等の算定根拠については十分に聞き取りを行い、採用決定した経過・検討内容について、適切に記録を残すこととした。</p>

<p>た。</p> <p>金額が 800 円と少額ではあるものの、交付金算定根拠となる重要な項目であることから、算定根拠として採用された経緯については記録に残すべきである。萩市へのヒアリングにより決定した金額であること、さらには算出方法についても萩市へ確認し、妥当であることを確認した旨の記録をしておく必要がある。</p>		
<p>40.ひとり親家庭等就業支援強化事業</p> <p>【意見】事業目的達成のための効果的な指標の設定と事業効果の検証について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>当該事業は、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立を目的としているが、現在明確な事業目的の達成指標は設定されていない。確かに相談就業者数や就業情報の提供及び求人開拓した企業数等、アウトプットとしての実績値は把握されている。しかし、この実績は多いのか、少ないのか、また実績として十分なのか否か、達成したい指標を設定していなければ判断できず、事業の改善もできない。従って、事業の有効性及び効率性を高めるためには、明確な指標を設定し、それらを実績値と比較して評価・検証する必要がある。</p> <p>さらに、事業目的は、自立支援であることから、当該事業のアウトカムとしては、相談者等から自立支援プログラム策定に繋がった実績把握や、自立支援プログラム策定者の行動変容等を追跡調査し、何が有効であったのかを把握しエビデンスを積み上げていく必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)</p> <p>山口県母子・父子福祉センターでの相談実績については、手段や相談内容、相談者の状況により分類し、今後の対応の参考としている。</p> <p>ひとり親の状況は様々であり、今後、相談実績を参考に達成指標を検討しながら、相談体制の充実を図る。</p>	措置済み
<p>【意見】講習会参加者に対するアンケートの実施について（有効性）</p> <p>山口県ひとり親家庭等生活向上事業における講習会では、アンケートを実施していない。家計管理等に関する生活支援のための講習会を県内で 20 回も開催し、参加人数も 284 人となっており、精力的に活動されていると評価できる。これら講習会参加者は実際に家計管理等に関する生活支援を必要としている人と推察でき、当該参加者の特に理解度や役立度、さらに要望等を把握することは、事業を継続的に発展させより有効なものにしていくために大変貴重なデータとなる。</p> <p>講習会に参加しただけでは自立支援には繋がらず、その内容を理解し、実践してもらわなくてはならない。従って、受講者へのアンケートの実施及びその積み上げで、より受講者に寄り添った講習会を実施することができる。アンケートの内容も工夫し、真の自立支援の一助になるとの認識を持って、事業を実施する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)</p> <p>包括外部監査の意見も踏まえ、令和 7 年度の講習会については、日頃ひとり親からの相談に対応している母子・父子自立支援員等の意見を聞き、ひとり親からの相談が多く、かつ、知識の習得が必要な内容を設定した。</p> <p>今後も、アンケートの実施や相談実績の分析等により、ニーズの高い受講内容を設定していくこととしている。</p>	措置済み

<p>【意見】ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の継続性に関する検討について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>県は平成 28 年度より、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業として、高等学校を卒業していない（中退を含む）、県内の町（周防大島町を除く）に居住するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高卒認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の軽減を図るための給付金（最大 30 万円）を支給することにより支援を行っている（令和 5 年度予算額は 30 万円）。しかし当該事業における支給実績は平成 28 年度より現在まで 1 件もない（申請実績なし）。</p> <p>その要因としては、県内の町（周防大島町を除く）に居住する者のみという対象の狭さや、他の民間団体の支援策などもあり、当該事業の優位性がない等、様々考えられるが、平成 28 年度より 1 件もないという事実は、当該事業の意義について今一度検証すべきと考える。そもそも、当該制度は周知されているのかという疑念も生じる。</p> <p>県の予算には限りがある以上、当該事業の継続性についても検討する必要がある。</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）</p> <p>当該事業は、県が対象としている町以外の市町では実績が上がることもあり、全くニーズがないということではない。また、ひとり親の状況は様々であり、いつ申請があるか予測できるものではないため、当該制度を活用したいひとり親等がいつでも申請できるように、最低限の予算措置をしているところである。</p> <p>当該制度は県ホームページ等で周知しており、県公式 LINE 等、新たな媒体による広報に取り組んでいる。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】当初予算額と決算額の乖離要因について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>当初予算額 23,867 千円に対して、決算額は 16,978 千円と乖離した結果となっている（当初予算比△6,889 千円、△28.8%）。主な要因は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対する当初予算額 11,155 千円に対して、決算額が 4,856 千円であったこと（当初予算比△6,299 千円、△56.4%）と考えられる。当該乖離額または乖離率は他の事業と比較しても小さくない。</p> <p>当該貸付事業は財源の大部分が国庫からであり、県は申請があれば可能な限り全て対応し、当貸付事業を推進させるためにも、より多くの予算を確保しておきたいというインセンティブが働くことはある程度、理解できる。また当貸付事業の対象はひとり親家庭の親であり、一般的にひとり親家庭となるタイミングや要因は個別に様々である上に、ひとり親家庭において当事業の制度を利用したいタイミングや要因も個別に様々と考えられるため、当事業の制度の申請数を正確に予測することは困難であり、予算として正確に積算することが困難であるという点も理解は出来る。</p> <p>しかし予算の適切な配分という観点から考えると、国からの交付が大部分を占めるとは言え、予算は可能な限り正確に積算し、決算額との乖離は可能な限り僅少にすべきである。そのため県としては今後、過去の実績分析や就業相談等により得られた情報分析等から、より慎重な調査に基づき予算を積算し、決算額との乖離を最小限にする必要がある。</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）</p> <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業については、実施主体である山口県社会福祉協議会において、過去の実績や市町からの相談情報等を踏まえ、次年度の貸付予定件数を算出している。</p> <p>意見を踏まえ、今後も実施主体との連携を密にし、より精度の高い予測を立てられるよう情報共有していく。</p>	<p>措置済み</p>

41. 母子・父子自立支援員等活動費

【意見】母子・父子自立支援員の配置について（合規性）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、県内の各健康福祉センター及び防府支所に 8 名の母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭等の相談に応じ、自立に必要な指導・支援を行っている。支援員は国家資格等ではないが、社会福祉士等、福祉行政に精通した者が任用されている。任期 1 年の会計年度任用職員であるが、専門性が必要であることから基本的に継続して任用されている。

令和 5 年度は年度途中での欠員は生じていないが、各健康福祉センターに 1 名のみの配置であるため、退職者が発生した際、後任者の採用まで期間が空くと母子家庭等の相談及び指導・支援業務に支障が生じる可能性がある。また支援員が急な事情で当日休暇を取得した場合、他の支援員によるフォローが難しい。日頃より社会福祉士や福祉行政経験者等の支援員となりうる候補者についてリストを作成する等し、急な退職者の発生に備えておく必要があると考える。また将来的には複数センターを複数の支援員で対応するブロック制導入等も検討し、母子家庭等がいつでも相談できる環境、支援員が安心して働く環境を整備していただきたい。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき市及び福祉事務所設置町は母子父子自立支援員を配置しており、各健康福祉センター配置の母子父子自立支援員と併せて複数体制が確保されている。

また、周防大島を除く和木町、上関町、田布施町、平生町並びに阿武町においては母子父子自立支援担当の職員及び各健康福祉センター配置の自立支援員により対応が行われていることから各町域においても複数体制は確保されている。

急な退職の場合などは、隣接する圏域の健康福祉センター等の職員が対応することが可能であり、過去その実績もある。

措置済み

42. ひとり親家庭自立支援給付金事業

【意見】自立支援給付金の給付実績について（有効性）

自立支援教育訓練給付金の実績は、令和 3 年度 1 件、令和 4 年度と令和 5 年度は 0 件だが、県の給付対象は福祉事務所の設置がない県内 5 町である。対象外市町における実績と比較すると以下のようになる。

令和 5 年度実績	県対象 5 町	対象外市町（下関市除く）
自立支援教育訓練給付金	0	9
高等職業訓練促進給付金	2	86
高等職業訓練修了支援給付金	1	36

結果、県対象の 5 町が極端に少ないわけではなく、県全体においても自立支援教育訓練給付金の件数は少ない。

また、対象者である児童扶養手当の受給者数は 5 町で 235 名である。対象者はひとり親でありながら、子育て、就業をこなした後の教育訓練給付の指定講座の受講をする必要があり、かなりの負担が生じることが予想される。これらの事情を踏まえると本実績は無理ないと判断する。

本給付金は、国の制度に沿ったものであるため県独自で対象や給付条件を変更することは難しいと思われる。しかし本事業実施の必要性にあるように、より収入の高い就業を可能とするため、就職に有利な資格・技能習得を容易にし、経済的自立を促進し、福祉の増進を図るためにも一人でも多くの対象者が受給

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

当該給付金は国の制度に沿ったものであり、国の枠組みを超えた対象や給付条件を設定することは難しいが、添付書類の省略等、制度の中で簡略化に取り組んでいるところである。

また、市町等から当該事業に関する相談があった場合は、国への照会結果を他の市町とも共有する等、制度の円滑な実施に取り組んでいる。

措置済み

<p>できるように可能な範囲で条件を改善し、今後の事業を実施していただきたい。</p>		
<p>43. 母子・父子福祉センター運営費</p> <p>【指摘】山口県母子・父子福祉センターの開館日及び時間について（合規性）</p> <p>山口県母子・父子福祉センターの開館日及び時間は、山口県母子・父子福祉施設条例の第4条と第5条で規定されている。さらに同条例の第8条第2項では、第4条と第5条で示された日や時間以外に開館する場合、またはその日や時間内で閉館する際には、知事の承認が必要と定められている。しかし、実績報告書を閲覧した結果、条例で定められた以外の日や時間帯に開館していたことが判明した。</p> <p>これらについて知事の承認を得ているかを確認したところ、明確に承認を受けていることを証明する書類はないとの回答であった。県のサービス拡大としては問題ないが、指定管理者としては包括協定書に明記されていない内容を独自に実施している形となる。そのため、条例指定以外の日や時間に開館する場合は、例えば包括協定書に記載する等を行い、知事の承認を得ていることを明確に示す必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)</p> <p>山口県母子・父子福祉センターは、令和7年度が指定管理更新年度となっている。</p> <p>この更新の際に開館日及び時間等を実態に合わせて、包括協定書へ記載することとしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>43-1. 母子・父子福祉センター運営費（（一財）山口県母子寡婦福祉連合会）</p> <p>【意見】人件費の予算額と決算額の大幅な乖離について（経済性・効率性）</p> <p>本事業の人件費は、令和5年度、予算額6,538,000円に対して、決算額7,502,134円となっており、約96万円もの差異がある（決算額/予算額114.7%）。</p> <p>センター所長からの聴き取りによると、最低賃金の引上げに伴う賃上げや、相談件数の増加による残業代の増加により、人件費が増加しているとのことである。</p> <p>一方、本事業は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の包括協定が締結されており、予算額は毎年同額となっている（9,301,000円×5年）。予算額の内訳も毎年同額であるため、人件費は毎年上記の6,538,000円が固定的に予算計上されている。年度別の協定においても予算額は包括協定と同じ内容となっている。</p> <p>人件費の予算額に対する乖離については、例えば、令和3年度の予算を作成した当時の最低賃金は829円（令和2年度）であったが、令和5年度は928円であるため、11.9%増加している。このため、人件費に関しては、固定的な予算額に対して決算額が増大するのは当然と考えられる。</p> <p>指定管理料収入が固定化されているため、指定管理者が人件費の増加分をカバーするために経費節減に努めているとのこと</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課)</p> <p>山口県母子・父子センターの運営状況については、指定管理者への聞き取り及び毎年提出される事業計画書、実績報告書により、センターの運営に支障がないか確認している。</p> <p>今後も、指定管理者との連携を密にし、労働環境の悪化や県民へのサービスの低下という事態を招かぬよう、センターの運営状況等を把握し、適正な指定管理料の設定に努める。</p>	<p>措置済み</p>

だが、令和6年度も最低賃金が979円（令和2年度より18.1%増加）に引き上げられたことから、経費節減による人件費の捻出にも限界があると考えられる。また、無理な経費節減は就労環境の悪化や県民に対するサービスの低下にも繋がりかねない。

5年間の包括協定期間における、相談件数の増加といった内部事情や、最低賃金の引上げといった外部事情の変動を予測することは困難であるため、予算は年度別協定において柔軟に対応すべきである。包括協定書第16条では「年度別協定で定めた指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、協議の上これを変更するものとする。」と定められているが、これは緊急事態に対応する趣旨と思われる。安定した事業運営のためには、まずは、年度別協定で実情にあった予算を編成し、5年間の包括協定の期間中であっても、年度別に指定管理料の増減を検討することが望ましいと考える。

44. 母子父子寡婦福祉資金

【指摘】契約書に従っていない実績報告書について（合規性）

随意契約をしている母子父子寡婦福祉資金システム運用管理業務は、①業務完了報告書の日付欄が全ての月において空欄となっていた。さらに、②業務完了日以前に報告書及び請求書が郵送されていた。

当該業務は、委託契約において、委託料の請求は1ヶ月毎とし、検査に合格したときは県に対して委託料を請求するものとなっている。委託業者から毎月提出されている業務完了報告書の作業期間は毎月1日から月末までとなっており、業務完了年月日はその月の末日となっている。しかし、業務完了報告書と請求書は、常に月末日前に送付されてきており、令和6年3月分については、令和6年3月15日付で県に郵送されている。また、業務完了報告書にある日付欄は、全ての月で空欄となっており、県の受付印は翌月初めの日付となっている。

以上のことから、当該実績報告書は業務の完了を証明するものとは言えず、県はどのような検査をもって合格としているのか、これらの書類からは全く判断できない。そのため、委託業者は業務を完了しないまま、また県は業務についての検査をせずに委託料の支払を実施することになり、合規性に疑義がある。県は業務を適正に遂行しなければならず、また委託業者に対して適切な指導を実施する必要がある。

【指摘】委託業務の契約額の客観性について（経済性・効率性）

母子父子寡婦福祉資金システム運用管理業務は、システムの保守を業務としており、具体的には次のように仕様書に明記されている。

業務内容及びその仕様について

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）
措置済み

ご指摘を踏まえ、委託業者に対し、月末に運用保守業務を完了した後に業務完了報告書を提出するよう指導済である。

県においても、1ヶ月間の保守業務が適正に実施されたことを確認したうえで業務完了報告書と請求書を受領し、委託料を支払うこととしている。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）
措置済み

当該システムの保守費用の価格の妥当性については、監査人の指摘事項等に記載されているとおり、デジタル・ガバメント推進課を経由し、外部専門家であるITアドバイザーによる検証が行われてい

<p>業務内容及びその仕様について</p> <p>母子父子寡婦福祉資金システム保守 業務遂行上発生する「母子父子寡婦福祉資金システム」のさまざまなシステム運用・保守上の問題点について支援（期間：令和5年4月から令和6年3月まで）</p> <p>【支援業務の作業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子父子寡婦福祉資金システム保守活動に必要な体制維持管理、保守発生受付システムに関するドキュメント、資源管理作業 母子父子寡婦福祉資金システムの軽微なプログラム修正 母子父子寡婦福祉資金システムのQA対応 母子父子寡婦福祉資金システムの障害対応 母子父子寡婦福祉資金システムの業務支援 	<p>上記の仕様に対して、令和5年度に実際に発生した業務を確認するため、関係書類を精査したところ、実績報告書は、具体的業務実績を記載する様式にはなっておらず、保守発生受付や業務報告等の添付書類もないことから、実施された業務内容を客観的に判断することは不可能であった。</p> <p>単独随意契約に至る手続については、規定に従い競争入札審査会も適切に実施されているものの、選考理由は、主に①システムのプログラム設計事業者であること、②これまでの対応の状況（平成27年度より単独随意契約）の2点である。②これまでの対応状況については、特に大きな問題が発生していなかつたことは窺えるが、対応状況の記録がないため、価格の妥当性を第三者が判断することが出来ず、また、県も競争入札審査会において、価格の妥当性について検討した痕跡はない。契約額は、年間125万4千円であり、100万円を超えており、見積合せも行っていない。随意契約の根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に求めるとしても、委託料の価格の妥当性に客観性をもたせないことへの免罪符にはなりえず、県民に対して価格の妥当性を説明できる体制を構築する必要がある。</p> <p>この点について県は、母子父子寡婦福祉資金のシステムの保守費用の額が妥当かどうかについては、毎年度、保守業者から見積書を徴取した上で、デジタル・ガバメント推進課を経由しITアドバイザーに検証を依頼し、適正な経費か否か精査してもらっているということである。しかし所見欄に、「今年度と同額であること」と記載されているのみであることから、前年同額を基準としているだけであり、実際の業務に対する経済性を評価している訳ではない。従って、各個別事業で価格の妥当性を判断できる体制を整える必要があり、当該事業の場合、業者からの作業報告書等の添付を求め、業務と価格の経済性を判断した上で、契約する必要がある。</p>	<p>ITアドバイザーによる検証は全庁的な取り組みであり、山口県におけるIT投資全体の最適化を図るために、各所属が関係する情報システム・情報化事業について、ITアドバイザーによる事業内容の精査が行われている。当該システムの保守費用の価格の妥当性については、府内の他システムと同様の手法で検証が行われているものであることから、ITアドバイザーの「今年度（令和5年度の保守費用）と同額であること」という評価に従っているものであるが、指摘は今後の参考とさせていただく。</p>
<p>【指摘】稟議書等における決裁日の記入漏れについて（合規性）</p> <p>当事業に関連する稟議等を閲覧したところ、決裁年月日が未記入となっていたものが散見された。責任の範囲及び時期の明確化のためにも、事務処理の基準日の明確化は重要な統制業務であり、決裁日は必ず適切に記入する必要がある。</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）</p> <p>当該事務に係る決裁年月日を適切に記入できるよう、決裁日が自動で入力される電子決裁に代替可能なものは切り替えるほか、紙決裁の場合は決裁年月日を記</p>	

<p>【指摘】徴収停止後の債権処理の適切性について（合規性）</p> <p>今回実地監査を行った宇部健康福祉センターにおける最終徴収日から 10 年以上経過している者は、80 件 22,810 千円であり、その内徴収停止措置をした者は、2 件 844 千円のみである。内、1 件償還金 839,632 円、違約金 40,600 円については、平成 29（2017）年 1 月 10 日に徴収停止調書を作成し具申している。山口県債権管理条例では、徴収停止の措置をとった非強制徴収債権について、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においてなおその要件に該当する場合には債権放棄ができる旨規定している。県は、相当期間を 5 年間と関連資料等に明記しており、当該債権についても徴収停止措置から 5 年後に債権放棄を目指す旨起案されている。しかし、徴収停止措置の具申から 7 年経過した 2024 年 10 月時点において、なんらのアクションも起こされていなかった。</p> <p>このことについては、特に法律や県の規定違反となる訳ではない。しかし、当該徴収停止措置が具申された背景は、平成 28 年 8 月時点の健康福祉部の繰越分未収額 778,770 千円の内半額以上を占める 479,378 千円が母子父子寡婦福祉貸付金によるものであり、その内消滅時効が満了している債権が 109,850 千円（健康福祉部計 164,879 千円）であることを問題視し、部のプランに沿った回収を基本としつつ、債権数の削減に努めたものであり、その決定が反故された状態となっていた。</p> <p>担当課については、問題を放置していた訳ではなく、適切に処理する意思はあるものの、日々の業務の優先順位を勘案すると現状のようになっていたということである。令和 5 年度末時点の収納未済額は母子父子寡婦福祉貸付資金だけで 296,740 千円となっており、取り決めたルールに則り最大限の回収及び整理をしていく必要がある。その上で、職員の負担軽減等も考慮し、特に少額債権（上記 2 件の内もう 1 件、債権残額 4,612 円であるが、徴収停止措置を行っていない 1 万円以下の債権多数あり）については積極的に債権放棄する等の対応も必要と考える。</p> <p>【意見】債権回収マニュアルの作成及び外部専門家への委託の検討について（有効性、経済性・効率性）</p> <p>収納未済額の回収については、制度の維持や公平性を確保するとともに、歳入確保の面からも極めて重要であり、最大限の回収及び整理が必要である。消滅時効の期間を完成させて債権を失うことは許されないため、未収債権への対応について基本方針を定め、現場の担当者にも理解し易いマニュアル類の整備、研修会の実施等により、担当課のみでなく、全庁で事務の標準化を進めるべきである。</p> <p>また、現場の担当者についても業務多忙である上、債務者と</p>	<p>入するよう徹底していく。</p> <p>（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）</p> <p>監査人の指摘を受け、徴収停止済となっていた 2 件の案件について債権放棄を行った。</p> <p>そのうち 1 件は指摘事項に記載されている債権残高 4,612 円の少額債権である。</p> <p>今後も、徴収停止措置を行った案件で、山口県債権管理条例の債権放棄の要件に該当するものについては、随時債権放棄を検討していく。</p>	<p>措置済み</p>
	<p>（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）</p> <p>弁護士法人といった外部専門家への活用については、県の他の徴収金事務の事例や他県や他市の活用実績を参考にしながら検討してまいりたい。</p> <p>なお、監査人の意見にもあるとおり、令和 6 年 12 月から令和 7 年 2 月にかけて各健康福祉センターへ職員を派遣し、債権回収に係る基礎知識の説明や回収方針</p>	<p>改善途中</p>

の距離も近いが故に徴収困難となる事例も多いと推察する。従って、弁護士等の専門家への回収業務委託も有効と考える。他県では債権回収業務の弁護士への委託事例もある。引用になると、茨城県の令和 3 年度包括外部監査報告書（43 頁）によると、弁護士法人への回収委託は、「回収に難ある債権の約 11 ヶ月間の回収額は想像以上の実績となっている。」と記載されており、実績は、令和 2 年度（10 月から翌年 3 月）回収委託額 72,382 千円に対して回収額 27,597 千円（回収率 38.1%）、令和 3 年度（4 月から 8 月）回収委託額 204,970 千円に対して回収額 24,577 千円（回収率 12.0%）となっている。監査人は、「意見」として、「時間の経過とともに債権回収の困難性は高まる傾向にあることから、費用対効果を検討の上、弁護士又は弁護士法人への債権回収の委託をより進められたい。」と記している。さらに、「茨城県の債権全般に言えることではあるが、債務者の立場からすると県が法的措置に移行する可能性は低いと判断し、他の債務を優先的に返済した方が良いとの考えを持っていることは否定できない。事実、金融機関の住宅のローンについては、遅滞なく返済を実施しているが、県の債務については支払がなされている事案もあった。一部の債務者にあっては、県への債務の支払は後回しにしても問題ないと認識を有している可能性もあることも認識すべきである。」とし、「意見」として「債権者が県への支払をすることなく他の債権者への支払を優先している実態、弁護士法人が督促した場合の良好な回収状況等を勘案すると、所管課における延滞債権の回収可能性の判断には甘さがあり、債務者の実態を的確に把握できていない事案もあることがわかる。所管課の債務者に対する支払い能力の判断は、必ずしも実態を反映していない場合もあるとの認識を持つことが重要であり、所管課は所定の回収手続を厳々と実施することが必要である。」と述べられている。

実際に宇部健康福祉センターの償還指導記録を閲覧したところ類似した事案もあり、債権管理の実務は、地方自治法、地方自治法施行令はもとより、民法等の民事法分野や債権管理条例の知識も必要な上、担当者の債権回収に係る精神的・時間的負担も大きいと考えられることから、外部専門家の活用も有効と考える。

今回の監査を受け、担当課では課長名で母子父子寡婦福祉資金貸付金管理・回収に係る取組強化について」（令和 6 年 11 月 7 日付 令 6 こども家庭 658 号）と題して各健康福祉センターへ職員を派遣し、基礎的な知識及び回収困難案件の回収方針等に関するヒアリングを 12 月から翌年 2 月まで実施する旨通知している。実施内容は、①時効、相続等、債権管理に必要な基礎知識の確認について、②徴収停止の要件及び債権管理条例を活用した債権放棄について、③徴収困難となっている案件の債権回収方針等について、である。

このように即実行に移していただいた点については、大いに評価できる。今後の回収及び整理が進展することを期待してい

のヒアリングを実施した。

今後も現場の職員の効率的な債権回収に寄与する取り組みを継続していく。

る。

【意見】貸付対象者を一部性別により限定していることについて（有効性）

県は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、国庫を利用して貸付事業を実施している。貸付の対象者は以下の通りである。

	対象者	定義
①	母子家庭の母、父子家庭の父	・配偶者のいない女子・男子で現に 20 歳未満の児童を扶養している方
②	寡婦	・配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として児童を扶養していた方
③	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦以外の方	・夫と死別や離婚等をし、現在配偶者のいない 40 歳以上の女子の方（所得制限あり） ・20 歳未満の父母のいない児童

この対象者及び定義は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいているため、合規性に問題はない。しかし、寡婦は女子とされ、③においても女子が対象となっており、男子は対象外となっている。国の制度とは言え、事業の目的に照らせば、寡夫も対象とされるべきであり、これは、憲法 14 条の平等原則に違反するものではないかとの疑念がおこる。この考え方は、夫が一家の働き手として働く性別分業に根ざしたモデルが背景にあり、所得税法や年金分野における差異については、経済的差別は合理性があるとの司法の判例もある。一方、児童福祉手当の父子家庭手当は、平成 22 年 7 月に導入されたが、これは、平成 14 年 7 月に栃木県鹿沼市が導入した児童育成手当が先駆けとなったとされている。

このように、父子家庭への救済が地方自治法の施策が先駆けとなった例もあることから、山口県においては、対象者を性別に関係なく同等とする見直しを行うことが必要である。

45. 児童扶養手当支給事業費

【意見】町と県とのデータの連携について（経済性・効率性）

児童扶養手当の認定に際しては、児童扶養手当の支給要件該当者から町役場へ受給資格の認定請求書が提出され、町役場の担当者による要件等の確認及び請求書へ記載内容を反映した上で県（こども家庭課）へ進達されている。

受給資格の認定請求書は手書きであり、こども家庭課の担当者は、同請求書の内容を確認の上、請求書に基づき児童扶養手当システムへ必要事項を入力している。

業務の効率的な実施の観点からは、将来的には町と県との間で児童扶養手当の認定に関する情報の授受をデータ連携により行う等の方法について検討することが望まれる。

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

県では「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、国庫を利用して貸付事業を実施しているものである。

このため、貸し付け対象も含めて、国において適切に対応されるものと認識している。

これまでのところ、そのようなニーズは寄せられていないが、ニーズがあるようであれば、国への要望等を検討することとしたい。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課）

データ連携により情報の授受を行うためには、各町においても児童扶養手当システムの導入が必要となるが、各町での毎月の届出件数等は数件と少なく、システム導入に係る費用対効果が望めないのが現状であるため、将来的に届出件数等の増加がみられる場合は、データ連携を検討することとしたい。

措置済み